の償還殘高二百五萬千五百五十一圓餘に付き預金部の融通利率を年五分五厘に引上ぐると共に、償還期限を昭和二十七年三月迄延長し、且つ之を貸付金の形式に變更したり（本章第六節第四款第一項第三目參照）。

第七項　東洋拓殖株式會社事業資金

東洋拓殖株式會社は其の事業資金に充つる爲め豫ねて社債公募の計畫ありしが、明治四十三年十月之が募集に至る迄一時預金部より資金の融通を受くることとなり、預金部は明治四十三年十二月、明治四十四年十一月及明治四十五年五月の三回に亙り、夫々第十七回興業債券百五十萬圓、第二十回同三百五十萬圓及第二十三回同二百五十萬圓合計七百五十萬圓を、何れも利率年五分、償還期限二箇年を以て引受け、日本興業銀行は右に依りて得たる資金を利率年五分三厘を以て同社に融通し、同社は更に其の資金を預金部に預入し、必要の都度之が引出を行ひ得ることとしたり。而して右融通金中第一回の分百五十萬圓は、大正元年十二月期限到來したるも、當時同社に於ては其の社債未だ成立の運びに至らざりし爲め、更に同一條件を以て二箇年の期限延長を認め、第二十五回興業債券を以て借換せしめしが、大正二年三月佛國に於て同社第一回社債五千萬法の成立を見るや、其の手取金の内を以て七百五十萬圓全額の期限前償還を見たり。

第八項　南滿洲鐵道株式會社事業資金

明治四十三年末南滿洲鐵道株式會社は其の事業資金に不足を生ずるに至りたるを以て、當時計畫中なりし外債の成立に至る迄一時預金部より資金の融通を受くることとなり、預金部は同年十二月利率年五分、償還期限一箇年を以て第十八回興業債券三百萬圓を引受け、日本興業銀行は右に依りて得たる資金を年利五分を以て同社に貸付けしが、同社は明治四十四年四月第四回同社英貨社債手取金受入の上其の全額を償還したり。越えて大正九年五月に至り同社は再び事業資金に逼迫を告げたるを以て、復又預金部より前回同樣興業銀行を通じ、期限一箇年を以て一千六百萬圓の融通を受けしが（興業債券利率年六分、發行價格九十九圓五十錢、興業銀行貸付利率年七分五厘）、之れ亦其の期日に於て償還せられたり。

第九項　朝鮮銀行一般貸付資金

明治四十五年一月、朝鮮銀行は朝鮮總督府貸上金等の爲め其の營業資金に不足を生じ、預金部に對し資金の融通を求め來りしを以て、預金部は朝鮮に於ける郵便貯金還元の趣旨を以て之を容れ、利率年五分、期限十箇年の第二十一回興業債券三百萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年五分一厘を以て、同行に融通せしめしが、其の後同年三月及大正元年十月の二回に亙り第二十二回及第二十四回興業債券を引受け、前記同樣の目的及條件を以て夫々三百萬圓及二百萬圓を興業銀行經由融通したり。朝鮮銀行は右に依り融通を受けたる八百萬圓を農工銀行經由公共團體、金融組合等に貸付けたるものにして、該農工銀行貸付金は大正七年十月に至り朝鮮殖産銀行の引繼ぐ所となりしが、其の回收思はしからざるに前記興業債券の償還期限は續々到來したるを以て、預金部は夫々期限に於て興業債券の償還を爲さしむると共に、同額の朝鮮殖産債券を引受け之が肩代りを行はしめたり（本節第七

款第二項參照)。

第十項　重要輸出品製造業者等救濟資金

本資金三百萬圓は大正三年歐洲大戰の勃發に依り、其の影響を受くること甚しかりし重要輸出品又は輸入代用品の製造に關係ある事業會社又は個人に對し、營業の萎微廢絶に陷るが如きことなからしめんが爲め、必要なる資金を供給せしむる目的を以て、大正三年九月第三十回興業債券を引受け利率年七分、期限十箇年(二箇年据置)の條件に依り日本興業銀行に融通したるものにして、同行の業者に對する貸出條件は左の如し。

一、貸出事業ノ種類

(一)時局ノ爲製品ノ停滯シタル工業ニシテ輸出ノ程度ト相待テ工業ヲ繼續セシムベキモノ

(二)輸出品製造業ニシテ時局ノ爲原料輸入杜絶シ內地代用品ヲ用ヰテ作業ヲ繼續セントスルモノ

(三)輸出品製造用輸入品ノ內地代用品製造業

(四)前三項ノ外猶餘力アルトキハ時局ノ爲特ニ外國ヘ輸出ヲ增加シ得ル見込アル商品ノ製造業

(五)前四項ノ產業ニ直接關係アル交通及動力事業ニシテ資金急需ノモノ

一、貸出一口ノ金額ハ營業ノ萎微廢絶ヲ防グニ必要ナル額ヲ以テ限度トシ、巨額ニ上ラザルコト

一、小工業ニ對シテハ大工業ニ先ンジ貸出ヲ爲スコト

右興業債券は大正四年十二月期限前償還を見たるが、其の事情に至りては關係書類總て燒失して之を究明するに由なきも、銀行に對する借入申込意外に少なかりしに由るものの如し(本節第一款第十項參照)。

第十一項　大倉組製鐵資金

歐洲戰亂に鑑み兵器の自給策を講ずることは最も緊要のものたることを認めしを以て、大正四年十二月大倉組は軍器用木炭純銑鐵及優良銑鐵を製造することとなりしが、本事業は我國に於て創始のことに屬し、其の經營極めて困難なると、世界的に獨占の勢力を有する瑞典鐵の競爭あるとの爲め前途の成算十分ならざるものありしを以て、政府は前記計畫援助の爲め同月預金部に於て利率年五分期限二十箇年(十箇年据置)の條件に依り第三十七回興業債券二百萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年五分二厘を以て大倉組に貸付けしめ、大倉組は更に自己と支那側との合辨たる商辨本溪湖煤鐵有限公司へ融通し、以て右事業の經營に力めたり。然るに其の後大倉組の分身たる大倉鑛業株式會社は、海軍軍備制限に關する條約實施に伴ふ製鐵工場閉鎖に因る損害補償として、額面二百萬圓の公債を交付せらるることとなりたるを以て、同社をして大倉組の當時現在債務百八十萬圓を日本興業銀行に辨濟せしめ、大正十五年七月興業債券の期限前償還を見たり。

第十二項　日本興業銀行滯貸整理資金

大正二年日本興業銀行は政府竝に日本銀行及橫濱正金銀行より各英貨六十萬磅・同三十萬七千磅餘・邦貨二百五十萬圓を、年二分の低利を以て融通を受け、之を運用して同行の波佐見鑛山竝に鷲之巢鑛山に對する滯貸金等に對し、凡そ十箇年を期して整理するの方針を樹て、之に基き整理を進捗せしめたり。然るにその後大正五年九月に至り政府は都合に依り曩に融通したる英貨六十萬磅を返還

せしめたるを以て、新に預金部より年利五分を以て千五百萬圓を融通し、以て當初の整理目的を達成せしむることとし、預金部は同年九月以降三回に亙り第三十八回乃至第四十回興業債券各五百萬圓を引受けしが、各債券の期限は夫々大正十二年九月、大正十三年十一月、大正十四年十一月と定めたり。然るに興業銀行は其の後增資に依る超過金の取得等に因り豫定の整理算程を早め、大正十年八月には遂に殘存滯貸金全額の銷却を終りたるを以て、當初融通の趣旨に從ひ直に興業債券の償還を要することとなりたるも、該興業債券の發行に依り得たる資金は、夫々長期に亙り運用せられ、直に回收し難き事情に在りたるのみならず、他方其の資金を一般市場に於て急速に調辨するときは、勢ひ不利益なる條件をも甘受せざるを得ざりしを以て、預金部は債券の期限は其の儘とし、特に利率を六分五厘に引上げて之が融通を繼續することとし(イ)時機を見計ひ成可く速に市場に賣却すること、及(ロ)資金の都合付次第期限前と雖も償還することの二條件を付し、大正十年十月第七十二回興業債券を以て借換を實行し、後當初の期限に於て夫々償還を見たり。

第十三項　滿洲及西比利亞投資資金

大正七年の交、滿鮮の財界は時局の影響を受けて異常の發展を爲し、朝鮮銀行貸出高は著しき膨脹を告げ、殊に政府の政策に順應して對支對露の方面に新なる活動を開始せる爲め、同行營業資金は遽に不足するに至りたるを以て、預金部は同年四月利率年六分、期限五箇年の條件に依り第四十一回興業債券一千萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年六分一厘を以て朝鮮銀行に融通せしめ、以て滿洲及西比利亞方面に於ける長期運用資金に充當せしめしが、大正十二年三月期限に至り朝鮮銀行より財界の不況を理由として本資金の期限延長竝利子引下方に就き願出あり、當時政府は同行に就ては相當の時期に於て根本的整理を爲さしむるの意圖ありしを以て、差當り一箇年の期限延長及年一分の利率引下を認め、同年六月第七十七回興業債券を以て借換を實行したり。越えて大正十三年四月右借換興業債券の期限到來したるも、同行投資の回收は依然思はしからざりしを以て、第九十一回興業債券を以て再び借換を行ひ、內五百萬圓は大正十四年四月迄、殘額五百萬圓は大正十五年四月迄期限の延長を認めしが、大正十四年四月期限の五百萬圓は延滯の儘同年八月に至り、同月同行の根本的整理案成ると共に本資金も其の融通條件を緩和し、併せて朝鮮銀行直接貸に變更するに決定し、九月之が實行を見たり（本章第六節第四款第四項第五目參照）。

第十四項　東亞興業株式會社株式引受資金

東亞興業株式會社は政府の慫慂に基き對支事業の經營及投資を目的とし、明治四十二年八月百萬圓の資本金を以て設立せられたるものなるが、大正七年七月對支方面の事業資金を充實する爲め其の資本金を三百萬圓より二千萬圓に增加するや、政府は之に相當の援助を與ふると共に業務の指導監督を行ふの必要を認め、興業銀行をして同社舊株三萬株を百五十萬圓（券面五十圓全額拂込濟）にて買取らしめ且つ新株二萬株に應募し二十五萬圓（券面五十圓、四分の一拂込）を拂込ましむることと爲し、同月預金部に於て第四十二回興業債券を引受け、利率年五分五厘、期限五箇年を以て百七十五萬圓の資金を同行に融通したるが、其の後大正九年四月前記新株二萬株に對する第二回拂込資金に充當する爲め再び第五十二回興業債券二十五萬圓を引受け（期限三箇年）日本興業銀行に融通したり。右融通金は大

正十二年六月償還滿期となりしが、當時に於ける興業銀行の資金狀態を以てしては、前記株式を賣却するに非ざれば之が償還資金を得るの途なかりしを以て、特に五箇年の期限延長を認め、同月第八十回興業債券に依りて其の借換を實行し、次いで昭和元年十二月前回同樣第百五回興業債券を引受け新株二萬株に對する第三回拂込資金十萬圓を興業銀行に融通したり。

第十五項　東亞興業株式會社對支投資資金

東亞興業株式會社は前述の如く大正七年七月其の組織に改善を加へ、資金を增加すると共に對支投資に一層の力を注ぎ、以て彼我兩國經濟の聯絡に盡さんとする所ありしが、同社は同年八月之が投資財源として低利資金五百萬圓の融通方に就き政府に申出でたり。預金部に於ては右計畫が政府の方針に順應するものにして、其の要求を容るることの適當なるを認め、利率年五分五厘、期限五箇年を以て第四十三回興業債券五百萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年五分七厘五毛を以て同社に貸出さしめたり。而して右興業債券の償還期限は大正十二年八月到來せしも、東亞興業會社の對支投資は未だ回收の時機に至らざりしを以て、償還期限を三箇年延長すると共に、貸付利率を年六分に引上げ、同月第八十五回興業債券を以て借換を實行せしが、其の後支那に於ける數次の動亂に因り一般對支資金の回收思はしからず、同社の資產狀態は愈〻不良に赴きたるを以て、右借換興業債券の償還期限たる大正十五年八月に至り再び償還期限を三箇年延長し、右延長期間前支那關稅特別會議の促進其の他の事情に依り、東亞興業株式會社に於て日本興業銀行に對し本件融通金の償還を爲し得るに至りたるときは、直に同行をして興業債券の期限前償還を爲さしむるものとして、第百二回興業債券を以て借換を實行したり。

第十六項　對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金

日本興業、臺灣、朝鮮の三銀行は其の對支借款資金に充つる爲め、政府保證興業債券一億圓を發行することとなり、大正七年七月第一回分五千萬圓を發行したるが、其の發行者利廻比較的高率なりし爲め（年六分九厘餘）、大正七年四月成立の有線電信借款二千萬圓の如く、三銀行よりの貸付利率僅に年七分に過ぎざるものに對し、右に依り得たる資金を充當することは三銀行の營業上甚しく困難なるものありたり。玆に於てか大正七年八月三銀行は右の事情を述べ、電信借款資金の一部として相當の資金を預金部より低利融通ありたき旨願出たるを以て、政府は政府保證興業債券發行差損額補塡の趣旨に依り之を承認し、同年九月預金部に於て利率年五分五厘、期限五箇年を以て第四十四回興業債券五百萬圓を引受けたり。因に右有線電信借款は支那に於ける有線電信の擴張及改良に充つる爲め支那政府と中華滙業銀行との間に締結せられたるものにして、其の總額二千萬圓、期限五箇年、利率年八分なりき。而して右第四十四回興業債券は大正十二年九月期限到來せしが、當時に於ける興業銀行の資金狀態を以てしては全額の期日償還は到底困難なりしを以て、五百萬圓中第一回政府保證興業債券差損金に相當する二百萬圓は、同債券の償還に伴ひ大正十二年十月之を償還せしめ、殘額三百萬圓は第二回政府保證興業債券の償還期日たる大正十三年十一月迄延期を認め、第八十六回興業債券を以て借換を行ひ、期日に至り之が償還を見たり。

前記第一回政府保證興業債券五千萬圓は、大正十二年七月の期限に於て第三回及第四回政府保證

興業債券に借換へられしが、其の手取額は合計約四千五百七十五萬圓にして、右債券の償還に對し約四百二十五萬圓の不足を告げたるを以て、同月銀行よりの願出に依り、復又預金部に於て第八十一回興業債券額面四百六十七萬圓を、發行價格九一、利率年六分、期限大正二十七年七月を以て引受け、之が不足を補塡したり。大正十五年三月日本興業銀行外二銀行の對支借款關係債務の整理に關する法律の發布に伴ひ、同年四月興業銀行は右第八十一回興業債券を應募者利廻に依り買入銷却を行ひ、預金部は之が賣却代金を以て三銀行が右法律に基き交付を受けたる國債證券を購入したり。

第十七項　日露實業株式會社事業資金

大正六年に於ける露國革命の勃發及爲替相場の激變に因り、對露債權の未決濟なるもの頗る巨額に上り、當業者の困憊甚しかりしを以て、右未決濟債權中軍需品關係のもの約七千萬圓に就ては、政府に於て臨時國庫證券を發行して之を救濟したりしが、軍需品關係以外のものに就ては政府の救濟の仲介機關たらしむる目的を以て、大正七年八月全國對露貿易聯合會の主なるものに依り設立せられたる日露實業株式會社を通じ、預金部より未決濟債權救濟資金として五百萬圓を融通し、以て同社をして對露貿易業者に貸付けしむることとなれる西比利亞經濟援助資金百萬圓と共に、大正八年三月利率年五分、期限五箇年の條件に依り第四十五回興業債券六百萬圓の引受あり、日本興業・朝鮮兩銀行を經由、日露實業會社に融通せられたり。其の興業銀行より朝鮮銀行への融通は年利五分二厘にして、朝鮮銀行の會社に對する融通は年利五分四厘なりとす。然るに其の後打續く財界の不況は、同社に於ける本資金の回收を著しく困難ならしめしかば、大正十三年四月の期限に於て差當り一箇年の延期を認め、第九十回興業債券を以て借換を實行し、大正十四年四月更に六箇月の延期を認めて第九十八回興業債券を以て借換を行ひしが、同年朝鮮銀行の根本的整理案成り、同行に對する本資金融通條件を緩和するに當り、本資金は同行に對する直接貸に振替へられたり（本章第六節第四款第四項第六目參照）。

第十八項　國際汽船株式會社事業資金

國際汽船株式會社は社外船主及造船業者聯合し、歐洲戰後に於ける海運業の確立及發展を期する爲め、多數の社外船舶を結合して實力を鞏固ならしむると共に、戰時中發達したる造船力の維持を圖るの目的にて、大正八年七月資本金一億圓を以て設立せられたるものなるが、政府は戰後に於ける我海運業援助の趣旨より、同年八月及九年三月の二回に亙り利率年六分、期限十箇年の條件を以て、第四十七回及第五十一回興業債券各一千二百五十萬圓、合計二千五百萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年七分を以て同社に貸付けしめたり。其の後大正十年五月に至り一般海運界不況の影響を受けて會社の經營困難に陷るや、資金不足額を銀行側と折半して負擔援助するの趣旨に依り、大正十九年（昭和五年）六月期限にて、更に預金部資金千三百萬圓の融通を決定し、大正十・十一・十二の三箇年に亙り第六十七回・第七十六回・第七十八回興業債券を引受け之を實行したり。然るに其の後に於ける會社の業績は愈〻惡化し、連年巨額の缺損を出すのみならず、社債・借入金等の債務總計七千五百餘萬圓に上り、元利の償還不能なる狀態に立到り、預金部引受興業債券利子の如きも、銀行に於て立替支拂を餘儀なくせらるるの窮狀に陷りしを以て、遂に大正十四年十一月當時現在額二千九百二十萬圓に付き

左の如く條件を緩和し、第百一回興業債券を以て之が借換を實行したり。

一、利　率　年三分
銀行ノ會社ニ對スル貸出利率ハ年六分トシ、會社ノ營業純益ヲ以テ先ヅ社債ノ元利金竝貸付金ニ對スル年三分ノ利子及年賦償還金ヲ支拂ヒ尙殘餘アルトキハ更ニ貸付金ニ對スル年三分ノ利子ヲ支拂フコトトシ、右ニ依リ貸付金ニ對スル年三分ヲ超ユル利子ノ支拂アリタルトキハ、之ヲ政府融通金ニ依ル分ト其ノ他ノ分トニ按分シ、政府融通金ニ對スル分ハ日本興業銀行ヲシテ預金部ニ納付セシム

一、期　限　昭和二十四年十二月　但シ昭和二年迄据置爾後毎年二回均等償還

第十九項　教育借款資金

大正九年支那本國の財政は著しく窮乏を告げ、在本邦支那留學生費の支辨にも事缺くの狀態なりしが、我政府は日支國交に及ぼす效果に鑑み右留學生費調達に關する支那公使の要請を容れ、差向き所要資金四十五萬圓を限り預金部より融通のことに決定し、同年六月預金部は利率年六分、期限一箇年の第五十四回興業債券四十五萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年八分を以て支那側に融通せしめたり。其の後大正十年六月及八月の二回に右債券の借換を實行して、期限の延長を認め來りしが（大正十年八月の借換に當り興業債券の利率を一分五厘引上げ七分五厘とし、銀行の貸出利率を一分引上げ九分とす）、大正十一年六月日本興業銀行が所謂九六公債を以て本借款に乘換ふるや、翌十二年一月預金部は同行の受領せる右公債を買上げ、之が代金を以て興業債券の償還を行はしめたり（本章第三節第四款參照）。

第二十項　臨時事業資金

大正九年の財界恐慌に伴ひ事業界は異常の不振に陷り金融の梗塞甚だしかりしを以て、政府は之が匡救の爲め日本興業銀行をして事業資金を融通せしむることとなり、預金部に於て同年七月以降四回に亙り各一千萬圓宛利率年六分、期限一年半、發行價格九七を以て、第五十五回・第五十六回・第五十七回及第六十一回興業債券を引受け、之が資金の融通を爲したり。而して預金部に於ける本融通金は、其の所有する臨時國庫證券・五分利國庫證券を買戻條件付にて日本銀行に賣却し調達したるものとす。

興業銀行は右興業債券の發行に依りて得たる資金に自己資金を加へて貸出に當り、總額四千七百七十九萬五千圓の融通を爲せしが、同銀行の貸出方法竝に條件は當時關係銀行間に締結せられたる覺書に明なれば左に之を掲ぐることとすべし。

覺　書

日本興業銀行ハ左ノ方法條件ニ依リ臨時事業資金ヲ融通スルコト

一、臨時事業資金取扱銀行
國債發行引受銀行團員ヲ以テ取扱銀行トス

二、臨時事業資金貸出ノ方法
（イ）各取扱銀行ハ其取引先ノ事業資金融通ノ請求ニ對シ調査ノ上適當ナリト認ムルトキハ日本興業銀行ニ資金融通ヲ求ムルコト
（ロ）貸出ノ形式ハ手形割引ノ方法ニ依リ尙擔保物件ノ種類如何ニヨリ公正證書ヲ作成シ且登記セシムルコト
（ハ）日本興業銀行ハ取扱銀行ノ請求ニ依リ前項手形ノ再割引ヲ爲スモノトス此場合ニ於テハ擔保權設定

ニ關スル書類ヲ添付スルコト

(ニ)　再割引歩合ハ當分日歩貳錢五厘トス

三、臨時事業資金貸出條件

臨時事業資金ハ各取扱銀行カ新ニ貸出スヘキ取引ニ使用セラルルモノトス

(イ)　擔　保

工場財團、軌道財團、鑛業財團、工場抵當有價證券、商品、不動産

必要ニ依リ前項擔保物件ノ外連帶保證人ヲ求ムルモノトス保證人ハ會社ニアリテハ社員若クハ取締役ヲ以テ之ニ充ツルコト

(ロ)　貸出期間

一ケ年以内トシ且此期間内ニ回收ノ見込アルモノニ限ルコト

(ハ)　貸出利子

日歩ハ當分最高參錢貳厘トス

(ニ)　貸出金額

別ニ制限ヲ設ケサルモ此際事業整理ノ方針ヲ以テ成ルヘク最小限度ノ所要額ニ止メシムルコト

四、相談委員

(イ)　本案ニ依ル臨時事業資金融通ノ有效且圓滑ヲ期スル爲メニ取扱銀行中ヨリ東京ニ參名大阪ニ參名ノ相談委員ヲ置クコト

(ロ)　日本興業銀行ハ資金融通ノ採擇ニ就キ隨時相談委員ノ意見ヲ徵スルコト

(ハ)　相談委員ハ何時ニテモ本施設ノ運用ニ關シ日本興業銀行ニ其意見ヲ開陳スルコトヲ得

斯くて本資金の貸出は略ゝ豫期の成績を擧げしが、其の償還に至りては當初こそ金融狀態の緩和に伴ひ順調に行はれ、興業銀行は期限前に於て興業債券の買入償却を行ふの狀態なりしと雖も、其の後大正十年下半期の後半に至り一旦緩和の狀態を呈したる金融市場再び硬化すると共に、大正十一年四月中の興業銀行に對する償還額四千百七十九萬餘圓中、現金を以て償還を受けたる額は僅に一千二十二萬圓に止まり、其の他は或は社債に轉化し、或は同行普通貸に振替を爲すの狀況にして、而も一方預金部引受興業債券の償還資金を公募に依ることとなりたることは事情の之を許さざるものありし爲め、差當り同年四月期限の到來せる第五十七回興業債券千萬圓中、四百萬圓は一箇年期限を延長して借換を認むることとなり、第七十四回興業債券の引受を見しが、大正十二年二月に至り、期限前償還せられたり。尚本資金中より貸出を受けたる日本紙器株式會社に對しては、別に第七十三回興業債券引受の方法に依り六百萬圓を融通したるが、之に就きては本款第二十三項を參照すべし。

臨時事業資金事業別貸出高調表

事業別	口數	金額	事業別	口數	金額
		円			円
紡織業	七	四、一二〇、〇〇〇	造船業	一	七、〇〇〇、〇〇〇
製紙業	二	八、〇〇〇、〇〇〇	電氣業	一七	八、六五〇、〇〇〇
釀造業	二	一、三〇〇、〇〇〇	鐵道及軌道業	三	三、〇〇〇、〇〇〇
製糖業	一	六〇〇、〇〇〇	鑛山業	二	五、〇〇〇、〇〇〇
肥料製造業	一	三、〇〇〇、〇〇〇	商業	一	七〇〇、〇〇〇
硝子工業	一	一、二〇〇、〇〇〇	其他	三	二、三五〇、〇〇〇
製菓業	一	一、二〇〇、〇〇〇	計	四五	四七、七九五、〇〇〇
鐵工業	三	一、六七五、〇〇〇			

第二十一項　三共株式會社事業資金

內國製藥會社は染料醫藥品製造奬勵法に依り、大正四年十一月設立せられたるものにして、國庫の補助を受けて指定醫藥品二十六種を製造し市場に供給しつつありしが、其の資本金百萬圓を以てしては到底醫藥品製造事業獨立の基礎を確立すること能はざりしのみならず、現狀維持にも困難なるを以て、寧ろ多年製藥事業に從事し經濟上の基礎鞏固にして、現に染料醫藥品製造奬勵法に指定せる醫藥の一部を製造しつつありし三共株式會社と合併し、內務大臣監督の下に指定醫藥品を製造せしむるを以て得策なりとし、卽ち同社をして從來の國庫補助を辭退せしむると共に其の交換條件に低利資金二百萬圓（內百萬圓は設備費、百萬圓は運轉資金）を三共株式會社に貸付せられ度き旨、大正九年九月內務省より申出あり。依て預金部に於ては同年十一月第五十八回興業債券二百萬圓を引受け、日本興業銀行をして同社に融通せしめしが、右は大正十四年十月の期限に於て償還ありたり。尙右興業債券の預金部引受利率は年六分、興業銀行の貸出利率は年七分にして、償還期限は何れも五箇年なりき。

第二十二項　帝國蠶絲株式會社事業資金

大正九年三月に於ける經濟界の恐慌に伴ひ絲價は異常の暴落を告げ、生絲の輸出亦杜絶せんとするに至るや、在荷の堆積著しく、繭價も之に伴ひて下落し、延いては我國の主要產業たる蠶絲業を根柢より破壞するの虞ありたるを以て、全國の蠶絲業者相諮り、絲價調節の爲め生絲の買入及其の賣渡を爲すを目的として、資本金千六百萬圓の帝國蠶絲株式會社を設立することとなり、同會社は大正九年九月其の設立を見たるが、政府は特に其の事業を援助するの趣旨を以て、興業銀行及勸業銀行を通じ極度五千萬圓の低利資金融通の議を決し、差當り大正九年十一月及十二月の兩回に亙り利率年五分期限二年半を以て、第五十九回及第六十回興業債券各一千萬圓を預金部に於て引受けたり。斯くて興業銀行及勸業銀行は共同して、右債券の發行に依り得たる資金を利率年五分六厘（前拂）を以て、生絲買付資金として同會社に融通し、其の貸出金額は一千九百餘萬圓に達せり。然るに本貸出金は生絲を爲さざりしものなるが、一方株金の拂込は既に八百萬圓に及び、而も此の上拂込を强行するが如きは當時に於ける經濟事情の之を許さざるものありしを以て、會社は漸く資金難に陷り到底買入を繼續することを得ざるに至れり。玆に於て政府は第四十四回帝國議會の協贊を經て、興業銀行及勸業銀行が帝國蠶絲株式會社に資金の貸付を爲し、而も同社清算の曉に於て其の貸付金額中辨濟を受くること能はざる金額のあるときは、三千萬圓を限り其の損失を補償する旨の契約を爲し、兩行は之に基き新に七千二十四萬七千圓を限度とし、生絲買入資金竝に諸經費（生絲買入手數料借入金利息擔保生絲の倉敷保險料等）の全額を融通し、其の他は前回五千萬圓限度の貸出の場合と同一の條件に依ることとなりしが、預金部は右貸出資金に充てしむる爲め、新に七千二十四萬七千圓を限度として兩行に融通することとなり、大正十年五月以降同年八月迄に第六十三回乃至第六十六回及第七十回興業債券合計四千四百二十萬圓を引受け、兩銀行は之を以て會社に對する貸付に當り、貸出を爲すこと二十五回、其の金額四千五百餘萬圓に達せり。

斯くて會社は大正十年十二月以降漸次持荷の處分に勉め、持荷賣却の進捗と共に銀行に對する借

入金の辨濟を行ひしが、大正十一年八月に至り遂に之を完了し、之に伴ひ預金部引受の興業債券も亦其の償還を見たり。因に會社が買入れたる生絲は總計七萬二千六百六十梱、四百二十三萬七千六百十八斤にして、其の代價六千四百九十八萬一千四十一圓なりとす。

第二十三項　日本紙器株式會社事業資金

日本興業銀行は大正九年中預金部が同行に融通したる臨時事業資金中より六百萬圓を割き、安田銀行を通じ之を日本紙器株式會社に融通したり。然るに同社は其の後經營困難に陷り到底期限に於て右資金の償還を爲す能はざる狀況に在りしが、他方政府に於ては國防上及產業上の見地より同社の事業を保護援助するの必要を認めたるを以て、大正十一年四月右臨時事業資金の償還を爲さしむると共に、新に利率年五分七厘、期限五箇年の第七十三回興業債券六百萬圓を引受け、其の資金を年六分を以て同社に融通せしめたり。而して右融通金の償還期限は昭和二年四月到來の筈なりしも會社の狀態を以てしては之を一時に償還せしむることと困難なりしを以て、資金中二百萬圓は期限通り償還せしめ、殘額四百萬圓は二箇年間に分割償還せしむることとなれり。尙同社は大正十四年十一月社名を日本紙業株式會社と改稱せり（本款第二十項參照）。

第二十四項　合同油脂グリセリン株式會社事業資金

日本グリセリン工業株式會社は、染料醫藥品製造奬勵法に依り政府の補助金を受けグリセリン其の他を製造し來りしが、平時に於ては副產物たる脂肪酸を以て石鹼等を製造するに非ざれば、事業の收支償はざるの狀況に在りたり。然るに補助會社としては之を實行し難き地位に在りたるを以て專ら政府の補助を辭退し、自由に石鹼蠟燭等の製造を營み、且競爭會社たるスタンダード油脂株式會社（後に合同油脂グリセリン株式會社と改む）と合併し、以て事業の經營を最も經濟的ならしむるの計畫を樹て、右合併實現の曉には補助金辭退と交換に、新會社に對し事業資金二百萬圓を低利融通せられ度き旨大正十一年十一月農商務省に出願したり。仍て農商務・大藏兩省に於て協議の結果、大正十二年六月利率年五分五厘、期限十箇年（二箇年据置）を以て第七十九回興業債券二百萬圓を引受け、日本興業銀行をして日本グリセリン工業會社を合併したる合同油脂グリセリン株式會社に對し、事業資金二百萬圓を融通せしめたり。右は其の後幾分の償還ありて昭和元年度末融通現在額は百七十萬圓なりとす。

第二十五項　對支投資關係興業債券借換資金

日本興業・朝鮮・臺灣三銀行が一億圓對支借款の資源として、大正七年七月發行したる第一回政府保證興業債券五千萬圓は大正十二年七月期限到來せるも、支那政府より本借款元金の償還なき爲め借換の已むを得ざるに至り、卽ち同年七月第三回政府保證興業債券二千萬圓を一般市場に公募したり。而も殘額三千萬圓に就ては當時に於ける本邦財界の狀況に顧み其の募集頗る困難なりしかば、預金部に於て之を引受くることとなり、大正十二年七月發行價格九一、利率年六分、期限十五箇年の條件を以て、第四回政府保證興業債券の發行を見たり。然るに大正十五年三月に至り日本興業銀行外二銀行の對支借款關係債務の整理に關する法律公布せられ、興業銀行は大正十五年四月應募者利廻に依

り右第四回政府保證興業債券の買入銷却を爲し、之と共に預金部は其の賣却代金を以て、三銀行が右法律に基き政府より交付を受けたる國債證券を購入したり。

第二十六項　震災地小商工業者復舊及復興資金

大正十二年の關東大震災直後、政府は震災地に於ける工業殊に本所・深川・東神奈川・川崎等に散在する小工業を復活せしめ、以て一方失業者を救濟し、他方物資の供給を潤澤ならしむるの極めて必要の措置たるを認め、差當り預金部資金一千萬圓を利率年七分、期限十五箇年以內を以て日本興業銀行に融通し、同行をして利率年八分五厘を原則として、借入申込額十萬圓以下の小工業者に對する工場建築修繕資金竝に運轉資金の貸出に當らしむることとなれり。

右融通豫定額一千萬圓の內三百萬圓は大正十二年十月、又二百萬圓は大正十三年一月夫々第八十七回及第八十八回興業債券の引受に依り實行したるが、同年三月に至り前記小工業者に對する復舊資金の外、其の復興に要する資金竝に小商業者に對する復舊復興資金に就ても、同行を通じて融通を與ふるの急務なることを認め、新に五百萬圓の融通を決定し（同時に一人貸出制限額を十萬圓より二十萬圓に增加す）、前回融通決定に係る千萬圓中の貸出未濟額五百萬圓と併せ合計千萬圓を前記と同一條件を以て小商工業者の復舊復興資金に充當せしむることとし、同年五月・八月及十一月竝に翌十四年三月の四回に亙り第九十二回・第九十四回・第九十五回及第九十七回興業債券各二百萬圓の引受を實行したり。而して尙引受未濟額二百萬圓ありしも、預金部普通資金に依る融通は之を以て打切り、大正十四年七月に至り第三回復興貯蓄債券收入金中より二百萬圓を興業債券引受の方法に依り興業銀行に融通したり。但し最後の二百萬圓に就ては債券引受利率を年六分六厘、銀行貸出利率を七分八厘とし、償還期限も復興貯蓄債券の償還期限內とせり。本資金に就ては復興貯蓄債券收入金中より融通せられたる二百萬圓中三萬圓の償還あり、昭和元年度末融通現在高は千四百九十七萬圓なりとす。

第二十七項　有線電信借款資金

大正九年二月東亞興業株式會社は千五百萬圓の支那政府有線電信借款に應じ、先づ內六百萬圓を交付し、殘金は必要に應じ逐次交付の豫定なりしが、其の後支那政府は古河電氣工業會社に對する上海・芝罘間海底電線代竝に敷設費の支拂資金として、借款殘金の一部交付を東亞興業會社に要求する所あり、仍て同社は右の內海底電線代約三百二十萬圓を、支那政府に代り直接古河電氣工業會社に支拂を爲すこととなり、東亞興業會社自身の手形を差入れ居たりしが、支那側より受くべき借款元利の支拂延滯勝にして、同社は其の資金の調達に困難を感ずるに至れり。而も右上海・芝罘間海底電線の請負は帝國の對支電信政策上必要の事項にして、我が外務・遞信兩省に於ても裏面に其の成立を援助したる行懸りあり、且支那政府側の借款元利償還に就ても確實なる支拂財源ありしを以て、預金部は大正十三年六月利率年五分五厘、期限十箇年（一箇年据置）を以て、第九十三回興業債券二百五十萬圓を引受け、興業銀行をして右に依り得たる資金を前記海底電線代關係手形決濟資金として、利率年六分を以て同社に融通せしめたり。其の後大正十五年六月に至り右融通金第一回元金償還額二十萬圓の期限到來したるも、償還資源たる天津電報局關係收入が支那動亂の影響を受けて受入思はしからず十五年三月以降は全く杜絶したるのみならず、同社の一般對支事業の成績も亦豫期の如くならずし

て其の資産狀態益〻窮迫するに至りしかば、本資金の年賦償還及最終期限を各三箇年延期することと爲し、同年八月第百三回興業債券を以て借換を實行したり。

第三款　産業債券

第一項　概說

産業組合中央金庫は大正十二年十二月設立せられしが、其の發行する産業債券を預金部に於て引受けたるは、大正十四年十二月に於て大正十三年度分普通地方低利資金三十萬圓を、同金庫を通じ融通したるに始まり、爾後大正十四及十五兩年度分の同資金に充つる爲め、大正十五年三月及昭和二年一月の兩回に亙り各三十萬圓の融通あり。此の外尙大正十五年六月には産業組合蠶絲關係資金四百萬圓（後三百萬圓に變更）融通の爲め、又同年十二月には産業組合乾繭倉庫事業資金二百萬圓融通の爲め、夫々同額の産業債券を引受けたり。右の內産業組合蠶絲關係資金は昭和元年度末迄に全部の償還ありたり。今預金部保有産業債券の各年度末現在額を示せば、大正十四年度末六十萬圓、昭和元年度末二百九十萬圓なりとす。

預金部引受産業債券一覽表

債券回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
第一回	大正一四年・一二月	三〇〇、〇〇〇円	年分四・八	昭和六年・三月（昭和三、三迄据置）	大正十三年度普通地方低利資金	
第二回	一五・三	三〇〇、〇〇〇	四・八	昭和六・六	大正十四年度同上	
甲第一回	一五・六	三、〇〇〇、〇〇〇	五・八	大正一五・一二	産業組合蠶絲關係資金	大正十五年八月及大正十五年九月各百五萬圓期限前償還
甲第二回	一五・一二	二、〇〇〇、〇〇〇	五・八	一箇年	産業組合乾繭倉庫事業資金	
第三回	昭和二・一	三〇〇、〇〇〇	四・八	昭和七・四	大正十五年度普通地方低利資金	

第二項　普通地方低利資金

大正十二年十二月産業組合中央金庫の設立に伴ひ、大正十四年一月普通地方低利資金にして産業組合に融通するものの內定期貸付の分に限り、大正十三年度分以降同金庫に於ても之が貸出に當らしむることに決定せられ、大正十三・十四・十五各年度に亙り各三十萬圓宛を割當てられ、大正十四年十二月・大正十五年三月・昭和二年一月に於て各利率年四分八厘、期限五箇年を以て同額の産業債券の引受ありたり。産業組合中央金庫に於ける本資金供給の方法竝に條件は凡て五箇年以內の定期貸付とし、貸付利率を年五分四厘としたるの外、日本勸業銀行に於ける夫と異なる所なし（本節第一款第六項參照）。

第三項　産業組合蠶絲關係資金

産業組合中央金庫に於ては大正十五年春夏の交、産業組合より蠶絲關係資金の需要多く、自己資金のみを以てしては能く其の需要に應じ得ざりしを以て、預金部は大正十五年六月同金庫の要求を容れ、同金庫をして甲第一回産業債券四百萬圓を發行せしめ之が引受を爲したり。其の發行要項左の如し。

一、發行總額　金四百萬圓
一、利　率　年五分八厘
一、償還期限　大正十五年十二月二十五日
　但シ期限前ト雖モ貸付金回收ニ從ヒ償還ス
一、拂込方法　拂込ハ四回ニ分チ左ノ時期及金額ヲ以テ拂込ヲ爲スモノトス
　第一回　大正十五年六月二十三日　百萬圓
　第二回　大正十五年七月一日　百萬圓
　第三回　大正十五年七月九日　百萬圓
　第四回　大正十五年七月十九日　百萬圓

斯くて同年七月九日第三回の拂込を終りしが、同金庫其の後の資金狀況は貸出出盛期も一應終り貸付金の回收も豫想外に迅速なりし爲め、第四回の拂込を俟たず自己資金を以て需要に應じ得る見込立ちたるを以て、第四回の拂込は之を打切り、前記產業債券の發行額を三百萬圓に改めたり。其の後同金庫は貸付金の回收に伴ひ、大正十五年八月及九月の二回に亙り、各百五萬圓を期限前償還し、殘額を期限に償還せり。

第四項　產業組合乾繭倉庫事業資金

大正十五年末產業組合は繭價の暴落に伴ひ、其の經營する乾繭倉庫事業に關し資金を要すること多かりしを以て、預金部は產業組合中央金庫をして之が資金の融通を爲さしむることとなり、同年十二月利率年五分八厘、期限一箇年（但し期限前と雖も貸付金の回收に從ひ償還するものとす）を以て、甲第二回產業債券二百萬圓を引受けたるも、昭和元年度末迄には未だ償還なかりき。

第四款　北海道拓殖債券

預金部に於ける北海道拓殖債券の引受は、明治三十八年八月同地拓殖資金供給の目的を以て五十萬圓を引受けしを最初とし、次いで明治四十年十二月には短期營業資金として五十萬圓を、同四十一年九月には地方金融の調節を目的として北海道拓殖事業に五十萬圓を融通したり。此等の資金は何れも短期的のものにして、利率も前者は年七分、後者は年七分五厘の高率なりしかば、地方產業の助長及郵便貯金の地方還元等の趣旨に添ふこと甚だ尠なかりしなり。從て本資金にありても前者は明治四十一年三月に償還せられ、後者は同四十三年六月に至り臨時償還を見たり。

明治四十二年預金部地方貸付資金取扱順序の制定あり。郵便貯金を運用して公共團體へ資金供給の道を開くこととなるや、北海道拓殖銀行に對しても利率年五分五厘、十五箇年以內の償還年限を以て融通し、公共團體への轉貸利率は年六分五厘以內とせられたり。越えて翌四十三年七月貸付範圍を更に擴張して、耕地整理事業及產業組合に要する資金に對しても運用することとなり、爾來屢々貸付規程の改正ありたるが、此等の改正は要するに利率償還年限及其の取扱順序等に關するものにして、地方資金の融通は年と共に益々多きを加ふるに至れり。斯くて明治四十三年六月岩內町に轉貸すべき地方資金九萬六千圓の引受あり、越えて大正三年には囚作救濟を目的として前後二回に亙り四十萬圓の特別低利資金を融通したり。尙ほ樺太に於ける產業資金として、大正四年九月樺太低利資金六萬圓を融通し、新殖民地に於ける產業振興に資する所ありしが、其の後大正七、八、九、十年と繼

續して各十萬圓・二十萬圓・七十萬圓及三十五萬圓の融通あり、更に大正十二年に二十五萬圓、同十四年に十五萬圓の引受ありたり。右の外北海道に於ける開墾事業・耕地整理事業・土木事業及各種産業組合資金等に融通して、北海道に於ける開拓竝に産業振興に寄與したり。普通低利資金の供給卽ち之にして、大正五年に二十八萬圓、同六年及八年に夫々二回に亙り百九十六萬六千七百圓及二百十二萬五百圓を、同九年に四十四萬九千六百圓を、同十年及十二年に夫々二回に亙りて三百六十四萬千圓及二百二十萬圓を、同十三年に百三十萬圓を、同十四年には三回に亙りて二百六十三萬圓を、同十五年には二回に亙りて二百三十六萬圓を引受け、更に昭和二年三月に百二十二萬圓を引受けたり。又昭和元年十二月には特別低利資金として第九十七回債券百六十萬五千圓の引受ありたり。

（一）預金部保有北海道拓殖債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
明治三八	五〇〇、〇〇〇円	大正二	一、八二六、八〇〇円	大正一〇	一〇、五〇五、四〇〇円
同三九	五〇〇、〇〇〇 同	三	一、九七六、三〇〇 同	一一	一〇、六八二、〇〇〇
同四〇	四五九、〇〇〇 同	四	二、二一二、七〇〇 同	一二	一二、五二〇、八〇〇
同四一	九四一、〇〇〇 同	五	二、五四七、七〇〇 同	一三	一二、〇五七、八〇〇
同四二	八六二、〇〇〇 同	六	三、八四三、八〇〇 同	一四	一六、〇七二、八〇〇
同四三	三一六、〇〇〇 同	七	四、四四七、九〇〇 昭和	元	一九、〇六三、三〇〇
同四四	一、四〇一、〇〇〇 同	八	五、七四〇、八〇〇		
大正元	一、六八三、四〇〇 同	九	一〇、九五五、五〇〇		

（二）預金部引受北海道拓殖債券一覽表

債券回數	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
第一回	明治三八・八・五	五〇〇、〇〇〇円	半分七・〇	明治四四・一〇・一	短期無擔保資金	（發行高八十萬圓の內預金部引受五十萬圓。本道拓殖資金の需要に應ずる爲の募債にして、別に特殊の目的に使用せるものにあらず、明治四十三年六月三十日繰上償還。セールフレーザー株式會社引受により發行する五分利付第八回債券五百萬圓により本債券を償還。）
第三回	四〇・一二・二一	五〇〇、〇〇〇 〃	〃	大正七・九・一	上	（第一回債券同樣無擔保資金の充實を計る爲め、融通を受けたるものにして特殊の資金にあらず、償還期限三月二日の處同月三十一日延滯償還、三十日間の延滯利子を支拂せり。）
第五回	四一・九・三〇	七〇〇、〇〇〇	七・五	大正七・九・一	上	（本資金は北海道長官より融通を上申せるものにして本資金を以て貸付すべき事業は北海道拓殖銀行法第一條の範圍內に於て最急要なるものに限るとせり。貸付先は前項第二公共團體の順に貸付を行ふこととせり。第一回債券同樣第八回債券により借換償還、明治四十三年六月三十日償還。）
第七回	四三・五・三一	九六、〇〇〇	五・五	大正一三・四・一	岩內町貸付資金	大正五年四月二十五日繰上償還。
第九回	四四・一・一〇	二三〇、〇〇〇	五・五	大正一三・四・一	明治四十三年度普通地方資金	（本資金の貸付先は北海道角田村三萬四千九百圓、近文土功組合十二萬三千圓、比布村土功組合七萬一千三百圓、大正十二年四月一日滿期償還。）
第一〇回	四四・四・二五	七四二、〇〇〇	五・五	大正一四・四・一	同 上	（本資金の貸付先は北海道拓殖銀行法第一條第二項に基き大體第一個人、第二個人、第三個人、第四個人、第五個人、第六個人、第七個人、第八個人、第九個人、第十個人、第十一個人、第十二個人、第十三個人、第十四個人、第十五個人、第十六個人、第十七個人、第十八個人、第十九個人、第二十個人、第二十一個人、第二十二個人、第二十三個人、第二十四個人、第二十五個人、第二十六個人、第二十七個人、第二十八個人、第二十九個人、第三十個人、第三十一個人、第三十二個人、第三十三個人、第三十四個人、第三十五個人、第三十六個人、第三十七個人、第三十八個人、第三十九個人、第四十個人、第四十一個人、第四十二個人、第四十三個人、第四十四個人、第四十五個人、第四十六個人、第四十七個人、第四十八個人、第四十九個人、第五十個人、第五十一個人、第五十二個人、第五十三個人、第五十四個人、第五十五個人、第五十六個人、第五十七個人、第五十八個人、第五十九個人、第六十個人、第六十一個人、第六十二個人、第六十三個人、第六十四個人、第六十五個人、第六十六個人、第六十七個人、第六十八個人、第六十九個人、第七十個人、第七十一個人、第七十二個人、第七十三個人、第七十四個人、第七十五個人、第七十六個人、第七十七個人、第七十八個人、第七十九個人、第八十個人、第八十一個人、第八十二個人、第八十三個人、第八十四個人、第八十五個人、第八十六個人、第八十七個人、第八十八個人、第八十九個人、第九十個人、第九十一個人、第九十二個人、第九十三個人、第九十四個人、第九十五個人、第九十六個人、第九十七個人、第九十八個人、第九十九個人、第一〇〇個人、第一〇一個人、第一〇二個人、第一〇三個人、第一〇四個人、第一〇五個人、第一〇六個人、第一〇七個人、第一〇八個人、第一〇九個人、第一一〇個人、第一一一個人、第一一二個人、第一一三個人、第一一四個人、第一一五個人、第一一六個人、第一一七個人、第一一八個人、第一一九個人、第一二〇個人、第一二一個人、第一二二個人、第一二三個人、第一二四個人、第一二五個人、第一二六個人、第一二七個人、第一二八個人、第一二九個人、第一三〇個人、第一三一個人、第一三二個人、第一三三個人、第一三四個人、第一三五個人、第一三六個人、第一三七個人、第一三八個人、第一三九個人、第一四〇個人、第一四一個人、第一四二個人、第一四三個人、第一四四個人、第一四五個人、第一四六個人、第一四七個人、第一四八個人、第一四九個人、第一五〇個人、第一五一個人、第一五二個人、第一五三個人、第一五四個人、第一五五個人、第一五六個人、第一五七個人、第一五八個人、第一五九個人、第一六〇個人、第一六一個人、第一六二個人、第一六三個人、第一六四個人、第一六五個人、第一六六個人、第一六七個人、第一六八個人、第一六九個人、第一七〇個人、第一七一個人、第一七二個人、第一七三個人、第一七四個人、第一七五個人、第一七六個人、第一七七個人、第一七八個人、第一七九個人、第一八〇個人、第一八一個人、第一八二個人、第一八三個人、第一八四個人、第一八五個人、第一八六個人、第一八七個人、第一八八個人、第一八九個人、第一九〇個人、第一九一個人、第一九二個人、第一九三個人、第一九四個人、第一九五個人、第一九六個人、第一九七個人、第一九八個人、第一九九個人、第二〇〇個人、第二〇一個人、第二〇二個人、第二〇三個人、第二〇四個人、第二〇五個人、第二〇六個人、第二〇七個人、第二〇八個人、第二〇九個人、第二一〇個人、第二一一個人、第二一二個人、第二一三個人、第二一四個人、第二一五個人、第二一六個人、第二一七個人、第二一八個人、第二一九個人、第二二〇個人、第二二一個人、第二二二個人、第二二三個人、第二二四個人、第二二五個人、第二二六個人、第二二七個人、第二二八個人、第二二九個人、第二三〇個人、第二三一個人、第二三二個人、第二三三個人、第二三四個人、第二三五個人、第二三六個人、第二三七個人、第二三八個人、第二三九個人、第二四〇個人、第二四一個人、第二四二個人、第二四三個人、第二四四個人、第二四五個人、第二四六個人、第二四七個人、第二四八個人、第二四九個人、第二五〇個人、第二五一個人、第二五二個人、第二五三個人、第二五四個人、第二五五個人、第二五六個人、第二五七個人、第二五八個人、第二五九個人、第二六〇個人、第二六一個人、第二六二個人、第二六三個人、第二六四個人、第二六五個人、第二六六個人、第二六七個人、第二六八個人、第二六九個人、第二七〇個人、第二七一個人、第二七二個人、第二七三個人、第二七四個人、第二七五個人、第二七六個人、第二七七個人、第二七八個人、第二七九個人、第二八〇個人、第二八一個人、第二八二個人、第二八三個人、第二八四個人、第二八五個人、第二八六個人、第二八七個人、第二八八個人、第二八九個人、第二九〇個人、第二九一個人、第二九二個人、第二九三個人、第二九四個人、第二九五個人、第二九六個人、第二九七個人、第二九八個人、第二九九個人、第三〇〇個人、第三〇一個人、第三〇二個人、第三〇三個人、第三〇四個人、第三〇五個人、第三〇六個人、第三〇七個人、第三〇八個人、第三〇九個人、第三一〇個人、第三一一個人、第三一二個人、第三一三個人、第三一四個人、第三一五個人、第三一六個人、第三一七個人、第三一八個人、第三一九個人、第三二〇個人、第三二一個人、第三二二個人、第三二三個人、第三二四個人、第三二五個人、第三二六個人、第三二七個人、第三二八個人、第三二九個人、第三三〇個人、第三三一個人、第三三二個人、第三三三個人、第三三四個人、第三三五個人、第三三六個人、第三三七個人、第三三八個人、第三三九個人、第三四〇個人、第三四一個人、第三四二個人、第三四三個人、第三四四個人、第三四五個人、第三四六個人、第三四七個人、第三四八個人、第三四九個人、第三五〇個人、第三五一個人、第三五二個人、第三五三個人、第三五四個人、第三五五個人、第三五六個人、第三五七個人、第三五八個人、第三五九個人、第三六〇個人、第三六一個人、第三六二個人、第三六三個人、第三六四個人、第三六五個人、第三六六個人、第三六七個人、第三六八個人、第三六九個人、第三七〇個人、第三七一個人、第三七二個人、第三七三個人、第三七四個人、第三七五個人、第三七六個人、第三七七個人、第三七八個人、第三七九個人、第三八〇個人、第三八一個人、第三八二個人、第三八三個人、第三八四個人、第三八五個人、第三八六個人、第三八七個人、第三八八個人、第三八九個人、第三九〇個人、第三九一個人、第三九二個人、第三九三個人、第三九四個人、第三九五個人、第三九六個人、第三九七個人、第三九八個人、第三九九個人、第四〇〇個人、第四〇一個人、第四〇二個人、第四〇三個人、第四〇四個人、第四〇五個人、第四〇六個人、第四〇七個人、第四〇八個人、第四〇九個人、第四一〇個人、第四一一個人、第四一二個人、第四一三個人、第四一四個人、第四一五個人、第四一六個人、第四一七個人、第四一八個人、第四一九個人、第四二〇個人、第四二一個人、第四二二個人、第四二三個人、第四二四個人、第四二五個人、第四二六個人、第四二七個人、第四二八個人、第四二九個人、第四三〇個人、第四三一個人、第四三二個人、第四三三個人、第四三四個人、第四三五個人、第四三六個人、第四三七個人、第四三八個人、第四三九個人、第四四〇個人、第四四一個人、第四四二個人、第四四三個人、第四四四個人、第四四五個人、第四四六個人、第四四七個人、第四四八個人、第四四九個人、第四五〇個人、第四五一個人、第四五二個人、第四五三個人、第四五四個人、第四五五個人、第四五六個人、第四五七個人、第四五八個人、第四五九個人、第四六〇個人、第四六一個人、第四六二個人、第四六三個人、第四六四個人、第四六五個人、第四六六個人、第四六七個人、第四六八個人、第四六九個人、第四七〇個人、第四七一個人、第四七二個人、第四七三個人、第四七四個人、第四七五個人、第四七六個人、第四七七個人、第四七八個人、第四七九個人、第四八〇個人、第四八一個人、第四八二個人、第四八三個人、第四八四個人、第四八五個人、第四八六個人、第四八七個人、第四八八個人、第四八九個人、第四九〇個人、第四九一個人、第四九二個人、第四九三個人、第四九四個人、第四九五個人、第四九六個人、第四九七個人、第四九八個人、第四九九個人、第五〇〇個人、第五〇一個人、第五〇二個人、第五〇三個人、第五〇四個人、第五〇五個人、第五〇六個人、第五〇七個人、第五〇八個人、第五〇九個人、第五一〇個人、第五一一個人、第五一二個人、第五一三個人、第五一四個人、第五一五個人、第五一六個人、第五一七個人、第五一八個人、第五一九個人、第五二〇個人、第五二一個人、第五二二個人、第五二三個人、第五二四個人、第五二五個人、第五二六個人、第五二七個人、第五二八個人、第五二九個人、第五三〇個人、第五三一個人、第五三二個人、第五三三個人、第五三四個人、第五三五個人、第五三六個人、第五三七個人、第五三八個人、第五三九個人、第五四〇個人、第五四一個人、第五四二個人、第五四三個人、第五四四個人、第五四五個人、第五四六個人、第五四七個人、第五四八個人、第五四九個人、第五五〇個人、第五五一個人、第五五二個人、第五五三個人、第五五四個人、第五五五個人、第五五六個人、第五五七個人、第五五八個人、第五五九個人、第五六〇個人、第五六一個人、第五六二個人、第五六三個人、第五六四個人、第五六五個人、第五六六個人、第五六七個人、第五六八個人、第五六九個人、第五七〇個人、第五七一個人、第五七二個人、第五七三個人、第五七四個人、第五七五個人、第五七六個人、第五七七個人、第五七八個人、第五七九個人、第五八〇個人、第五八一個人、第五八二個人、第五八三個人、第五八四個人、第五八五個人、第五八六個人、第五八七個人、第五八八個人、第五八九個人、第五九〇個人、第五九一個人、第五九二個人、第五九三個人、第五九四個人、第五九五個人、第五九六個人、第五九七個人、第五九八個人、第五九九個人、第六〇〇個人、第六〇一個人、第六〇二個人、第六〇三個人、第六〇四個人、第六〇五個人、第六〇六個人、第六〇七個人、第六〇八個人、第六〇九個人、第六一〇個人、第六一一個人、第六一二個人、第六一三個人、第六一四個人、第六一五個人、第六一六個人、第六一七個人、第六一八個人、第六一九個人、第六二〇個人、第六二一個人、第六二二個人、第六二三個人、第六二四個人、第六二五個人、第六二六個人、第六二七個人、第六二八個人、第六二九個人、第六三〇個人、第六三一個人、第六三二個人、第六三三個人、第六三四個人、第六三五個人、第六三六個人、第六三七個人、第六三八個人、第六三九個人、第六四〇個人、第六四一個人、第六四二個人、第六四三個人、第六四四個人、第六四五個人、第六四六個人、第六四七個人、第六四八個人、第六四九個人、第六五〇個人、第六五一個人、第六五二個人、第六五三個人、第六五四個人、第六五五個人、第六五六個人、第六五七個人、第六五八個人、第六五九個人、第六六〇個人、第六六一個人、第六六二個人、第六六三個人、第六六四個人、第六六五個人、第六六六個人、第六六七個人、第六六八個人、第六六九個人、第六七〇個人、第六七一個人、第六七二個人、第六七三個人、第六七四個人、第六七五個人、第六七六個人、第六七七個人、第六七八個人、第六七九個人、第六八〇個人、第六八一個人、第六八二個人、第六八三個人、第六八四個人、第六八五個人、第六八六個人、第六八七個人、第六八八個人、第六八九個人、第六九〇個人、第六九一個人、第六九二個人、第六九三個人、第六九四個人、第六九五個人、第六九六個人、第六九七個人、第六九八個人、第六九九個人、第七〇〇個人、第七〇一個人、第七〇二個人、第七〇三個人、第七〇四個人、第七〇五個人、第七〇六個人、第七〇七個人、第七〇八個人、第七〇九個人、第七一〇個人、第七一一個人、第七一二個人、第七一三個人、第七一四個人、第七一五個人、第七一六個人、第七一七個人、第七一八個人、第七一九個人、第七二〇個人、第七二一個人、第七二二個人、第七二三個人、第七二四個人、第七二五個人、第七二六個人、第七二七個人、第七二八個人、第七二九個人、第七三〇個人、第七三一個人、第七三二個人、第七三三個人、第七三四個人、第七三五個人、第七三六個人、第七三七個人、第七三八個人、第七三九個人、第七四〇個人、第七四一個人、第七四二個人、第七四三個人、第七四四個人、第七四五個人、第七四六個人、第七四七個人、第七四八個人、第七四九個人、第七五〇個人、第七五一個人、第七五二個人、第七五三個人、第七五四個人、第七五五個人、第七五六個人、第七五七個人、第七五八個人、第七五九個人、第七六〇個人、第七六一個人、第七六二個人、第七六三個人、第七六四個人、第七六五個人、第七六六個人、第七六七個人、第七六八個人、第七六九個人、第七七〇個人、第七七一個人、第七七二個人、第七七三個人、第七七四個人、第七七五個人、第七七六個人、第七七七個人、第七七八個人、第七七九個人、第七八〇個人、第七八一個人、第七八二個人、第七八三個人、第七八四個人、第七八五個人、第七八六個人、第七八七個人、第七八八個人、第七八九個人、第七九〇個人、第七九一個人、第七九二個人、第七九三個人、第七九四個人、第七九五個人、第七九六個人、第七九七個人、第七九八個人、第七九九個人、第八〇〇個人、第八〇一個人、第八〇二個人、第八〇三個人、第八〇四個人、第八〇五個人、第八〇六個人、第八〇七個人、第八〇八個人、第八〇九個人、第八一〇個人、第八一一個人、第八一二個人、第八一三個人、第八一四個人、第八一五個人、第八一六個人、第八一七個人、第八一八個人、第八一九個人、第八二〇個人、第八二一個人、第八二二個人、第八二三個人、第八二四個人、第八二五個人、第八二六個人、第八二七個人、第八二八個人、第八二九個人、第八三〇個人、第八三一個人、第八三二個人、第八三三個人、第八三四個人、第八三五個人、第八三六個人、第八三七個人、第八三八個人、第八三九個人、第八四〇個人、第八四一個人、第八四二個人、第八四三個人、第八四四個人、第八四五個人、第八四六個人、第八四七個人、第八四八個人、第八四九個人、第八五〇個人、第八五一個人、第八五二個人、第八五三個人、第八五四個人、第八五五個人、第八五六個人、第八五七個人、第八五八個人、第八五九個人、第八六〇個人、第八六一個人、第八六二個人、第八六三個人、第八六四個人、第八六五個人、第八六六個人、第八六七個人、第八六八個人、第八六九個人、第八七〇個人、第八七一個人、第八七二個人、第八七三個人、第八七四個人、第八七五個人、第八七六個人、第八七七個人、第八七八個人、第八七九個人、第八八〇個人、第八八一個人、第八八二個人、第八八三個人、第八八四個人、第八八五個人、第八八六個人、第八八七個人、第八八八個人、第八八九個人、第八九〇個人、第八九一個人、第八九二個人、第八九三個人、第八九四個人、第八九五個人、第八九六個人、第八九七個人、第八九八個人、第八九九個人、第九〇〇個人、第九〇一個人、第九〇二個人、第九〇三個人、第九〇四個人、第九〇五個人、第九〇六個人、第九〇七個人、第九〇八個人、第九〇九個人、第九一〇個人、第九一一個人、第九一二個人、第九一三個人、第九一四個人、第九一五個人、第九一六個人、第九一七個人、第九一八個人、第九一九個人、第九二〇個人、第九二一個人、第九二二個人、第九二三個人、第九二四個人、第九二五個人、第九二六個人、第九二七個人、第九二八個人、第九二九個人、第九三〇個人、第九三一個人、第九三二個人、第九三三個人、第九三四個人、第九三五個人、第九三六個人、第九三七個人、第九三八個人、第九三九個人、第九四〇個人、第九四一個人、第九四二個人、第九四三個人、第九四四個人、第九四五個人、第九四六個人、第九四七個人、第九四八個人、第九四九個人、第九五〇個人、第九五一個人、第九五二個人、第九五三個人、第九五四個人、第九五五個人、第九五六個人、第九五七個人、第九五八個人、第九五九個人、第九六〇個人、第九六一個人、第九六二個人、第九六三個人、第九六四個人、第九六五個人、第九六六個人、第九六七個人、第九六八個人、第九六九個人、第九七〇個人、第九七一個人、第九七二個人、第九七三個人、第九七四個人、第九七五個人、第九七六個人、第九七七個人、第九七八個人、第九七九個人、第九八〇個人、第九八一個人、第九八二個人、第九八三個人、第九八四個人、第九八五個人、第九八六個人、第九八七個人、第九八八個人、第九八九個人、第九九〇個人、第九九一個人、第九九二個人、第九九三個人、第九九四個人、第九九五個人、第九九六個人、第九九七個人、第九九八個人、第九九九個人、第一〇〇〇個人、第一〇〇一個人、第一〇〇二個人、第一〇〇三個人、第一〇〇四個人、第一〇〇五個人、第一〇〇六個人、第一〇〇七個人、第一〇〇八個人、第一〇〇九個人、第一〇一〇個人、第一〇一一個人、第一〇一二個人、第一〇一三個人、第一〇一四個人、第一〇一五個人、第一〇一六個人、第一〇一七個人、第一〇一八個人、第一〇一九個人、第一〇二〇個人、第一〇二一個人、第一〇二二個人、第一〇二三個人、第一〇二四個人、第一〇二五個人、第一〇二六個人、第一〇二七個人、第一〇二八個人、第一〇二九個人、第一〇三〇個人、第一〇三一個人、第一〇三二個人、第一〇三三個人、第一〇三四個人、第一〇三五個人、第一〇三六個人、第一〇三七個人、第一〇三八個人、第一〇三九個人、第一〇四〇個人、第一〇四一個人、第一〇四二個人、第一〇四三個人、第一〇四四個人、第一〇四五個人、第一〇四六個人、第一〇四七個人、第一〇四八個人、第一〇四九個人、第一〇五〇個人、第一〇五一個人、第一〇五二個人、第一〇五三個人、第一〇五四個人、第一〇五五個人、第一〇五六個人、第一〇五七個人、第一〇五八個人、第一〇五九個人、第一〇六〇個人、第一〇六一個人、第一〇六二個人、第一〇六三個人、第一〇六四個人、第一〇六五個人、第一〇六六個人、第一〇六七個人、第一〇六八個人、第一〇六九個人、第一〇七〇個人、第一〇七一個人、第一〇七二個人、第一〇七三個人、第一〇七四個人、第一〇七五個人、第一〇七六個人、第一〇七七個人、第一〇七八個人、第一〇七九個人、第一〇八〇個人、第一〇八一個人、第一〇八二個人、第一〇八三個人、第一〇八四個人、第一〇八五個人、第一〇八六個人、第一〇八七個人、第一〇八八個人、第一〇八九個人、第一〇九〇個人、第一〇九一個人、第一〇九二個人、第一〇九三個人、第一〇九四個人、第一〇九五個人、第一〇九六個人、第一〇九七個人、第一〇九八個人、第一〇九九個人、第一一〇〇個人、第一一〇一個人、第一一〇二個人、第一一〇三個人、第一一〇四個人、第一一〇五個人、第一一〇六個人、第一一〇七個人、第一一〇八個人、第一一〇九個人、第一一一〇個人、第一一一一個人、第一一一二個人、第一一一三個人、第一一一四個人、第一一一五個人、第一一一六個人、第一一一七個人、第一一一八個人、第一一一九個人、第一一二〇個人、第一一二一個人、第一一二二個人、第一一二三個人、第一一二四個人、第一一二五個人、第一一二六個人、第一一二七個人、第一一二八個人、第一一二九個人、第一一三〇個人、第一一三一個人、第一一三二個人、第一一三三個人、第一一三四個人、第一一三五個人、第一一三六個人、第一一三七個人、第一一三八個人、第一一三九個人、第一一四〇個人、第一一四一個人、第一一四二個人、第一一四三個人、第一一四四個人、第一一四五個人、第一一四六個人、第一一四七個人、第一一四八個人、第一一四九個人、第一一五〇個人、第一一五一個人、第一一五二個人、第一一五三個人、第一一五四個人、第一一五五個人、第一一五六個人、第一一五七個人、第一一五八個人、第一一五九個人、第一一六〇個人、第一一六一個人、第一一六二個人、第一一六三個人、第一一六四個人、第一一六五個人、第一一六六個人、第一一六七個人、第一一六八個人、第一一六九個人、第一一七〇個人、第一一七一個人、第一一七二個人、第一一七三個人、第一一七四個人、第一一七五個人、第一一七六個人、第一一七七個人、第一一七八個人、第一一七九個人、第一一八〇個人、第一一八一個人、第一一八二個人、第一一八三個人、第一一八四個人、第一一八五個人、第一一八六個人、第一一八七個人、第一一八八個人、第一一八九個人、第一一九〇個人、第一一九一個人、第一一九二個人、第一一九三個人、第一一九四個人、第一一九五個人、第一一九六個人、第一一九七個人、第一一九八個人、第一一九九個人、第一二〇〇個人、第一二〇一個人、第一二〇二個人、第一二〇三個人、第一二〇四個人、第一二〇五個人、第一二〇六個人、第一二〇七個人、第一二〇八個人、第一二〇九個人、第一二一〇個人、第一二一一個人、第一二一二個人、第一二一三個人、第一二一四個人、第一二一五個人、第一二一六個人、第一二一七個人、第一二一八個人、第一二一九個人、第一二二〇個人、第一二二一個人、第一二二二個人、第一二二三個人、第一二二四個人、第一二二五個人、第一二二六個人、第一二二七個人、第一二二八個人、第一二二九個人、第一二三〇個人、第一二三一個人、第一二三二個人、第一二三三個人、第一二三四個人、第一二三五個人、第一二三六個人、第一二三七個人、第一二三八個人、第一二三九個人、第一二四〇個人、第一二四一個人、第一二四二個人、第一二四三個人、第一二四四個人、第一二四五個人、第一二四六個人、第一二四七個人、第一二四八個人、第一二四九個人、第一二五〇個人、第一二五一個人、第一二五二個人、第一二五三個人、第一二五四個人、第一二五五個人、第一二五六個人、第一二五七個人、第一二五八個人、第一二五九個人、第一二六〇個人、第一二六一個人、第一二六二個人、第一二六三個人、第一二六四個人、第一二六五個人、第一二六六個人、第一二六七個人、第一二六八個人、第一二六九個人、第一二七〇個人、第一二七一個人、第一二七二個人、第一二七三個人、第一二七四個人、第一二七五個人、第一二七六個人、第一二七七個人、第一二七八個人、第一二七九個人、第一二八〇個人、第一二八一個人、第一二八二個人、第一二八三個人、第一二八四個人、第一二八五個人、第一二八六個人、第一二八七個人、第一二八八個人、第一二八九個人、第一二九〇個人、第一二九一個人、第一二九二個人、第一二九三個人、第一二九四個人、第一二九五個人、第一二九六個人、第一二九七個人、第一二九八個人、第一二九九個人、第一三〇〇個人、第一三〇一個人、第一三〇二個人、第一三〇三個人、第一三〇四個人、第一三〇五個人、第一三〇六個人、第一三〇七個人、第一三〇八個人、第一三〇九個人、第一三一〇個人、第一三一一個人、第一三一二個人、第一三一三個人、第一三一四個人、第一三一五個人、第一三一六個人、第一三一七個人、第一三一八個人、第一三一九個人、第一三二〇個人、第一三二一個人、第一三二二個人、第一三二三個人、第一三二四個人、第一三二五個人、第一三二六個人、第一三二七個人、第一三二八個人、第一三二九個人、第一三三〇個人、第一三三一個人、第一三三二個人、第一三三三個人、第一三三四個人、第一三三五個人、第一三三六個人、第一三三七個人、第一三三八個人、第一三三九個人、第一三四〇個人、第一三四一個人、第一三四二個人、第一三四三個人、第一三四四個人、第一三四五個人、第一三四六個人、第一三四七個人、第一三四八個人、第一三四九個人、第一三五〇個人、第一三五一個人、第一三五二個人、第一三五三個人、第一三五四個人、第一三五五個人、第一三五六個人、第一三五七個人、第一三五八個人、第一三五九個人、第一三六〇個人、第一三六一個人、第一三六二個人、第一三六三個人、第一三六四個人、第一三六五個人、第一三六六個人、第一三六七個人、第一三六八個人、第一三六九個人、第一三七〇個人、第一三七一個人、第一三七二個人、第一三七三個人、第一三七四個人、第一三七五個人、第一三七六個人、第一三七七個人、第一三七八個人、第一三七九個人、第一三八〇個人、第一三八一個人、第一三八二個人、第一三八三個人、第一三八四個人、第一三八五個人、第一三八六個人、第一三八七個人、第一三八八個人、第一三八九個人、第一三九〇個人、第一三九一個人、第一三九二個人、第一三九三個人、第一三九四個人、第一三九五個人、第一三九六個人、第一三九七個人、第一三九八個人、第一三九九個人、第一四〇〇個人、第一四〇一個人、第一四〇二個人、第一四〇三個人、第一四〇四個人、第一四〇五個人、第一四〇六個人、第一四〇七個人、第一四〇八個人、第一四〇九個人、第一四一〇個人、第一四一一個人、第一四一二個人、第一四一三個人、第一四一四個人、第一四一五個人、第一四一六個人、第一四一七個人、第一四一八個人、第一四一九個人、第一四二〇個人、第一四二一個人、第一四二二個人、第一四二三個人、第一四二四個人、第一四二五個人、第一四二六個人、第一四二七個人、第一四二八個人、第一四二九個人、第一四三〇個人、第一四三一個人、第一四三二個人、第一四三三個人、第一四三四個人、第一四三五個人、第一四三六個人、第一四三七個人、第一四三八個人、第一四三九個人、第一四四〇個人、第一四四一個人、第一四四二個人、第一四四三個人、第一四四四個人、第一四四五個人、第一四四六個人、第一四四七個人、第一四四八個人、第一四四九個人、第一四五〇個人、第一四五一個人、第一四五二個人、第一四五三個人、第一四五四個人、第一四五五個人、第一四五六個人、第一四五七個人、第一四五八個人、第一四五九個人、第一四六〇個人、第一四六一個人、第一四六二個人、第一四六三個人、第一四六四個人、第一四六五個人、第一四六六個人、第一四六七個人、第一四六八個人、第一四六九個人、第一四七〇個人、第一四七一個人、第一四七二個人、第一四七三個人、第一四七四個人、第一四七五個人、第一四七六個人、第一四七七個人、第一四七八個人、第一四七九個人、第一四八〇個人、第一四八一個人、第一四八二個人、第一四八三個人、第一四八四個人、第一四八五個人、第一四八六個人、第一四八七個人、第一四八八個人、第一四八九個人、第一四九〇個人、第一四九一個人、第一四九二個人、第一四九三個人、第一四九四個人、第一四九五個人、第一四九六個人、第一四九七個人、第一四九八個人、第一四九九個人、第一五〇〇個人、第一五〇一個人、第一五〇二個人、第一五〇三個人、第一五〇四個人、第一五〇五個人、第一五〇六個人、第一五〇七個人、第一五〇八個人、第一五〇九個人、第一五一〇個人、第一五一一個人、第一五一二個人、第一五一三個人、第一五一四個人、第一五一五個人、第一五一六個人、第一五一七個人、第一五一八個人、第一五一九個人、第一五二〇個人、第一五二一個人、第一五二二個人、第一五二三個人、第一五二四個人、第一五二五個人、第一五二六個人、第一五二七個人、第一五二八個人、第一五二九個人、第一五三〇個人、第一五三一個人、第一五三二個人、第一五三三個人、第一五三四個人、第一五三五個人、第一五三六個人、第一五三七個人、第一五三八個人、第一五三九個人、第一五四〇個人、第一五四一個人、第一五四二個人、第一五四三個人、第一五四四個人、第一五四五個人、第一五四六個人、第一五四七個人、第一五四八個人、第一五四九個人、第一五五〇個人、第一五五一個人、第一五五二個人、第一五五三個人、第一五五四個人、第一五五五個人、第一五五六個人、第一五五七個人、第一五五八個人、第一五五九個人、第一五六〇個人、第一五六一個人、第一五六二個人、第一五六三個人、第一五六四個人、第一五六五個人、第一五六六個人、第一五六七個人、第一五六八個人、第一五六九個人、第一五七〇個人、第一五七一個人、第一五七二個人、第一五七三個人、第一五七四個人、第一五七五個人、第一五七六個人、第一五七七個人、第一五七八個人、第一五七九個人、第一五八〇個人、第一五八一個人、第一五八二個人、第一五八三個人、第一五八四個人、第一五八五個人、第一五八六個人、第一五八七個人、第一五八八個人、第一五八九個人、第一五九〇個人、第一五九一個人、第一五九二個人、第一五九三個人、第一五九四個人、第一五九五個人、第一五九六個人、第一五九七個人、第一五九八個人、第一五九九個人、第一六〇〇個人、第一六〇一個人、第一六〇二個人、第一六〇三個人、第一六〇四個人、第一六〇五個人、第一六〇六個人、第一六〇七個人、第一六〇八個人、第一六〇九個人、第一六一〇個人、第一六一一個人、第一六一二個人、第一六一三個人、第一六一四個人、第一六一五個人、第一六一六個人、第一六一七個人、第一六一八個人、第一六一九個人、第一六二〇個人、第一六二一個人、第一六二二個人、第一六二三個人、第一六二四個人、第一六二五個人、第一六二六個人、第一六二七個人、第一六二八個人、第一六二九個人、第一六三〇個人、第一六三一個人、第一六三二個人、第一六三三個人、第一六三四個人、第一六三五個人、第一六三六個人、第一六三七個人、第一六三八個人、第一六三九個人、第一六四〇個人、第一六四一個人、第一六四二個人、第一六四三個人、第一六四四個人、第一六四五個人、第一六四六個人、第一六四七個人、第一六四八個人、第一六四九個人、第一六五〇個人、第一六五一個人、第一六五二個人、第一六五三個人、第一六五四個人、第一六五五個人、第一六五六個人、第一六五七個人、第一六五八個人、第一六五九個人、第一六六〇個人、第一六六一個人、第一六六二個人、第一六六三個人、第一六六四個人、第一六六五個人、第一六六六個人、第一六六七個人、第一六六八個人、第一六六九個人、第一六七〇個人、第一六七一個人、第一六七二個人、第一六七三個人、第一六七四個人、第一六七五個人、第一六七六個人、第一六七七個人、第一六七八個人、第一六七九個人、第一六八〇個人、第一六八一個人、第一六八二個人、第一六八三個人、第一六八四個人、第一六八五個人、第一六八六個人、第一六八七個人、第一六八八個人、第一六八九個人、第一六九〇個人、第一六九一個人、第一六九二個人、第一六九三個人、第一六九四個人、第一六九五個人、第一六九六個人、第一六九七個人、第一六九八個人、第一六九九個人、第一七〇〇個人、第一七〇一個人、第一七〇二個人、第一七〇三個人、第一七〇四個人、第一七〇五個人、第一七〇六個人、第一七〇七個人、第一七〇八個人、第一七〇九個人、第一七一〇個人、第一七一一個人、第一七一二個人、第一七一三個人、第一七一四個人、第一七一五個人、第一七一六個人、第一七一七個人、第一七一八個人、第一七一九個人、第一七二〇個人、第一七二一個人、第一七二二個人、第一七二三個人、第一七二四個人、第一七二五個人、第一七二六個人、第一七二七個人、第一七二八個人、第一七二九個人、第一七三〇個人、第一七三一個人、第一七三二個人、第一七三三個人、第一七三四個人、第一七三五個人、第一七三六個人、第一七三七個人、第一七三八個人、第一七三九個人、第一七四〇個人、第一七四一個人、第一七四二個人、第一七四三個人、第一七四四個人、第一七四五個人、第一七四六個人、第一七四七個人、第一七四八個人、第一七四九個人、第一七五〇個人、第一七五一個人、第一七五二個人、第一七五三個人、第一七五四個人、第一七五五個人、第一七五六個人、第一七五七個人、第一七五八個人、第一七五九個人、第一七六〇個人、第一七六一個人、第一七六二個人、第一七六三個人、第一七六四個人、第一七六五個人、第一七六六個人、第一七六七個人、第一七六八個人、第一七六九個人、第一七七〇個人、第一七七一個人、第一七七二個人、第一七七三個人、第一七七四個人、第一七七五個人、第一七七六個人、第一七七七個人、第一七七八個人、第一七七九個人、第一七八〇個人、第一七八一個人、第一七八二個人、第一七八三個人、第一七八四個人、第一七八五個人、第一七八六個人、第一七八七個人、第一七八八個人、第一七八九個人、第一七九〇個人、第一七九一個人、第一七九二個人、第一七九三個人、第一七九四個人、第一七九五個人、第一七九六個人、第一七九七個人、第一七九八個人、第一七九九個人、第一八〇〇個人、第一八〇一個人、第一八〇二個人、第一八〇三個人、第一八〇四個人、第一八〇五個人、第一八〇六個人、第一八〇七個人、第一八〇八個人、第一八〇九個人、第一八一〇個人、第一八一一個人、第一八一二個人、第一八一三個人、第一八一四個人、第一八一五個人、第一八一六個人、第一八一七個人、第一八一八個人、第一八一九個人、第一八二〇個人、第一八二一個人、第一八二二個人、第一八二三個人、第一八二四個人、第一八二五個人、第一八二六個人、第一八二七個人、第一八二八個人、第一八二九個人、第一八三〇個人、第一八三一個人、第一八三二個人、第一八三三個人、第一八

第三三回	大正六・二・二〇	一、四四五、〇〇〇	四・八	昭和二・一〇・一	大正五年度普通地方資金	上
第三五回	六・二・二五	一〇〇、〇〇〇	〃	二・一〇・一	大正六年度普通地方資金	上
第三八回	七・二・二五	一〇〇、〇〇〇	〃	二・一〇・一	樺太資金	上
第三九回	八・二・二〇	八一〇、〇〇〇	〃	二・一〇・一	大正七年度普通地方資金	上
第四五回	八・二・一〇	一、三〇〇、三〇〇	〃	二・一〇・一	大正八年度普通地方資金	上
第四六回	八・二・一五	二〇〇、〇〇〇	〃	二・一〇・一	樺太資金	上
第四九回	九・五・六	四四九、二〇〇	〃	二・一〇・一	岩内町貸付資金	上
第五一回(乙)	九・七・二四	七〇〇、〇〇〇	五・一	二・一〇・一	樺太資金	上
第五七回	九・二・七	一、三〇〇、〇〇〇	八・〇	〃	北海道に於ける土地改良資金	上
第五八回	九・二・二七	一、五〇〇、〇〇〇	八・五	〃	土功組合・産業組合・漁業組合貸付資金	上
第六〇回	一〇・五・一六	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	同	上
第六二回	一〇・六・二六	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	同	上
第五九回	一〇・二・一六	一、四〇二、六〇〇	四・八	〃	大正九年度普通地方資金	上
第六一回	一〇・六・一五	二五〇、〇〇〇	五・一	〃	樺太資金	上
第六三回	一〇・八・一	三五〇、〇〇〇	〃	〃	同	上
第六七回	一〇・一九・一九	二、一八、三〇〇	四・八	〃	大正十年度普通地方資金	上
第七二回	一〇・一二・二〇	一、四〇〇、〇〇〇	五・一	〃	大正十一年度普通地方資金	上
第七五回	一一・一・一〇	四〇〇、〇〇〇	〃	〃	同	上
第七六回	一一・二・二〇	一五〇、〇〇〇	五・二	〃	樺太資金	上
第七七回	一一・四・二二	二五〇、〇〇〇	〃	〃	同	上
第八二回	一一・五・五	一、三〇〇、〇〇〇	四・八	〃	大正十二年度普通地方資金	上
第八六回	一一・四・一	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	樺太資金	上
第八七回	一一・六・七	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	大正十三年度普通地方資金	上

北海道に於ける土地改良資金として四百萬圓、土功組合・産業組合及漁業組合資金として三百萬圓融通の指令ありたるを上記の如く逐次發行せり。發行を數回に分ちたるは發行餘力の關係なり。第七回及第五八回は大正十年九月九日に第六〇回及第六二回は大正十年八月二十三日に何れも全部買入償還をなせり。此の償還資金は第六四回公募債券一千萬圓による。

樺太に於ける産業資金。

第二九回・第三〇回債券借換發行。

樺太に於ける住宅建築資金。

樺太に於ける小學校建築資金。

樺太鵜岡町に於ける建築資金。

大正十一年七月十日發行額の内額面八十六萬圓買入銷却。

大正十二年八月十八日發行額の内二十五萬圓買入銷却。

樺太に於ける小學校の新設・改增築竝に小學校教員住宅建築資金。

樺太泊居町に於ける家屋建築資金。

大正十三年八月十五日十一萬三千圓買入銷却。

第八八回	一一・一二・一	六八〇、〇〇〇	〃	二〇・一一・一二	同	上
第九〇回	一一・一二・二五	一四〇、〇〇〇	五・一	二〇・一二・二五	樺太資金	上
第九二回	一二・三・一七	一、二〇〇、〇〇〇	四・八	二一・三・一七	大正十四年度普通地方資金	上
第九四回	一二・七・二三	九二〇、〇〇〇	〃	二一・三・三一	同	上
第九七回	昭和元・一二・一七	一、二五二、〇〇〇	〃	二一・三・三一	土功組合舊債換資金	上
第一〇〇回	二・三・一	一、二一〇、〇〇〇	〃	二一・三・三一	大正十五年度普通地方資金	上

大正十五年十一月十七日二十五萬圓買入銷却。

樺太知取町の火災罹災者に對する住宅建築資金。

第五款　農工債券

第一項　概說

預金部の農工債券引受は明治四十四大正元兩年度に於て、始めて都鄙金融の調節及地方小産業者救濟の目的を以て、小農工業者救濟資金合計九百九十七萬七千二百五十圓を融通したる以後、暫く其の後を絶ちしが、他方右資金融通の爲め引受けたる農工債券も年賦を以て各年償還せられしかば、預金部保有農工債券の各年度末現在高は漸減の一途を辿り、大正六・七・八の三年度に亙り米澤市火災復舊資金二十六萬圓の融通ありたるも、尙ほ此の傾向を阻止するに足らざりき。然るに大正十三年度に至り早害救濟資金八百八十九萬餘圓の内二百六十三萬餘圓の融通實行あり、大正十四年度には以上の殘額六百二十六萬餘圓に加ふるに兵庫縣震災復舊資金四十七萬四千四百圓の融通ありて、玆に融通現在高は一躍一千萬圓を突破し、昭和元年度には霜害救濟資金百二十萬圓及旱害救濟資金中七十六萬圓の融通あり、同年度末に於ける預金部保有農工債券は千二百六十九萬三千八百七十六圓に

達せり。尚ほ此等預金部引受農工債券中には、大正六年以來勸業・農工兩銀行の合併に伴ひ、日本勸業銀行に引繼がれたるもの尠からず。

(一)　預金部保有農工債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
明治四四	四、六二七、〇〇〇円	大正六	六、七〇三、七七八円
大正元	八、九二二、七一〇 同	七	六、一一七、七六〇 同
同二	八、六二五、八〇四 同	八	五、六二四、二〇九 同
同三	八、一九九、九四三 同	九	五、〇一九、七六一
同四	七、七三三、二〇二 同	一〇	四、三九八、八一九
同五	七、三二三、二八四 同	一一	三、七九〇、五七二
		一二	三、三〇六、五八四円
		一三	五、一八四、三八五 同
		一四	一一、三一五、九一九
		昭和元	一二、六九三、八七六

(二)　預金部引受農工債券一覽表

農工債券名	債券記號又は回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
東京府	第四回	明治四四年七月	一三〇、〇〇〇円	年四・五	(明治四五・六迄据置)昭和二年六月	小農工業者救濟資金	
	第一三回	大正二・三	一三〇、〇〇〇	(大正五・六迄据置)大正七・六	同	上	
大阪	甲號	明治四四・七	九〇、〇〇〇	(明治四五・六迄据置)大正一五・六		小農工業者救濟資金	
	第四回	大正元・一一	一七、〇〇〇	(大正四・一一迄据置)昭和二・一一	同	上	
	第五回	二・三	一一三、〇〇〇	(大正五・五迄据置)昭和六・五	同	上	
	甲第二回	一四・五	二七五、七〇〇	(昭和五・二迄据置)昭和二〇・二	旱害救濟資金		
神奈川縣	第四回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	(明治四五・七迄据置)大正一五・七	小農工業者救濟資金		
	第一一回	大正二・三	七〇、〇〇〇	(大正五・二迄据置)昭和八・二	同	上	發行價格九八
兵庫縣	第七回	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	(明治四五・五迄据置)大正一五・五	小農工業者救濟資金		
	第一〇回	大正元・一〇	一〇〇、〇〇〇	(大正三・四迄据置)昭和四・四	同	上	
	第一一回	二・三	五〇、〇〇〇	(大正五・五迄据置)昭和六・五	同	上	發行價格九八
	第七八回	一四・四	三一八、九九四	(昭和五・二迄据置)昭和二〇・二	旱害救濟資金		
	第八三回	一四・一一	四七四、四〇〇	(昭和五・一〇迄据置)昭和二〇・一〇	震災復舊資金		
長崎縣	第四回	明治四四・八	七〇、〇〇〇	(明治四五・六迄据置)大正一五・六	小農工業者救濟資金		
	第六回	四五・九	七〇、〇〇〇	(大正四・六迄据置)昭和一〇・六	同	上	大正六年下期臨時償還
埼玉縣	第二回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	(明治四五・六迄据置)大正一五・七	小農工業者救濟資金		
	第六回	大正二・二	九〇、〇〇〇	(大正五・六迄据置)昭和六・六	同	上	
	第三二回	一四・四	二一九、〇〇〇	(昭和五・二迄据置)昭和二〇・二	旱害救濟資金		
	第三六回	一五・一〇	一〇〇、〇〇〇	(大正一五・一〇迄据置)昭和三・一〇	霜害救濟資金		
群馬縣	第五回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	(明治四五・五迄据置)大正一五・五	小農工業者救濟資金		
	第八回	四五・七	六〇、〇〇〇	(大正二・四迄据置)昭和六・五	同	上	
	第一〇回	大正元・四	一〇、〇〇〇	(大正四・一二迄据置)昭和六・五	同	上	
	第三二回	一四・四	一一五、五〇〇	(昭和三・二迄据置)昭和一八・一二	旱害救濟資金		
	第三六回	一五・一一	二五〇、〇〇〇	(全額一時償還)昭和三・一二	霜害救濟資金		

茨城縣	第六回	明治四四・七月	一一〇、〇〇〇	四・五	大正二・八・一五	同	上	小農工業者救濟資金			
	第八回	大正元・一一	五〇、〇〇〇	六・五	大正二・一一・八	同	上	同			
	第九回	二・四	六〇、〇〇〇	六・五	昭和五・二・二	同	上	旱害救濟資金			
	第三〇回	一四・四	六三〇、〇〇〇	四・八	昭和五・二〇・二	同	上	旱害救濟資金			
	第三三回	一四・五	三〇〇、〇〇〇	四・八	同	同	上	同			
栃木縣	子號	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正四五・五・五	同	上	小農工業者救濟資金			
	第七回	大正元・九	七五、〇〇〇	六・〇	昭和四・七・七	同	上	同			
	丑號	一四・五	二八〇、〇〇〇	四・八	昭和五・二〇・二	旱害救濟資金	上	旱害救濟資金			
奈良縣	第二回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正四五・六・五	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第四回	大正元・一二	六二、二五〇	六・〇	大正二・一二・八	同	上	同			
	第四一回	一四・五	六八六、五〇〇	四・八	昭和五・二〇・二	旱害救濟資金	上	旱害救濟資金			
三重縣	第八回	大正元・一〇	一八、〇〇〇	六・〇	昭和四・一二・一	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第九回	二・二	九二、〇〇〇	六・〇	昭和五・三・六	同	上	同			
	第六四回	一四・四	三五二、〇八八	四・八	昭和五・二〇・三	旱害救濟資金	上	旱害救濟資金			
愛知縣	第八回	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	四・五	大正四五・六・六	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第一三回	大正元・一一	一五〇、〇〇〇	六・五	大正五・一一・一一	同	上	同			
	第四回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正四五・五・五	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			

滋賀縣	第七回	大正元・一〇	七〇、〇〇〇	七・〇	昭和六・七・七	同	上	小農工業者救濟資金			
	第三二回	一四・五	四五〇、〇〇〇	四・八	昭和五・二〇・二	旱害救濟資金	上	旱害救濟資金			
	第三三回	一四・七	四二三、〇〇〇	四・八	昭和五・二〇・三	同	上	同			
長野縣	第一二回	明治四四・七	八〇、〇〇〇	四・五	大正四五・六・七	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第一三回	四四・一一	七〇、〇〇〇	四・五	大正四五・六・六	同	上	同			
	第一五回	大正元・八	二〇〇、〇〇〇	六・〇	大正二・一五・九	同	上	同			
	第一六回	元・一一	一〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和六・九・九	同	上	同			
	第一七回	二・三	三〇、〇〇〇	六・五	昭和七・三・三	同	上	同			
	第四六回	一四・四	五〇〇、〇〇〇	四・八	昭和五・一〇・三	旱害救濟資金	上	旱害救濟資金			
	第四七回	一四・五	四五二、三〇〇	四・八	同	同	上	同			
	甲號	一五・九	一〇〇、〇〇〇	四・八	昭和一〇・三・九	霜害救濟資金	全額	霜害救濟資金			
飛騨	子號	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	四・五	大正二・一五・五	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第六回	大正元・九	一一五、九〇〇	六・〇	昭和三・二四・二	同	上	同			
	第七回	二・四	一四、一〇〇	六・五	昭和四・二五・二	同	上	同			
宮城縣	甲號	明治四四・七	一一〇、〇〇〇	四・五	大正四五・六・七	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			
	第二回	大正元・一一	一一〇、〇〇〇	六・五	昭和四・九・八	同	上	同			
	第三三回	一五・一〇	一〇〇、〇〇〇	四・八	昭和一〇・三・一〇	霜害救濟資金	上	霜害救濟資金			
	第三回	明治四四・七	一三〇、〇〇〇	四・五	大正一四・一五・七	小農工業者救濟資金	上	小農工業者救濟資金			

福島縣	第五回	明治四五・六	一三〇、〇〇〇	四・五	昭和三・六・五	小農工業者救済資金			
	第三九回	大正一四・三	四八一、三〇四	四・八	昭和一〇・三	旱害救済資金			
	第四四回	一五・一〇	三〇〇、〇〇〇	四・八	大正一五・一〇	霜害救済資金			
	第四六回	昭和二・三	九一、〇〇〇	四・八	昭和三・一一	旱害救済資金			
岩手縣	第一回	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	四・五	大正一五・七	小農工業者救済資金			
	第四回	大正元・一二	一一七、〇〇〇	六・五	昭和四・七	同	上		
	第五回	二・三	三三、〇〇〇	六・五	昭和一五・三	同	上		
	第二五回	一四・三	六〇〇、〇〇〇	四・八	昭和四・八	旱害救済資金			
	第二六回	一四・六	二二五、五〇〇	四・八	昭和四・八	同	上		
	第三回乙	一五・九	三五〇、〇〇〇	四・八	全額一時償還	霜害救済資金			
	第三六回	昭和二・二	六六九、〇〇〇	四・八	昭和三・一一	旱害救済資金			
岡山縣	第三回	明治四四・七	一三〇、〇〇〇	四・五	大正一五・三	小農工業者救済資金			
	第七回	大正元・一〇	一二〇、三〇〇	六・〇	昭和四・九	同	上		
	第九回	二・四	九、七〇〇	六・五	昭和五・一	同	上		
	第四一回	一四・四	六〇〇、〇〇〇	四・八	昭和五・二〇	旱害救済資金			
	第四三回	一四・六	五八九、一〇〇	四・八	同	上			
廣島縣	第二回	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	四・五	大正一五・七	小農工業者救済資金			
	第四回	大正元・九	一五〇、〇〇〇	六・〇	昭和四五・五	同	上		

以下は日本勧業銀行に合併せられたる農工銀行の發行せる農工債券にして、合併と共に其の元利支拂

阿波	第一回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第三回	大正二・四	一一〇、〇〇〇	六・五	昭和四・六	同	上		
	第二三回	一四・三	三〇八、八九五	四・八	昭和五・二	旱害救済資金			
愛媛縣	第一回	明治四四・八	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第三回	大正元・一二	九〇、〇〇〇	六・五	昭和四・一二	同	上		
	第三一回	一四・五	一四六、三〇〇	四・八	昭和五・二〇	旱害救済資金			
大分縣	第一回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第三回	大正二・四	七〇、〇〇〇	六・五	昭和四・四	同	上		
肥後	第一回	明治四四・七	一一〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第三回	大正元・一二	一一〇、〇〇〇	六・五	昭和七・一二	同	上		
宮崎	第一回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第三回	四五・六	三〇、〇〇〇	六・五	昭和四・六	同	上		
	第四回	大正二・四	四〇、〇〇〇	六・五	昭和五・五	同	上	發行價格九八	
鹿兒島縣	第三回	明治四四・七	一一〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六	小農工業者救済資金			
	第七回	大正元・一一	一一〇、〇〇〇	六・五	昭和四・一一	同	上		

義務を日本勸業銀行に於て承繼せるものとす。

農工債券名	債券記號又は回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
舊秋田	甲號	明治四四年・七月	一一〇、〇〇〇円	年分四・五	大正一五年・六月（明治四五、六迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第一五回	大正元・一〇	二〇〇、〇〇〇	六・五	昭和四・五（大正三、五迄据置）	同上	
	第一六回	二・三	一〇〇、〇〇〇	六・五	昭和五・一二（大正四・一一迄据置）	同上	
舊佐賀縣	第二回	大正二・四	一〇〇、〇〇〇	六・五	昭和七・一二（大正六・三迄据置）	小農工業者救濟資金	
舊京都府	第四回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・七（明治四五・六迄据置）	小農工業者救濟資金	
舊山梨	第五回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・六迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第八回	大正元・一一	一〇〇、〇〇〇	六・五	昭和四・一二（大正三・一二迄据置）	同上	
	第九回	元・一二	五〇、〇〇〇	六・五	同上	同上	
	第一〇回	二・三	五〇、〇〇〇	六・五	昭和五・一二（大正四・三迄据置）	同上	發行價格九八
舊福岡縣	第一回	明治四四・七	一五〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・六迄据置）	小農工業者救濟資金	
舊青森縣	第二回	大正元・九	一五〇、〇〇〇	六・〇	昭和三・一一（大正二・一一迄据置）	小農工業者救濟資金	
舊讃岐	第一回	明治四四・八	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・五（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金	
舊福井縣	第一回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第三回	大正二・三	一〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和四・一二（大正三・一二迄据置）	同上	
舊兩羽	第四回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・六迄据置）	同上	
	第六回	大正二・四	二五〇、〇〇〇	六・五	昭和六・三（大正五・三迄据置）	同上	
	第一一回	六・八	八〇、〇〇〇	四・八	昭和七・五（大正八・七迄据置）	米澤市火災復舊資金	
	第一二回	七・四	八〇、〇〇〇	四・八	昭和八・一二（大正九・三迄据置）	同上	
	第一三回	八・一一	一〇〇、〇〇〇	四・八	昭和九・四（大正一〇・一〇迄据置）	同上	
舊富山縣	第一（子）	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・六迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第二回	大正一・一二	三〇〇、〇〇〇	六・五	昭和三・一二（大正二・一二迄据置）	同上	
舊石川縣	子號	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・六迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第三回	大正元・一一	一〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和四・五（大正三・五迄据置）	同上	發行價格九七、五
	第四回	二・三	二〇〇、〇〇〇	六・五	昭和五・三（大正四・三迄据置）	同上	
舊土佐	第一回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・六（明治四五・七迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第二回	大正元・九	九〇、〇〇〇	六・五	昭和五・六（大正四・六迄据置）	同上	
舊沖繩縣	第一回	明治四四・七	七〇、〇〇〇	四・五	大正一五・五（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第二回	大正元・一二	七〇、〇〇〇	六・五	昭和七・九（大正四・九迄据置）	同上	
	第三回	六・一一	三〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和一四・七（大正八・七迄据置）	同上	
舊靜岡	第四回	明治四四・七	一三〇、〇〇〇	四・五	大正一五・五（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金	
	第七回	大正元・八	一三〇、〇〇〇	六・五	昭和二・五（大正二・五迄据置）	同上	

舊新潟縣	第三回	明治四四年・九月	一五〇、〇〇〇円	年分四・五	大正一三年・一二月（大正三・一二迄据置）	小農工業者救濟資金
	第五回	大正元・一二	三〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和五・二（大正四・二迄据置）	同上
舊和歌山縣	第二回	明治四四・七	九〇、〇〇〇	四・五	大正一五・五（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金
	第三回	大正元・九	一五〇、〇〇〇	六・五	昭和二・五（大正三・五迄据置）	同上
	第四回	元・一一	一二〇、〇〇〇	六・五	昭和二・一（大正三・一一迄据置）	同上
舊千葉縣	第二回	明治四四・八	一一〇、〇〇〇	四・五	大正一五・五（明治四五・五迄据置）	小農工業者救濟資金
	第二一回	大正一四・四	五八六、〇〇〇	四・八	昭和二〇・二（昭和五・二迄据置）	旱害救濟資金

第二項　小農工業者救濟資金

明治四十四年當時に至りては資金は概ね都市に集中せられて地方資金の涸渇甚だしく、農工債券の如き低利債券の募集は著しく困難にして、勢ひ各府縣農工銀行とも其の貸付資金の調達に苦しむの狀態にありしが、全國農工銀行は之が善後策協議の爲め全國農工銀行大會を開催し、其の決議に基き都鄙金融の調節を圖ると共に他方地方小產業者救濟の目的を以て、政府に對し低利資金の供給を請願する所あり、仍て政府は之を容れ、明治四十四年度に於て總額四百五十二萬圓の農工債券を預金部に於て引受け、小口資金の貸出に當らしめたり。而して預金部の該債券引受利率は年四分五厘、期限十五箇年以內（一年以內の据置期間を含む）とし、各農工銀行は其の債券發行に依りて得たる資金を、年賦償還貸付の方法に依り利率年六分五厘以內を以て貸出す定めにして、一口の貸出高は五百圓以下とし、工場財團及工場に屬する敷地・建物を除くの外、市制施行地其の他の市街地に存する宅地・建物を抵當とする貸付は之を認めざりしも、資金の折返運轉は之を認めたり。

翌大正元年度に於ては前年度と異なり、貸付資金の潤澤を圖るの趣旨を以て、先づ農工銀行をして債券を公募せしめ、其の募入不足額に付き公募の分と同一の條件に依り、一定割當の限度に於て預金部より補充應募し、以て小口貸出資金の融通を爲すこととなり、唯土地の情況に依り公募不可能なる場合に限り、相當の條件を以て預金部が其の全額を引受くることとしたり。農工銀行は預金部應募資金に自己資金を加へ、少くとも預金部應募資金の十五割は之を本件貸付資金に充當せざるべからず。而して之が貸出條件に至りては、其の貸出方法を有抵當年賦又は定期償還貸とし、其の貸出利率を普通認可利率とするの外、前年度と差異なし。

大正二年度以降は、預金部資金の都合に依り此の種融通を中止したるが、地方の經濟事情竝に資金用途の如何等に依りては、其の都度申請に依り全額引受或は補充應募を爲したるが如し。第三回沖繩農工債券の如き此の一例なり。

第三項　米澤市火災復舊資金

大正六年五月、米澤市の大火に因る罹災者に對し、農工銀行をして復興工事資金竝に屋根不燃質葺替資金を供給せしむることとなり、預金部は農工債券引受の方法に依り大正六年八月及同七年四月の兩度に亙り、利率年四分八厘、期限十五箇年（二箇年据置）を以て、合計十六萬圓を兩羽農工銀行に融通したるが、越えて大正八年五月同市に再度の大火起るや、同樣の目的及條件を以て十萬圓を同農工銀行

に融通したり。

第四項　兵庫縣震災復舊資金

大正十四年五月に於ける丹後・但馬地方震災復舊資金として、預金部は總額二百五十萬圓の融通を決定したるが、右の內住宅組合建築資金及城崎町旅館復舊資金以外の建築及產業資金百萬圓に就ては、其の兵庫縣に割當てられたる九十四萬四千圓中四十七萬四千四百圓を、兵庫縣農工銀行をして利率年五分八厘以下を以て貸出に當らしむることとなり、大正十四年十一月利率年四分八厘、期限二十箇年（五箇年据置）の條件に依り第八十三回兵庫縣農工債券を引受けたり（本章第四節第十四款參照）。

第五項　旱害救濟資金

大正十三年夏季に於ける旱魃の被害は殆ど全國各府縣に亙りしが、岡山縣外二十府縣に於て殊に甚しきものありたるを以て、政府は此等各府縣に對し預金部より總額一千萬圓を供給することに決し、大正十四年二月內務省地方・農商務省農務・大藏省理財三局長の連名にて各地方長官宛、各府縣に對する供給割宛額竝に融通條件及方法等に關し、左の如く通牒を發したり。

旱害救濟資金融通ノ件依命通牒

大正十三年ニ於ケル旱害救濟ノ爲メ資金融通方申請相成候處今般大藏省預金部ヨリ別記供給方法及條件ニ依リ金　圓融資相成候條御了知ノ上可然御處置相成度。

追テ左記融資額ハ罹災救助基金貸出餘力アルモノハ之ヲ運用シ、旱害救濟施設ノ資ニ充ツヘキモノト認メ

決定セラレタル儀ニ付、御含相成度。

大藏省預金部ヨリ旱害救濟資金供給方法及條件

一、町村財政救濟ヲ目的トスル資金ニ對シテハ府縣債ヲ引受クルモノトス（府縣ハ債券發行ノ形式ニ依ル。様式ハ別紙ノ通）。

二、前項以外ノ資金ニ付テハ農工債券ヲ、農工銀行ノ存在セサル府縣ニアリテハ勸業債券ヲ引受クルモノトス。

三、債券引受利率ハ年四分八厘トシ、償還年限ハ二十ケ年以內トス（据置期間五ケ年以內ヲ含ム）。

四、債券ノ元利ハ每年二回三月一日、九月一日ニ之ヲ支拂フヘキモノトス。

五、府縣ヨリ町村ニ對スル貸付利率ハ年四分八厘トス。

六、農工銀行及日本勸業銀行ノ貸付利率ハ年五分四厘トス。

七、本資金ノ貸付ハ年賦又ハ定期トシ、最終償還年限ハ年賦貸付ニアリテハ各債券ノ最終償還年限以內、定期貸付ニアリテハ五ケ年以內トス。

八、本資金ハ大正十三年ニ於ケル旱害ヲ被リタルモノニシテ、左記費途ニ使用スルモノニ對シ貸付クルモノトス（蠶業耕作者救濟資金貸付ヲ含ム）。

甲　府縣ヨリ貸付ヲナスヘキモノ　町村財政救濟資金

乙　農工銀行及日本勸業銀行ヨリ貸付ヲナスヘキモノ

（イ）田面溜池等ノ復舊及水源竝灌漑設備復舊資金

（ロ）肥料購入資金

（ハ）農具補修資金

（ニ）副業資金但シ副業ヨリ差當リ生計ノ資ヲ得ントスルモノニ限ル

（ホ）蠶業資金

（ヘ）牛馬飼料購入資金

（ト）種子苗購入資金

九、本資金ハ回收ノ見込確實ナルモノニアラサレハ貸付クルヲ得ス。

十、本資金ノ割當ニ付テハ地方長官ハ農工銀行、農工銀行ノ存在セサル府縣ニアリテハ日本勸業銀行ト協議シ、ソノ供給額ヲ決定スルモノトス。

十一、本資金貸付ニ付テハ調査費ヲ徵收スルコトヲ得。

十二、本資金ノ取扱ニ關シテハ前各號ニ揭クルモノヲ除ク外、府縣債引受ニ依ルモノニ付テハ別紙「大藏省預金部ニ於テ直接引受クヘキ地方債證券取扱手續」ニ據リ、又農工債券及勸業債券引受ニ依ルモノニ就テハ別紙「耕地整理事業及產業組合資金取扱順序」ニ準據スルモノトス。

（債券樣式省略）

（大藏省預金部ニ於テ直接引受クヘキ地方債證券ノ取扱手續省略）

（耕地整理事業及產業組合資金取扱順序省略）

旱害救濟資金借入要求竝供給額表（單位圓）

府縣名	要求額	罹災救助基金	供給額	府縣名	要求額	罹災救助基金	供給額
岡山	二、四九三、〇〇〇	四九九、〇〇〇	一、五二〇、一一〇	滋賀	五、一八四、七〇〇	一、一五〇、〇〇〇	八七三、〇九四
岩手	四、一五〇、〇〇〇	七九、〇五六	八二五、五一〇	長野	四、六九八、五五〇	—	九三二、三九四
福島	一、五〇〇、〇〇〇	一〇七、九〇六	四八一、三〇四	群馬	八〇〇、〇〇〇	三四四、一三五	一一五、五二三
大阪	二、一二五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	二七五、七三三	三重	二、三五五、〇〇〇	三四五、二二五	三五二、〇八八
京都	二、〇四七、〇〇〇	一五一、〇〇〇	六四五、三五五	兵庫	一、〇〇〇、〇〇〇	八七四、一九六	三一八、九九四
栃木	二、五〇〇、〇〇〇	四二二、一一七	二八〇、九二一	埼玉	四三〇、〇〇〇	—	二一九、〇八三
千葉	五、〇九一、〇〇〇	三〇三、六一七	五八六、六七二	茨城	三、〇〇〇、〇〇〇	四九二、九二三	九三一、五三三
山梨	一〇〇、〇〇〇	—	六七、五五八	宮城	六三二、九三六	四一九、四六八	—
愛媛	一、五〇〇、〇〇〇	一八四、二六七	一四六、三四一	鳥取	一、八四八、一六六	一七八、二一三	五五、〇八二
奈良	一、四九八、七八九	—	六八六、五七一	廣島	二、三四九、六〇〇	—	三五七、二三九
德島	一、五〇〇、〇〇〇	—	三〇八、八九五	計	四六、八〇三、七四一	五、八六六、一二三	一〇、〇〇〇、〇〇〇

斯くて以上各府縣の中、岡山縣に於ける町村財政救濟資金として三十三萬一千圓を同縣債引受の形式に依り融通し、又農工銀行の存在せざる京都・山梨・鳥取の三府縣に對しては、勸業債券引受の形式に依り融通せし外は、總て農工債券引受の形式に依り農工銀行をして之が貸出に當らしむることと爲し、大正十三・十四兩年度に於て利率年四分八厘、年限二十箇年以內（五箇年以內の据置期間を含む）を以て左記金額の農工債券を引受けたり。

大阪農工債券	二七五、七〇〇円	滋賀縣農工債券	八七三、〇〇〇円
兵庫縣農工債券	三一八、九九四	長野農工債券	九五二、三〇〇
埼玉縣農工債券	二一九、〇〇〇	福島縣農工債券	四八一、三〇四
群馬縣農工債券	一一五、五〇〇	岩手縣農工債券	八二五、五〇〇
千葉縣農工債券	五八六、〇〇〇	岡山縣農工債券	一、一八九、一〇〇
茨城農工債券	九三〇、〇〇〇	廣島縣農工債券	三五七、二〇〇
栃木縣農工債券	二八〇、〇〇〇	阿波農工債券	三〇八、八九五
奈良縣農工債券	六八六、五〇〇	愛媛縣農工債券	一四六、三〇〇
三重縣農工債券	三五二、〇八八	合計	八、八九七、三八一

各府縣農工銀行は右に依り融通を受けたる金額を年賦又は定期貸の方法に依り、利率年五分四厘

以内を以て前掲通牒に於て指定したる各種の費途に對し貸付くるものにして、大正十四年六月以降は新に産業組合に轉貸し、産業組合をして貸出に當らしむることをも認められしが、此の場合に於ける産業組合の貸出利率は年五分五厘以内と定められたり。越えて大正十五年春期より夏期に亙り再び各府縣に旱害あり、岩手・福島・富山・宮崎の四縣に於て特に其の甚しきものありしかば、預金部は其の資金一百萬圓を醵出して之が救濟に當ることとせり。其の各縣割當額は岩手縣六十六萬九千圓、宮崎縣六萬一千圓、富山縣十七萬九千圓、福島縣九萬一千圓にして、富山縣の分を除き何れも各縣農工銀行をして貸出に當らしむることと爲し、昭和二年二月岩手縣農工債券六十六萬九千圓、同年三月福島縣農工債券九萬千圓、同年四月宮崎農工債券六萬一千圓を引受けたり。右預金部融通利率及農工銀行貸出利率は大正十三年度分本資金の夫れと同じきも、期限は之を短縮して、卽ち二箇年以内の据置期間を含み十二箇年以内と爲し、又其の貸出費目は田面復舊費・溜池水路の復舊及新設費・揚水設備費・肥料資金・種苗資金等なりとす。

第六項　霜害救濟資金

大正十五年五月關東及東北地方を中心として霜害あり、殊に岩手・宮城・群馬・埼玉・長野・福島の各縣に於ける被害甚大にして、其の桑園の被害反別を收穫皆無の反別に引直すときは一萬七百六十六町歩に達するの狀態なりしが、此等の地方に於ける被害養蠶業者に對し、肥料・蠶種の購入其の他養蠶業の運轉資金を供給するの趣旨より、預金部は利率年四分八厘、期限二箇年以内の條件に依り總額百二十萬圓を農工銀行に融通し、農工銀行をして年五分四厘以内の利率を以て之が貸出に當らしむることに決定し、大正十五年度中に夫々左の如く農工債券の引受を見たり。

岩手縣農工債券	三五〇、〇〇〇圓	埼玉縣農工債券
福島縣農工債券	三〇〇、〇〇〇	長野農工債券
群馬縣農工債券	二五〇、〇〇〇	宮城縣農工債券
		一〇〇、〇〇〇圓
		一〇〇、〇〇〇
		一〇〇、〇〇〇

第六款　東洋拓殖債券

第一項　概說

大正六年四月預金部は廣く朝鮮全土に亙り低利産業資金供給の目的を以て、第二回東洋拓殖債券二百萬圓を引受けたるが、之れ實に預金部に於ける同債券引受の嚆矢にして、之に引續き同年十月には更に東洋拓殖株式會社が其の業務擴張資金に充つる爲め募集したる第三回東洋拓殖債券三百萬圓を、額面百圓に付九十六圓七十五錢を以て買上げたる事蹟あり、又同年十一月海外興業株式會社に對しても東洋拓殖債券引受の形式に依り其の事業資金五百萬圓を融通したり。越えて大正八年度には大連市に於ける住宅難緩和の爲め、同市聖德會に對し二百萬圓を融通し、翌大正九年度には青島獨逸人私有財産購入資金六十萬圓、大正十年度には太興合名會社の天圖輕便鐵道建設資金三百五十萬圓、又大正十一年度には青島及山東鐵道沿線邦人救濟資金二百萬圓及大連市住宅資金百萬圓の融通あり、更に大正十二年度には滿洲金融疏通資金四百萬圓及東亞勸業株式會社事業資金二十五萬圓の融通ありて、東洋拓殖債券引受の方法に依る預金部融通金は二千萬圓を超え、翌大正十三年には太興合名會社金融援助資金千二百萬圓を融通し、預金部保

有の東洋拓殖債券は遂に三千五百萬圓に上りたるが、大正十五年には更に朝鮮産米增殖資金として三百六十五萬七千個の融通ありたり。而して此等各資金の償還は概ね年賦を以て行はれ、特に著しきものありしを見ず。

(一)　預金部保有東洋拓殖債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
大正六	九、九〇二、五〇〇円	大正一〇	一五、五七三、七五七円
同七	五、九〇二、五〇〇	同一一	一八、一六二、三三八
同八	一一、九〇二、五〇〇	同一二	二一、八五四、二一六
同九	一二、三三五、八〇〇	同一三	三五、一〇一、七一一
同一〇	一五、五七三、七五七	大正一四	三四、七三〇、六〇〇
同一一	一八、一六二、三三八	昭和元	三八、一四九、八五〇
同一二	二一、八五四、二一六		
同一三	三五、一〇一、七一一		

(二)　預金部引受東洋拓殖債券一覽表

債券回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
第二回	大正六、四月	二、〇〇〇、〇〇〇円	年五・三五分	二〇箇年(一三箇年据置)	朝鮮地方低利資金	大正六年十月購入、購入價格九十六圓七十五錢
△第三回	六、一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一〇箇年(三箇年据置)	東洋拓殖株式會社業務擴張資金	大正十二年十二月四百八十萬圓に付第三〇回債券を以て借換
第四回	六、一一	五、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年(一〇箇年据置)	海外興業株式會社事業資金	
第八回	八、一二	二、〇〇〇、〇〇〇	五・一	一五箇年(一五箇年据置)	大連市住宅資金	聖德會へ融通の分
第一一回	九、四	六〇〇、〇〇〇	五・五	一〇箇年(二箇年据置)	青島獨逸人私有財産購入資金	大正十二年五月內三十五萬圓第二六回債券を以て借換
第一八回	一〇、一二	三、五〇〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年	太興合名會社事業資金	
第二〇回	一一、六	二、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一五箇年(五箇年据置)	青島及山東鐵道沿線邦人救濟資金	
第二一回	一一、七	一、〇〇〇、〇〇〇	五・一	一〇箇年(昭和元年末迄据置)	大連市住宅資金	大連市へ融通の分
第二六回	一二、五	三五〇、〇〇〇	六・〇	一二箇年(二箇年据置)	青島獨逸人私有財産購入資金	
第二七回	一二、七	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	一五箇年(五箇年据置)	滿洲金融疏通資金	
第二九回	一二、一二	二五〇、〇〇〇	五・五	一五箇年(一五箇年据置)	東亞勸業株式會社事業資金	大正十五年一月當時殘高四百五十六萬圓に付第三九回債券を以て借換
第三〇回	一二、一二	四、八〇〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年	海外興業株式會社事業資金	
第三一回	一二、一二	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	一〇箇年	滿洲金融疏通資金	
第三二回	一三、五	九〇〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年	太興合名會社事業資金	
第三三回	一三、五	四九〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年	東洋拓殖株式會社金融援助資金	
第三四回	一三、六	一二、〇〇〇、〇〇〇	六・五	一六箇年(六箇年据置)	太興合名會社事業資金	
第三五回	一三、七	三四〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年	海外興業株式會社事業資金	
第三九回	一五、一	四、五六〇、〇〇〇	五・〇	一〇箇年(三箇年据置)	朝鮮產米增殖資金	
第四一回	一五、七	二、二七三、〇〇〇	五・一	一〇箇年	同上	
第四二回	一五、九	一、三八四、〇〇〇	五・一	一〇箇年	同上	

(備考)　△印を附したるは購入の分なるも、便宜之を揭出せり。

第二項　朝鮮地方低利資金

大正六年政府は廣く朝鮮全土に亙り低利産業資金供給の必要を認め、各地農工銀行をして之が貸出に當らしむるの方法を執り、同年四月預金部資金を以て利率年五分三厘、期限二十箇年(三箇年据置)の第二回東洋拓殖債券二百萬圓を引受け、東洋拓殖會社をして右債券の發行に依りて得たる資金を以て咸鏡・漢湖・慶尙・平安・全州・光州の各農工債券(利率年五分七厘)を引受けしめ、以て此等農工銀行の貸出資

金に充當せしめしが、大正七年十月此等の農工債券は新設の朝鮮殖産銀行に引繼がれたり。右第二回東洋拓殖債券は大正九年度以降各年度十萬圓宛償還せられ、昭和元年度末の現在高は百三十萬圓となりとす。

第三項　東洋拓殖株式會社業務擴張資金

大正六年九月東洋拓殖株式會社は、其の拓殖事業を滿蒙方面に擴張するの資金に充てんが爲め、第三回東洋拓殖債券額面一千萬圓を、發行價格額面百圓に付九十八圓、利子年六分、期限十三箇年（三箇年據置）の條件を以て一般に募集せり。然るに其の賣行捗々しからずして、引受銀行たる朝鮮臺灣兩銀行に於ては過半賣殘の債券に募入して締切の手續を了したる有樣なりしが、當時兩銀行共業務の發展に伴ひ益資金を要する際なりしを以て、預金部は該債券發行の趣旨に鑑み、同年十月特に右債券中額面三百萬圓を、額面百圓に付九十六圓七十五錢を以て買上げたり。然るに其の後東洋拓殖株式會社は年來の經濟界不況と、其の經營方法の宜しきを得ざりしとの爲め、漸く資金の固定を來し、右債券の償還も亦意の如くならざるに至りしかば、昭和二年三月第十四回預金部資金運用委員會の議を經て、當時現在高二百萬三千圓に就き、其の利率を年四分五厘とし、償還期限を昭和七年三月迄延長することに決定したり。尤も其の決定は未だ實行に至らずして昭和二年度に入りたるものとす。

第四項　海外興業株式會社事業資金

海外興業株式會社は拓殖及移民事業經營の目的より、大正六年十二月資本金九百萬圓を以て設立せられたるものなり。之より曩大正六年七月、政府は移殖民事業の國策上最も緊要のことたるを認め、東洋拓殖株式會社法を改正して右の事業を營む會社に資金供給の途を開くと共に、同年十一月右海外興業株式會社の設立を援助し、同社の事業を助成するの趣旨を以て、預金部より第四回東洋拓殖債券引受の方法に依り、利率年五分、期限十五箇年（十箇年據置）の條件を以て五百萬圓を融通し、東洋拓殖株式會社をして右會社の株式引受又は事業資金の融通に當らしめたり。然るに海外興業株式會社の事業成績は其の後豫期の如くならざりしを以て、大正十二年十二月拓殖會社の當時現在未投資額二十萬圓を償還せしめ、殘高四百八十萬圓に就きては一箇年期限を延長し、第三十回東洋拓殖債券を以て借換を實行せしが、海外興業會社の支拂は愈困難を極むるに至りしかば、遂に大正十五年一月再び當時現在高四百五十六萬圓に就き延期を承認し、昭和二年十二月以降昭和十一年十二月迄に毎年一定金額を償還せしむることとし、第三十九回東洋拓殖債券を以て其の借換を實行せり。

第五項　大連市住宅資金

大連市は其の發展に伴ふ人口增加の結果住宅の拂底著しく、而も同地方の金利一般に高く、住宅建築の如き事業を行ふに適當ならざりしを以て、預金部は郵便貯金還元の趣旨より關東廳の希望を容れ、大正八年十二月利率年五分一厘、期限十箇年（五箇年據置）を以て、第八回東洋拓殖債券二百萬圓を引受け、東洋拓殖株式會社をして年五分六厘の利率を以て、大連に於ける土木建築業關係者の團體たる社團法人聖德會に貸付け、其の住宅建築資金に充てしめたり。然るに右の方法のみを以てしては未だ中流以下の住宅拂底を緩和するに足らざりしかば、大正十一年二月大連市は關東廳より官有地の拂

下を受けて、之を住宅の建築を爲し得る市民に賣渡すと共に、市自ら市營貸家を建築して下層市民の使用に供し、以て當面の急務を果すの計畫を樹て、預金部に對し百萬圓の低利資金を融通せられたき旨願出でたり。仍て預金部は同年七月第二十一回東洋拓殖債券百萬圓を引受け、同會社經由大連市に融通し、右計畫の遂行に當らしめたり。預金部の債券引受利率及び東洋拓殖會社の貸出利率は聖德會融通の分と同じく、期限は十箇年（昭和元年末迄據置）にして、昭和元年度末迄には未だ償還開始に至らざりき。

第六項　青島獨逸人私有財產購入資金

從來青島に於て獨逸人私有の不動產を賃借して事業を經營し來れる本邦人は、日獨戰役後に於ける右不動產換價處分の際多く之を買受けたるが、之が爲に資金の固定を來し、或は高利の負債を起して其の元利の支拂に苦しむものあり、而も該不動產を邦人の支配下に置くことは、將來の發展上極めて緊要のことなりしを以て、預金部は大正九年四月利率年五分五厘、期限五箇年（二箇年據置）の條件に依り第十一回東洋拓殖債券六十萬圓を引受け、同會社をして利率年七分以內を以て前記不動產購入者に對する貸出に當らしめたり。然るに同債券の期限は極めて短きに失したるを以て、大正十二年五月當時貸付現在高三十五萬圓に付十二箇年期限（二箇年據置）の借換を認め、同時に利率を年五分五厘より年六分に改め、殘額二十五萬圓は之を東亞勸業會社事業資金に振替融通したるが、青島還付後に於ける同地邦人の經濟狀態は漸次不良となり、本貸付金に對する東洋拓殖會社の利息は年々減少の一途を辿りたるのみならず、同社の現狀を以てしては之が立替支拂を行ふこと甚だ困難なりしを以て昭和二年三月の預金部資金運用委員會に於て、本資金の預金部融通利率を昭和七年三月迄年四分とし、爾後舊利率に復することに決定ありしも、昭和元年度末迄には未だ實行には至らざりき。

第七項　太興合名會社事業資金

圖們江岸より吉林省天寶山（日支合辦の銀銅鑛山）に至る天圖輕便鐵道の敷設は、間島地方の經濟的開發竝に同地方の治安維持上必要の事業とせられしが、大正六年十二月南滿洲太興合名會社長飯田延太郎は、之が敷設に就き支那人との間に日支合辦公司設立契約を締結し（後に組織を改めて吉林省と飯田との合辦となる）、翌七年三月交通部より敷設の批准を得たるを以て、預金部は大正十年十二月第十八回東洋拓殖債券三百五十萬圓を、利率年五分、期限十箇年を以て引受け、同會社をして差當り朝鮮上三峰より吉林省老頭溝に至る約六十五哩の鐵道敷設費として、年六分を以て右太興合名會社に融通せしめ次いで大正十三年五月より七月に亙り第三十二・三十三・三十五回東洋拓殖債券（利率は前回同樣とし、期限は夫々昭和四年末・五年末及六年末）合計百七十三萬圓を引受け、前記鐵道工事費不足及び天寶山への延長工事費、竝に鐵道運轉上及收支の維持上必要なる老頭溝炭田開發資金として、東洋拓殖會社經由同會社に融通したり。然るに其の後本鐵道の成績は思はしからずして每期缺損を續け、大正十五年十二月第一回償還額二十三萬圓の期限到來したるも、到底之が支拂の能力なく、利拂すら困難なるの狀態なりしを以て、大正末年に至り東洋拓殖會社より融通條件の緩和方に就き出願したるも、昭和元年度末現在に於いては未だ解決を見るに至らず。

第八項　青島及山東鐵道沿線邦人救濟資金

大正十一年六月預金部は第二十回東洋拓殖債券二百萬圓を、利率年六分、期限十五箇年（五箇年据置）を以て引受け、東洋拓殖會社をして右債券の發行に依りて得たる資金を、年七分以内の利率を以て青島及山東鐵道沿線の在留邦人に對し、其の所有する不動產を擔保として貸出さしめたり。右は當時山東還附目睫の間に迫り、同地方の金利著しく昂騰して在留邦人は何れも資金の調達に窮し、還附の曉或は既得の不動產を支那人其の他の外國人に賣放つことなきやの虞あり、斯くては從來同地方に扶殖せる邦人の地盤と經濟的勢力とを失ひ、將來發展の望なきに至るべきを以て、之を救濟する爲め融通したるものにして、昭和元年度末現在に於ては其の元金は猶据置中に屬せり。

第九項　滿洲金融疏通資金

滿洲の經濟界は歐洲大戰に當り異常の好況を呈せしが、戰後の反動以來遽に沈衰を極め金融亦著しく梗塞を告ぐるに至りしかば、大正十二年四月關東廳は大藏省に對し之が救濟の爲め、滿洲に於ける產業恢復振興資金、滿洲特產物の買付又は貿易資金、既設金融機關整理資金、住宅建設資金、水田及果樹園經營資金竝に牧畜業助長資金として、合計二千七百五十萬圓の融通を申請したり。大藏省に於ては滿洲財界の行詰救濟の爲め、東洋拓殖會社、朝鮮銀行等の特殊機關をして新規資金の供給を爲さしむると共に、預金部に於ても相當金額の援助を與ふることの必要を認め、結局東洋拓殖會社に於て千二百萬圓、朝鮮銀行に於て八百萬圓、預金部に於て八百萬圓、合計二千八百萬圓を融通することに決定し、內預金部より融通すべき八百萬圓は之を折半して、各四百萬圓宛を東洋拓殖會社及朝鮮銀行を通じ供給することとせり。而して其の利率は特に低利と爲すの必要なきものと認め、預金部よりは年七分を以て融通し、東洋拓殖會社は自己資金と併せ平均年九分を以て貸出すことに定められたり。斯くて東洋拓殖會社に對するものは更に之を折半して大正十二年七月先づ第二十七回東洋拓殖債券二百萬圓を引受け融通し、次いで同年十二月更に第二回分として第三十一回東洋拓殖債券を引受け殘額二百萬圓を融通したるが（償還期限は兩回共五箇年）、滿洲の經濟界は其の後益〻不況に陷り、東洋拓殖會社の本件貸付金に對する利子收入は漸次減少するに至り、會社の預金部に對する利拂亦之に伴ひ困難となりしを以て、昭和二年三月第十四回預金部資金運用委員會の議を經て利率を年四分とし昭和七年三月迄期限を延長することとなりしも、昭和元年度末に於ては未だ實行に至らざりき（本章第六節第四款第四項第三目參照）。

第十項　東亞勸業株式會社事業資金

東亞勸業株式會社は滿蒙の經濟的開發を目的として設立せられたるものなるが、大正十二年蒙古白音太來附近に於ける農場三千八百餘町歩を購入し、新に蒙古方面に水田事業を開くと共に朝鮮小作人を移住せしめ、其の生活上の安定に資するの計畫を樹てたるを以て、預金部は此の國家的事業を援助するの趣旨より、曾て青島獨逸人私有財產購入資金として東洋拓殖會社に融通したる六十萬圓中、貸付不要額二十五萬圓を右會社に融通するに決し、同年十二月利率年五分五厘、期限十五箇年（五箇年据置）第二十九回東洋拓殖債券二十五萬圓を引受け其の融通を實行したり。尙ほ同會社の貸出利

率は年六分なりとす。

第十一項　東洋拓殖株式會社金融援助資金

東洋拓殖株式會社は大正九年の財界反動以來事業の成績豫期の如くならず、資金の回收甚だ困難に陷り、加ふるに歐洲大戰の好況時に募集したる短期債の償還期相踵いで至り、資金を要すること愈〻多く、營業の前途大いに憂ふべきものありたり。玆に於いて同會社は大正十二年二月低利資金の融通其の他に關し政府の援助を求め來たりしが、政府は當時に於ける同社の現狀に鑑みて之を容れ、預金部資金二千萬圓を之に融通することとし、大正十三年六月先づ當面の所要額一千二百萬圓に就き利率年六分五厘、期限十六箇年（猶置六箇年）の條件を以て、第三十四回東洋拓殖債券を引受けしが、殘額八百萬圓は都合に依り遂に其の實行に至らざりき。

第十二項　朝鮮產米增殖資金

朝鮮總督府に於ては本邦食糧問題の解決に資せんが爲め產米增殖の計畫を樹て、大正十五年度より十二箇年（完成迄十四箇年）を期し、三十五萬町歩に亙り施肥の增加竝に優良種苗、農具及耕牛の供給等耕種法の改良事業を行ふと共に、百七十四萬餘町歩に就き灌漑改善、地目變換、開墾干拓等の土地改良事業を行ひ、依りて以て八百二十一萬七千餘石の產米增收を企圖するに至れり。而して之が事業資金總額三億四千三百二十五萬圓の內、國庫補助金及企業者自己調達金を除きたる殘額二億三千八百六十九萬六千圓中、一億一千九百六十九萬六千圓は東洋拓殖會社及朝鮮殖產銀行に於て各自調達し、預金部に於ては大體十四箇年に亙り年額八百五十萬圓程度を東洋拓殖會社及朝鮮殖產銀行を通じ融通して、右事業資金の不足を補ひ、以て本事業の完成を助くることとなれり。仍て預金部は大正十五年度分八百五十萬圓中、東洋拓殖會社をして貸出さしむべき土地改良事業資金二百二十七萬三千圓、及農事改良事業資金百三十八萬四千圓は、大正十五年七月及九月の兩回に夫々第四十一・四十二回東洋拓殖債券の預金部引受利率は年五分一厘、期限二十五箇年（五箇年猶置）にして、東洋拓殖會社は右債券の發行に依りて得たる資金を、年五分九厘以內の利率を以て或は產業組合、金融組合を通じ、或は直接に水利組合、個人等の本事業の爲め資金を要するものに貸付することとせり。

第七款　朝鮮殖產債券

第一項　概說

朝鮮殖產銀行は其の設立比較的新しきを以て、預金部に於ける朝鮮殖產債券の引受も大正末年の事に屬す。卽ち大正八年六月地方低利資金二百萬圓を融通したるを初めとし、爾後預金部は同行が朝鮮各地に支店、出張所を有し、且つ殖產興業資金の貸出を本來の任務とせるに鑑み、所謂郵便貯金地方還元の趣旨を以て同行を通じ地方低利資金を融通することと爲し、大正十年十二月及大正十二年七月に各三百萬圓、大正十四年三月及大正十五年三月に各四百萬圓の地方低利資金を、朝鮮殖產債券引受の方法に依り融通したるの外、曩に興業債券引受の方法に依り融通したる地方低利資金八百萬

圓も大正十一年に於て本債券に乘換へたり。以上の外大正八年十二月融通の旱害救濟資金二百萬圓、大正十二年十二月融通の水害復舊資金百五十萬圓あり、大正十五年には朝鮮總督府の産米增殖計畫に伴ひ四百八十四萬三千圓の朝鮮殖産債券引受ありたるを以て、昭和元年度末に於ける預金部保有朝鮮殖産債券の現在高は二千六百餘萬圓に上れり。

（一）預金部保有朝鮮殖産債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正八	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	大正一一	一四、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	大正一四	二三、六二五、〇〇〇、〇〇〇円
同九	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同一二	一八、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇	昭和元	二六、五六八、〇〇〇、〇〇〇
同一〇	一三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同一三	二一、四七五、〇〇〇、〇〇〇		

（二）預金部引受朝鮮殖産債券一覽表

債券回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類
第一回	大正八年六月	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	年五・五分	二〇箇年（五箇年据置）	朝鮮地方低利資金
第三回	八、一二	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一五箇年（五箇年据置）	朝鮮旱害救濟資金
第一三回	一〇、一二	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	二〇箇年（五箇年据置）	朝鮮地方低利資金
第一四回	一二、一	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	五箇年	同上
第一五回	一二、三	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	二〇箇年（三箇年据置）	同上
第二一回	一二、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	五箇年（一箇年据置）	同上
第二九回	一三、七	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	二〇箇年（五箇年据置）	同上
第三二回	一二、一二	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・一	二〇箇年（五箇年据置）	朝鮮水害復舊資金
第四一回	一四、三	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・一	二〇箇年（五箇年据置）	朝鮮地方低利資金
第五〇回	一五、三	四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・一	二〇箇年（五箇年据置）	同上
第五二回	一五、七	二、二七三、〇〇〇、〇〇〇	五・一	三〇箇年（五箇年据置）	朝鮮産米增殖資金
第五三回	一五、九	二、五七〇、〇〇〇、〇〇〇	五・一	三〇箇年（五箇年据置）	同上

第二項　朝鮮地方低利資金

明治四十一年三月、韓國に於ける郵便貯金は韓國公債又は債券額に運用するの方針を執ることに我大藏次官及韓國度支部次官の間に協定成立したるが、爾來預金部は右協定の覺書に基き、或は韓國公債を引受け或は韓國銀行（朝鮮銀行）及農工銀行等に資金の融通を爲し來りしが、大正七年朝鮮殖産銀行の設立を見るや、同行が朝鮮内の各地に支店出張所を有し、朝鮮に於ける殖産興業の助成を以て其の任務とせるに鑑み、同地方に於ける郵便貯金は直接同行を通じ治く各地に放資せしむるを以て最も機宜を得たる處置なりとし、大正八年六月第一回朝鮮殖産債券二百萬圓を利率年五分五厘、期限二十箇年（内据置五箇年）を以て引受け、同行をして年七分五厘以下を以て産業振興上必要なる費途に對し貸出さしめたり。越えて大正十年十二月に至り前同樣の目的及條件を以て第十三回殖産債券三百萬圓を引受け、朝鮮殖産銀行をして年七分以内の低利を以て、大正十年度に於ける河川改修費、水面埋立費、上下水道費、學校及住宅建設費、道路改修費、市場設備費及水利組合事業費に充當すべき資金として、公共團體に對し貸付けしめたり。

又曩に明治四十五年一月以降三回に亙り興業債券引受の方法に依り朝鮮銀行に融通したる八百

萬圓は、朝鮮銀行に於て更に之を農工銀行經由朝鮮各地に融通したるものにして（本節第二款第九項參照）右に依る農工銀行貸付金は大正七年十月朝鮮殖産銀行の引繼ぐ所となりしが、其の回收思はしからざるに、前記興業債券の償還期限は大正十一年一月を初めとして續々到來することとなりしを以て預金部は之が肩代りを爲さしむるの趣旨を以て、夫々期限たる同年一月・三月及十月に於て第十四回・第十五回及第二十一回朝鮮殖産債券を引受けたり。此等債券の利率は何れも年五分五厘にして、期限は第十四回債券五箇年（據置期間なし）、第十五回二十箇年（三箇年據置）、第二十一回五箇年（一箇年據置）なりとす。

越えて大正十二年七月に至り預金部は新に利率年五分五厘、期限二十箇年（五箇年據置）を以て第二十九回朝鮮殖産債券三百萬圓を引受け、以て公共團體事業資金・金融組合聯合會貸出資金竝に內地農業者移住資金の供給を爲せしが、大正十三年に至り朝鮮殖産銀行は次の如く大正十三・十四兩年度に於ける資金計畫を樹てたり。卽ち之に依れば兩年度に於ける水利組合其の他の公共團體の資金は、旱害救濟資金をも合せ三千八十五萬餘圓を要し、其の內二千七百餘萬圓は之を同行に於て調達するものにして、同銀行は右計畫實施の爲め右兩年度に於て各四百五十萬圓の融通方を預金部に要求し來れり。預金部に於ては事情已むを得ざるものとして之を認め、大正十四年三月及同十五年三月の二回に亙り利率年五分一厘、期限二十箇年（五箇年據置）を以て、第四十一回及第五十回朝鮮殖産債券各四百萬圓を引受け、斯くて朝鮮殖産銀行を通じて融通せられたる此の種資金は二千四百萬圓に及べり。

第三項　朝鮮旱害救濟資金

大正八年に於ける朝鮮の旱害は其の區域廣汎に亙れるのみならず、其の被害激甚にして作付不能・收穫皆無の地方も尠なからず、被害地方に於ける小作人は全く食糧を失ひ、生計を維持すべき資力を有せざるに至れり。而して之が救濟の爲め朝鮮殖産銀行をして小作人に對する地主の貸與金・副業費等に要する資金四百萬圓を低利融通せしむる必要ありたるを以て、大正八年十二月朝鮮總督より預金部に於て同行債券四百萬圓の引受を得たき旨願出あり、政府に於ては事情已むを得ざるものとして之を認め、當時に於ける郵便貯金現在額より既融通額を除きたる範圍內に於て二百五十萬圓を利率年五分五厘、期限十五箇年（五箇年據置）を以て融通することとし、同月第三回朝鮮殖産債券を引受けたり。

第四項　朝鮮水害復舊資金

大正十二年八月朝鮮黃海道及平安南北道地方に襲來したる颶風・海嘯は異常なる災害を顯出し、同地方沿岸に於ける開墾干拓・水利事業に基く諸施設を破壞したり。而して之が復舊には三百六十萬三千餘圓の巨額を要すと雖も、之を此儘に放置せんか、廣大なる耕地は再び潮流河水の洗ふ所となり巨額の投資は遂に回收不能に陷るべきのみならず、此等開墾地に移住したる數千の小作農民は生活の途を失ふに至る虞ありたるを以て、右復舊所要額中國庫補助に依るものを除き、二百萬圓を預金部より仰ぎ度き旨朝鮮總督より願出たり。預金部に於ては事情已むを得ざるものと認め、時恰も關東大震災の直後に當り資金供給の要求は相當多額に上る實情なりしも、特に百五十萬圓を復舊資金として之に融通することとなり、大正十二年十二月利率年五分一厘、期限二十箇年（五箇年據置）の第三十二

回朝鮮殖產債券を引受け、同行をして其の貸出に當らしめたり。而して同行に於ける貸出利率は年六分一厘の定めなりしが、曩に大正十二年七月預金部に於て引受けたる第二十九回殖產債券の引受利率が五分五厘なりし關係上、右債券の發行に依り得たる資金の貸出利率も亦勢ひ六分五厘を下ることを得ず、斯くては移民事業の如き到底其の採算不可能なりしを以て、便宜第二十九回債券資金三百萬圓の內を以て融通すべき不二興業會社移民資金百萬圓は利率年六分一厘を以て融通せしめ、本件災害復舊資金中百萬圓に付き特に利率年六分五厘を以て融通するの承認を與へたり。

第五項　朝鮮產米增殖資金

朝鮮產米增殖資金の由來に就ては、既に之を述べたるを以て玆に再說せずと雖も（本節第六款第十二項參照）、大正十五年度分八百五十萬圓中朝鮮殖產銀行をして貸出さしむべき四百八十四萬三千圓は大正十五年七月及九月の兩回に亙り第五十二・五十三回朝鮮殖產債券を引受け之を融通したり。其の融通條件亦東洋拓殖債券融通金に同じ。

第八款　南滿洲鐵道株式會社社債券

預金部に於て南滿洲鐵道株式會社社債券の引受に依り同會社に對し融通を行ひしは吉長鐵道借款資金に關するものなり。吉長鐵道は支那吉林より長春に至るものにして、當初其の建設費を四百三十萬圓と見積り、其の半額二百十五萬圓を明治四十二年中南滿洲鐵道株式會社より支那政府へ貸付けたりしが、大正四年日支新協定締結の結果、本鐵道借款に關し支那政府と同會社との間に數次の交涉を重ねたる末、大正六年十月更に建設費として六百五十萬圓を會社より支那政府へ貸付くることとなりしを以て、之が財源の一部として預金部は同月利率年五分、期限三十箇年（十箇年据置）、發行價格九一・五〇の第六回同會社社債額面四百五十萬圓を引受けたり。其の預金部保有價格は四百十一萬七千五百圓とす。尙本鐵道の管理權は支那政府に屬するも、借款期限內は會社に於て之が經營を引受け、純益の二割を受くるの定めなりとす。

第六節　貸付金

第一款　一般會計貸付金

一般會計に對する預金部資金の融通は、夙に國債局取扱時代に其の端を發せり。明治十七年十月以降行はれたる出納局貸付金即ち之にして、唯預金の取扱が明治十八年七月預金局に移りて以來は資金を一旦日本銀行に定期預ケとし、日本銀行より更に出納局に轉貸の手續を執ることと爲し、直接之に貸付くることなかりき。右出納局貸付金は幾許もなくして其の影を沒し、爾來一般會計に對する預金部資金の融通は絕えて其のことなかりしが、大正二年以降數回に亙り朝鮮事業費支辨の爲め再び一般會計を經由することとなりたる爲め、玆に預金部より朝鮮總督府特別會計に貸付を爲すに當り、一般會計に對する貸付を見、大正五年よりは更に臨時事件費支辨の爲にする一般會計貸付あり此等の貸付は何れも期限に至り或は借換へられ、或は期限の延長ありて大正末年に至りしが、朝鮮事業費に充つる爲の貸付は、大正八年度以降は借換の都度朝鮮總督府特別會計直接貸付の形式に改め

られたり。

右の外一般會計貸付金としては、治水費資金特別會計及臨時軍事費特別會計の廢止に伴ひ、預金部の此等特別會計に對する貸付金を一般會計に於て承繼したるものあり。

以上の貸付金は何れも利率年五分五厘にして、期限は借換又は延長の分とも三箇年又は五箇年なりしが、大正十四年一般會計特別會計間貸借關係整理の議あるや、此等の貸付金にして期限の到來せるものは、其の整理案の確立に至る迄一年毎に期限の延長を認むることとなれり。

(一)　預金部一般會計貸付金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
大正元	一二、四〇〇、〇〇〇円	大正六	三三、七〇一、八八三円
同二	〇	同七	五五、七〇一、八八三
同三	七、六四〇、八七一	同八	五五、七〇一、八八三
同四	一〇、九五一、八八三	同九	七〇、〇六一、〇一二
同五	三三、七〇一、八八三	同一〇	六九、七五〇、〇〇〇
		大正一一	六九、七五〇、〇〇〇円
		同一二	六九、七五〇、〇〇〇
		同一三	七九、七五〇、〇〇〇
		同一四	七九、七五〇、〇〇〇
		昭和元	七九、七五〇、〇〇〇

(二)　預金部一般會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
大正二年三月	一二、四〇〇、〇〇〇円	年五・五	三箇年	朝鮮事業費支辨の爲	大正二年五月百十八萬五千圓、同年六月八百六十五萬二百圓、同年七月二百五十六萬四千八百圓を期限前償還
三、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	同上	大正六年十月借換
四、三	二、六四〇、八七一	五・五	同上	同上	大正七年三月借換
四、一二	三一一、〇一二	五・五	同上	同上	大正七年十一月借換
五、三	三、〇〇〇、〇〇〇円	五・五	五箇年上	大正三年臨時事件費支辨の爲	大正十年三月五箇年延長、大正十五年三月及昭和二年三月更に一箇年延長
六、三	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	同上	大正十一年三月五箇年期限延長、昭和二年三月更に一箇年期限に到り朝鮮總督府特別會計へ直接貸付とし借換
六、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	三箇年上	朝鮮事業費支辨の爲	
七、三	二、六四〇、八七一	五・五	同上	同上	
七、一一	三一一、〇一二	五・五	同上	同上	
八、一	二二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	五箇年	大正三年臨時軍事費支辨の爲	大正十三年一月五箇年期限延長
九、一〇	二二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	五箇年	大正三年臨時事件費支辨の爲	大正十四年十月及同十五年十月各一箇年期限延長

以下は他會計貸付金たりしを一般會計に於て其の義務を承繼せるものなり。

明治四五、年三月	二、〇〇〇、〇〇〇円	年四・五	五箇年上	治水費資金充當の爲	大正五年度初治水費資金特別會計貸付金を振替、大正六年三月、大正十一年三月各五箇年、昭和二年三月一箇年期限延長
大正二、三	一二、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上	同上	大正五年度初治水費資金特別會計貸付金を振替、大正七年三月、大正十二年三月各五箇年期限延長
三、三	四、一五〇、〇〇〇	四・五	同上	同上	大正五年度初治水費資金特別會計貸付金を振替、大正八年三月、大正十三年三月各五箇年期限延長
四、三	三、六〇〇、〇〇〇	四・五	同上	同上	大正五年度初治水費資金特別會計貸付金を振替、大正九年三月、大正十四年三月各五箇年期限延長
八、一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	臨時軍事費支辨の爲	大正十四年四月臨時軍事費特別會計貸付金を振替、大正十三年一月五箇年期限延長

第二款　特別會計貸付金

第一項　朝鮮總督府特別會計貸付金

從來朝鮮事業費に充つる爲め預金部より朝鮮總督府特別會計に資金を融通する場合に於ては、朝

鮮事業公債金特別會計法の關係上既述の如く一般會計を經由せしが、大正八年同會計法の廢止に伴ひ、爾後從來の貸付金は借換の都度之を朝鮮總督府特別會計に對する直接貸付に變更すると共に、他方に於ても爾來一般事業費及旱害救濟費に充つる爲め同會計に貸付を爲したること數回に及べり。其の貸付利率は年五分五厘にして、期限は區々たるも

(一)　預金部朝鮮總督府特別會計貸付金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
大正九	七、六四〇、八七一円	大正一二	三八、四五一、八八三円
同一〇	七、九五一、八八三	同一三	二二、一二四、四五三
同一一	一八、四五一、八八三	同一四	二四、〇〇一、八八三
		昭和元	二四、〇〇一、八八三

(二)　預金部朝鮮總督府特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
大正九、一〇月	五、〇〇〇、〇〇〇円	年參分五厘	三箇年	朝鮮事業費支辦の爲	大正十二年十月借換
同一〇、三	二、六四〇、八七一	五・五	同上	同上	大正十三年三月三箇年、昭和二年三月一箇年各期限延長
同一〇、一一	三一、〇一二	五・五	同上	同朝鮮事業費（五百萬圓）及旱害救濟費（五百萬圓）に充つる爲	大正十三年十一月三箇年期限延長
同一一、九	一〇、五〇〇、〇〇〇	五・五	同上	朝鮮事業費支辦の爲	大正十四年九月、同十五年九月各一箇年期限延長
同一二、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	同上	大正十五年十月一箇年期限延長
同一三、三	二d、〇〇〇、〇〇〇	五・五	大正一三、九	同朝鮮事業費支辦の爲	大正十三年五月千八百二十萬圓期限前償還殘額期限に於て（一）三箇年期限延長
同一四、三	一、八七二、五七〇	五・五	一箇年	朝鮮旱害救濟費に充つる爲	
同一五、三	一、八七七、四三〇	五・五	同上	同上	

第二項　臺灣總督府特別會計貸付金

大正十一年三月改正臺灣事業公債法制定せられ、其の結果臺灣事業費に要する資金は臺灣銀行以外よりも借入を爲すことを得ることとなりしが、本貸付金は右に基き臺灣總督府に融通せられしものにして、其の事實は大正十三年三月七百萬圓の融通の一回を存するのみとす。卽ち政府は大正十二年度に於ける公債發行計畫を樹つるに當り、外地事業公債は之を預金部より借入れ、十三年度に於て公債發行の上該借入金を返償する方針を採りしを以て、臺灣事業費に充つべき七百萬圓も亦、大正十三年三月に於て利率年五分五厘、返償期限大正十三年九月末の條件を以て、預金部より臺灣總督府特別會計に貸付けしが、右貸付金は同年七月に至り期限前の償還を見たり。

第三項　樺太廳特別會計貸付金

樺太廳特別會計に對する貸付は大正十三年三月、樺太事業費に充つる爲め、公債發行に至る迄一時預金部に於て三百萬圓を同會計に貸付けたるに始まり、尋いで大正十四年三月には十三年三月に於て日本銀行指定預金の形式に依り融通せられたる、百四十七萬二千餘圓の償還殘額七十五萬七千餘圓の借換に當り、之を直接貸付の形式に變更し、更に翌十五年三月には水害復舊費として國債整理基金より一時流用せる七十萬圓を預金部に於て肩換したり。以上各貸付金の利率は何れも年五分五厘なりとす。本貸付金の各年度末現在高は、大正十二年度末三百萬圓、同十三年度末百六十四萬七千六百三十七圓、同十四年度末及昭和元年度末各二百三十四萬七千六百三十七圓なりとす。

預金部棒太廳特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
大正一三、三月	三、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇圓	年五分五厘	大正一三、九月	棒太事業費支辨の爲	大正十三年七月二百十一萬圓期限前償還、同年九月殘額八十九萬圓に付大正十四年三月迄期限延長、同月更に五箇年期限延長
同一四、三	七五七、六三七・五二〇	五・五	同一五、三	同	
同一五、三	七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同六、三	災害復舊費支辨の爲 上	大正十五年三月及昭和二年三月各一箇年期限延長

第四項　帝國鐵道特別會計貸付金

預金運用としての帝國鐵道特別會計貸付は、明治四十二年五月鐵道の建設及改良資金に充つる爲め、利率年五分、期限五箇年を以て五十萬圓を同會計に貸付けたるに始まり、爾來或は特別會計法第二條に基き建設及改良の資金（大正十年特別會計法改正の後は一般に鐵道資本補足資金）に充つる爲め長期に、或は特別會計法第十二條に基き仕拂上の現金不足を補ふ爲め短期に、同特別會計に貸付けられしこと數次に及びしが、此等の貸付金は同特別會計資金の都合に依り、時に期限前に償還せられ、時に借換へられたるものあり、大正十四年に至り一般會計、各特別會計相互間の貸借關係整理の議あるに及び、本貸付金も亦後述の各特別會計貸付金と同じく、之が整理の方策決定するに至る迄で其の期限到來に際し當分一年毎に借換を行ふこととなれり。

本貸付金の取扱に就ては明治四十二年五月鐵道特別會計貸借順序、及同年十一月同會計一時借入金取扱順序の制定あり、其の利率は當初年五分なりしが、明治四十三年五月貸付の八百萬圓の分以後四分二厘となり、大正二年三月貸付の五百萬圓の分より再び年五分に歸り、大正四年二月貸付の六百二十六萬餘圓の分より年五分五厘に引上げ、爾來之に依りしも、大正十五年三月及昭和二年三月貸付の千四百萬圓に就ては年六分と定められ、尙借換に係るものは總て原利率に依れり。大正三年三月北海道輕便鐵道速成の爲め貸付けたる三十萬圓の利率が年三分六厘たるは異例に屬す。

（一）預金部帝國鐵道特別會計貸付金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
明治四二	一三、〇〇〇、〇〇〇圓	大正四	五三、七八四、八八五圓
同四三	三七、五〇〇、〇〇〇	同五	五二、五六七、〇六一
同四四	三七、五〇〇、〇〇〇	同六	三三、一〇八、三七五
大正元	三三、五七七、一一二	同七	三三、一〇八、三七五
同二	二五、一七九、一〇一	同八	三三、一〇八、三七五
同三	五三、七四八、三七九	同九	三七、九三二、三七五
		同一〇	三七、九三二、三七五圓
		同一一	三七、九三二、三七五
		同一二	六二、九三二、三七五
		同一三	三七、九三二、三七五
		同一四	五一、七二六、〇七八
		昭和元	六五、七三四、八〇二

（二）預金部帝國鐵道特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
明治四二、五月	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇圓	年五・〇	大正三、五月	鐵道建設竝改良資金	大正二年三月期限前償還
同四二、五	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	同三、五	同 上	
同四二、一一	七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	明治四三、三	仕拂上の現金不足補塡資金 上	明治四十三年一月一、五〇〇、〇〇〇圓期限前償還、同年三月殘額借換
同四二、一二	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	同四三、三	同 上	明治四十三年三月借換
同四二、一二	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	同四三、三	同 上	

明治四三、二	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	明治四三、三	金	仕拂上の現金不足補塡資金	明治四十三年三月借換
同　四三、三	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	大正　四、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	大正二年三月五、九二二、八八七圓五〇、大正二年四月一六、五五〇圓二二七八、大正二年五月四、六〇五六二圓二二各期限前償還
同　四三、五	八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	明治四四、三	金	仕拂上の現金不足補塡資金	明治四十三年五月一、四〇〇、〇〇〇圓、同年六月一、〇〇〇、〇〇〇圓各期限前償還
同　四三、八	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　四四、三	上	同	明治四十三年九月一、〇〇〇、〇〇〇圓、同年十月一、〇〇〇、〇〇〇圓各期限前償還
同　四三、一一	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　四四、三	上	同	明治四十四年三月借換
同　四三、一二	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　四四、三	上	同	
同　四四、一	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　四四、三	上	同	
同　四四、三	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	大正　五、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	大正四年十一月以降利率年五分に改定、大正五年三月借換、大正二年五月一〇、四四五圓七七八、大正三年二月四、四八九、五五四圓二二二各期限前償還
同　四四、三	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　五、三	上	仕拂上の現金不足補塡資金	明治四十四年六月一、五〇〇、〇〇〇圓、同年十月七、五〇〇、〇〇〇圓、各期限前償還
同　四四、五	九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	明治四五、三	上	同	明治四十四年十月期限前償還
同　四四、八	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同　四五、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	大正二年五月期限前償還
大正　二、三	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	大正　六、三	上	仕拂上の現金不足補塡資金	大正三年二月五、一二〇、八九八圓九〇三借換
同　二、六	八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　三、三	上	同	
同　二、八	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　三、三	上	同	
同　二、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　三、三	上	同	
同　二、一一	九、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　三、三	上	同	
同　二、一二	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　三、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	大正三年二月五、一二〇、八九八圓九〇三借換
同　三、二	五、一二〇、八九八、九〇三	五・〇	同　三、三	上	仕拂上の現金不足補塡資金	大正四年二月期限前償還
同　三、三	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三・六	同　六、二	上	同（北海道輕便鐵道關係）	大正四年十一月借換
同　四、二	一四、八七九、一〇九、九〇七	五・〇	同　八、三	上	同	大正八年三月借換

同　四、二	六、二六二、〇四九、二二〇	五・五	同　九、二	上	仕拂上の現金不足補塡資金	大正五年七月二、七四九、〇七九圓七一二、大正六年五月十四日五三三、四四一圓二五〇、同年五月十八日二、九七九、五二八圓二五八各期限前償還
同　四、三	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　九、二	上	同	大正六年五月二、三五〇、二一〇圓二九二、同年五月二十三日七五九、二二四圓二八〇同年五月二十九日殘額各期限前償還
同　四、四	三、七五七、二二九、五三二	五・五	同　九、三	上	同	大正六年五月一、七六五、〇九六圓三四二、同年六月殘額各期限前償還
同　四、五	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	三・六	同　七、三	上	同	大正六年八月期限前償還
同　四、六	八、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　九、三	上	同	大正六年六月四日一、六四四、六七九圓六〇〇、還同年六月七日九三、八〇七圓八三〇各期限前償還大正九年三月殘額借換
同　四、一一	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　九、一〇	上	同	大正九年九月一七六、〇〇〇圓期限前償還大正九年十月殘額借換
同　五、三	三六、五〇五、二二八	五・五	同　一〇、三	上	同	大正十年三月借換
同　五、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同　一〇、三	上	同	大正十年十一月借換
同　五、一一	一、五三一、二三五、二三二	五・五	同　一〇、一一	上	同	大正十三年三月借換
同　八、三	一四、八七九、一〇一、〇九七	五・〇	同　一三、三	上	同	大正十四年三月借換
同　九、三	六、三六一、二一二、五七〇	五・五	同　一四、三	上	同	
同　九、一〇	一二四、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　一四、一〇	上	同	大正十四年十月期限前償還
同　一〇、三	三六、五〇五、二二八	五・五	同　一五、三	上	同	
同　一〇、一一	一、五三一、二五六、二三二	五・五	同　一五、一一	上	同	大正十五年三月借換
同　一二、一二	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　一三、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	
同　一二、一三	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　一三、三	上	仕拂上の現金不足補塡資金	大正十四年十月四五、七九一圓五四二期限前償還大正十五年十一月殘額一箇年期限延長
同　一三、三	一四、八七九、一〇一、〇九七	五・五	昭和　四、三	鐵	鐵道建設竝改良資金	大正十三年三月借換
同　一四、三	六、三六一、五一二、五七〇	五・五	同　五、三	上	同	大正十三年五月期限前償還
同　一五、三	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	同　六、三	鐵	鐵道資本補足資金	

大正一五年三月	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	年賦 五・五	昭和二年三月 鐵道建設竝改良資金
同一五、三	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同二、三 鐵道資本補足資金
昭和二、三	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	同七、三 同 上
同二、三	八、七四二、一〇五	五・五	同二、六 同 上

第五項　製鐵所特別會計貸付金

製鐵所に於ては從來其の据置運轉資本に不足を生じたるときは、明治三十八年法律第十七號に基き融通證券を發行して一時之を補足する所ありしが、明治四十四年三月に至り上記法律改正の結果新に預金部より借入金を爲すことをも認められたるを以て、恰も同年三月二十五日期限の到來したる融通證券四百五十萬圓の償還に當り、新に四百萬圓を預金部より製鐵所特別會計に融通することとなれり。之れ製鐵所特別會計に對する預金部資金貸付の初めなりとす。爾來或は新規に貸付を爲し、或は既貸付金の借換を行ひ、以て大正十年に至りしが、同年四月以降製鐵所は借入金又は融通證券の發行に代へ、當該年度内に限り無利子を以て國庫餘裕金を繰替使用し得ることとなりたるを以て、爾後預金部資金の貸付は全く其の跡を絶つに至れり。

本貸付金に就ては明治四十四年三月大藏大臣達祕乙第五一二號を以て融通金取扱順序の制定あり、利率は初め年四分二厘なりしが、大正二年六月貸付の百五十萬圓の分以後五分となり、更に大正四年六月貸付の四百萬圓の分より五分五厘となれり。又其の利子は初め貸付の當日より付したるも鐵道會計への貸付との權衡上、大正三年三月以降貸付の翌日より付することとなれり。尚製鐵所の

借入金は法律の規定に依り遲くとも翌年度に於て償還すべきものなるを以て、其の貸付期限は何れも極めて短期なりとす。

(一)　預金部製鐵所特別會計貸付金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
明治四三	四、〇〇〇、〇〇〇円	大正三	○
同四四	四、〇〇〇、〇〇〇	同四	四、〇〇〇、〇〇〇
大正元	二、〇〇〇、〇〇〇	同五	二、五〇〇、〇〇〇
同二	三、二〇〇、〇〇〇	同六	○
		同七	○
		同八	一〇、〇〇〇、〇〇〇
		同九	一二、〇〇〇、〇〇〇

(二)　預金部製鐵所特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
明治四四年三月	四、〇〇〇、〇〇〇円	年賦 四・二	明治四五年三月	据置運轉資本補足の爲	〔當初一般會計を通し貸付けたるも明治四十四年十一月直接貸付とす。期限借換
同四五、三	四、〇〇〇、〇〇〇	四・二	大正二、三	同 上	〔明治四十五年七月五十萬圓、大正元年十一月七十萬圓、大正二年一月八十萬圓、各期限前償還
大正二、三	二、〇〇〇、〇〇〇	四・二	同三、三	同 上	〔大正二年三月二百萬圓借換
同二、六	一、五〇〇、〇〇〇	五・〇	同二、六	同 上	大正二年十月三十萬圓期限前償還、殘額期限借換
同三、三	一、七〇〇、〇〇〇	五・〇	同四、三	同 上	大正二年六月借換
同三、六	二、五〇〇、〇〇〇	五・〇	同四、六	同 上	大正四年三月期限前償還
同三、六	一、五〇〇、〇〇〇	五・〇	同四、六	同 上	大正四年一月百萬圓、同年三月殘額各期限償還
同四、三	四、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同五、三	同 上	大正四年七月及同年十月各百萬圓宛、大正四年八月、同年九月及同年十二月六日竝同二十四日各五十萬圓宛夫々期限前償還
同四、三	四、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同五、三	同 上	〔大正五年一月五十萬圓、同年三月八日百五十萬圓各期限前償還、殘額期限償還
同四、六	四、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同五、三	同 上	

大正五年三月	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	五・五	大正六、三	同	大正五年六月百五十萬圓借換、同年七月百萬圓期限前償還
同五、六	八、三〇〇、〇〇〇	五・五	同六、三	同	(大正五年八月及同年十月四日竝同十八日各百萬圓宛、同年八月百三十萬圓、同年十一月及十二月各二百萬圓宛夫々期限前償還
同六、六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同七、一	同	(大正六年六月四百萬圓、同年七月、八月十日、八月二十九日、九月、十月十三日及十月三十日各百萬圓宛夫々期限前償還
同七、六	一二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同八、一	同	(大正七年六月及七月二十九日各四百萬圓宛、同年七月十七日三百萬圓、同年八月百萬圓夫々期限前償還
同八、六	一二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同九、六	同	(大正八年八月二百萬圓、同年九月百萬圓、大正九年二月五十萬圓、同年三月八十萬圓、各期限前償還、殘額期限借換
同八、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同九、三	同	大正九年一月期限前償還
同九、二	二、三〇〇、〇〇〇	五・五	同九、八	同	大正九年八月
同九、六	七、七〇〇、〇〇〇	五・五	同一〇、六	同	
同九、七	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同一〇、七	同	
同九、七	二、三〇〇、〇〇〇	五・五	同一〇、八	同	
同九、八	二、五〇〇、〇〇〇	五・五	同一〇、二	同	大正十年一月期限前償還

第六項　專賣局特別會計貸付金

專賣局に於ても製鐵所に於けると同じく、明治四十四年三月以降其の据置運轉資本に不足あるときは、之を補足する爲め融通證券の發行以外に大藏省預金部より借入を爲し得ることとなり、之に基き預金部は大正元年八月初めて千二百萬圓の貸付を爲し、以後短期なりと雖も殆ど各年度貸付を行ひしが、大正十年に至り製鐵所と同じく國庫餘裕金の繰替使用を認めらるるに及び、預金部よりの貸付は行はれざるに至れり。而して其の大正三年千八百四十萬圓貸付に當りては、預金部に資金の餘裕なく、保有の五分利公債二千百萬圓を時價を以て國債整理基金特別會計に賣却し、其の賣却代金を以て貸付を了し、元金回收と共に賣却公債の買戻を行ひたるが如き事蹟あり。

本貸付金に關しては明治四十四年三月大藏大臣達祕乙第五一二號を以て融通金取扱順序の制定あり、利率は當初年五分なりしが、大正五年六月貸付の分より年五分五厘と定められ、其の利子は當初貸付の卽日より計算したるも、大正三年三月貸付の翌日より計算することに改められたり。尚本貸金は上述の如く何れも短期なるを以て、各年度末に於ては現存せず。

預金部專賣局特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
大正元、八	一二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	五・〇	大正元、一〇、一	据置運轉資本補足の爲	
同三、八	一八、四〇〇、〇〇〇	五・〇	同三、一〇	上	
同五、六	一六、五〇〇、〇〇〇	五・五	同五、八	同 上	
同六、六	一七、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同六、八	同 上	
同七、六	一六、七〇〇、〇〇〇	五・五	同七、八	同 上	
同八、六	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同八、八	同 上	
同九、六	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同九、九	同 上	大正六年八月一日千萬圓、同月二十九日殘額償還
同九、九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同九、一二	同 上	期限に於て內一千萬圓借換
同九、一二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同一〇、一	同 上	期限に於て借換

第七項　米穀需給調節特別會計貸付金

預金部の米穀需給調節特別會計に對する貸付は、大正十年十二月三十四萬圓を同會計に貸付けたるに初まり、其の後は同會計に對する資金の融通は日本銀行指定預金の形式を以て行はれ、直接貸付は暫く其の跡を絶ちしが、大正十四年三月に至り再び直接貸付の復活を見たり。其の貸付利率は當初貸付の三十四萬圓が年三分六厘なりし外は總て年五分五厘にして、期限は同會計資金の性質上何れも一箇年以内の短期なり。本貸付金の各年度末現在高は大正十年度末三十四萬圓、同十三年度末二千二百萬圓、同十五年度末五千百八十萬圓、昭和元年度末七千三百四十九萬四千九百四十七圓なりとす（大正十一、十二年度なし）。

預金部米穀需給調節特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途	備考
大正一〇、一二	三四〇、〇〇〇、〇〇〇圓	年三・六分	大正一一、一二	米穀需給調節特別會計經費支辨の爲	大正十一年四月期限前償還
同　一四、三	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　一五、三	同上	大正十四年七月期限前償還
同　一四、三	二一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　一五、三	同上	一（大正十四年八月二百十萬圓、同年九月二百五十圓、同年十一月三百九十萬圓、同年十一月五十萬圓、各期限前償還、殘額千二百五十萬圓期限借換
同　一四、四	三八、一一二、七四一、〇六〇	同　五・五	同　一五、三	同上	一（大正十四年七月十一萬二千七百四十一圓六錢期限前償還、殘額期限借換
同　一四、一二	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　一五、三	同上	期限借換
同　一五、一	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　一五、三	同上	同上
同　一五、三	三五〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　一五、三	同上	同上
同　一五、三	二五〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　一五、三	同上	同上
同　一五、三	五一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	昭和　二、三	同上	昭和二年三月一箇年期限延長

同　一五、三	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、三	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、四	一六、〇四四、九四七・六九〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、五	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、五	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、五	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、六	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、七	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、八	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、九	一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、九	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、九	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、一〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、一一	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
同　一五、一一	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　二、三	同上	同上
昭和　二、三	一、九五〇、〇〇〇、〇〇〇	同　五・五	同　三、三	同上	同上
同　二、三	二一、九九四、九四七・六九〇	同　五・五	同　三、三	同上	同上

第八項　健康保險特別會計貸付金

健康保險特別會計は政府が健康保險事業を經營する爲め大正十五年初めて設置せられたるものなり、從て預金部の右に對する貸付は昭和二年三月三十一日實行せられたる三十五萬圓を以て嚆矢

とす。右三十五萬圓は同會計法第五條に依る本會計に屬する經費を支辨する爲め必要ある場合の借入にして、預金部よりは大正十五年度短期運用として期限一箇年、利率年五分五厘の條件を以て貸付けたるものとす。

第九項　治水費資金特別會計貸付金

治水費資金特別會計は同會計法第五條に基き、治水費資金に充つる爲め及借入金の整理又は償還の爲め必要あるときは、同會計の負擔に於て借入金を爲すことを得るものなり。卽ち本規定に依り同特別會計は明治四十五年三月を第一回とし、爾後數回に亙り利率年四分五厘、期限五箇年を以て預金部より借入を爲したり。明治四十五年三月特に本借入金に關する取扱順序の制定ありしが、大正四年度限り治水費資金特別會計法廢止當時に於ける借入金現在高は悉皆一般會計に承繼せられたり。本貸付金の各年度末現在高は、明治四十四年度末二百萬圓、大正元年度末千四百萬圓同二年度末千八百十五萬圓、同三年度及四年度末各二千百七十五萬圓なりとす。

預金部治水費資金特別會計貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の用途
明治四五、三	二、〇〇〇、〇〇〇圓	年分四・五	五箇年	治水費資金充用の爲
大正二、三	三、〇〇〇、〇〇〇	四・五	五箇年	同上
大正三、三	四、二五〇、〇〇〇	四・五	五箇年	同上

第十項　臨時軍事費特別會計貸付金

大正八年一月預金部は大正三年臨時軍事費の財源に充つる爲め臨時軍事費特別會計に對し、利率年五分五厘、期限五箇年を以て一千萬圓を貸付け、期限に至り更に五箇年を延長せしが、同特別會計は大正十四年四月一日を以て終結せられたるを以て、同特別會計の本債務は一般會計に承繼せられたり。

第三款　都市貸付金

第一項　東京市貸付金

預金部より貸付金の形式に依り東京市に融通せられたるものには、大正十三年六月外債成立迄の一時的融通として、預金部所有英貨三百萬磅を同市震災復興資金として貸付せしものあり。卽ち東京市に於ては大正十二年の關東大震災に因る帝都復興事業費に充當の爲め大正十二・十三兩年度に震災善後費經濟に於て二千七十三萬一千六百六十七圓、水道經濟に於て四百五十萬圓、電氣軌道事業費經濟に於て一千九百五十八萬圓、電氣供給經濟に於て百五十一萬圓、合計四千六百三十二萬一千六百六十七圓の公債を募集する計畫を立てしが、當時金融市場の狀勢は急速に募債を爲すこと不可能なる狀態に在り、經濟支辨上支障を生ずる虞ありたるを以て、一時預金部より必要額の融通方に就き大正十三年五月出願あり、政府は詮議の結果之を承認することに決し、右支拂が海外に於て行はるる關係上在外保有正貨三百萬磅(保有原價二千七百八十五萬二千圓)を同年六月四日利率年七分、期限六箇月の條件を以て同市へ貸付けたり。而して其の方法は、先づ預金部は右貸付資金調達の爲め其の保有す

る六分利付英貨公債四百萬磅を、十八箇月後に買戻を爲す條件を以て額面價格を以て橫濱正金銀行に賣却し、手取金四百萬磅の內三百萬磅を東京市に貸付くるものとし、他方正金銀行は右公債を擔保としてウエストミンスター銀行及香上銀行より三百萬磅を借入るると共に、預金部よりは其の手取金四百萬磅の內百萬磅を利率最高年七分五厘、償還期限六箇月（但し六箇月宛二回繼續預入を認めらる）を以て預入を受け、之を以て右公債買入代金の決濟に充てたり。本貸付金は大正十三年十二月三日期限到來したるも、當時の市況は尙公債の募集を許さざりしを以て、取敢へず大正十四年三月三十一日迄延期を認め、貸付金利子は英貨を基礎とし、償還期日當日の橫濱正金銀行倫敦向電信賣爲替相場に依り算出したる通貨を以て內地に於て受入れたり。其の後同樣の事情に依り期限を延長すること前後七回に及びしが、大正十五年十月倫敦に於て東京市債六百萬磅發行の議成立するに及び、其の手取金の中より同年十一月及同十二月の二回に亙り各百五十萬磅宛の償還を見たり。

東京市復興資金として預金部より同市に融通せる資金は右の外、第十四回預金部資金運用委員會の議を經て決定したる金額千五百萬圓以內期限六箇月以內の短期資金あり。右は同市が米國市場に於て募集せる米貨公債の募集金受入迄の現金不足を補ひたるものにして、預金部にて實際引受けたる債券額は三百萬圓（昭和二年三月三十一日引受）に過ぎず。而も引受後一週間を出でずして之が償還を見たるものなるを以て、玆には詳述することを避け、單に其の事實を附記するに止むべし。

第二項　橫濱市貸付金

預金部の橫濱市に對する貸付金には大正十四年三月融通の同市震災復興資金百九十八萬四千二百圓あり。卽ち橫濱市に於ては關東大震災に因る同市復興事業費總額三千五百六十餘萬圓は之を起債に仰ぐ方針なりしが、內外經濟界の情勢は尙一般市場に公債募集を爲すの機に至らざりしを以て、差當り大正十三年度に於て必要なる八百八十萬圓を限り、利率年七分、償還期限五箇年（但し將來內外債成立の場合は期限前と雖も償還すること）を以て預金部より融通することとなり、大正十四年三月右の內水道・瓦斯兩事業復興資金百九十八萬四千二百圓を貸付けしが、殘餘の分は大正十四年四月預金部資金運用規則制定せられ、貸付金の方法に依る融通を認められざるに至りたるを以て、大正十四年四月以降數回に亙り市債引受の方法に依り融通せられたり。右貸付金は大正十五年十二月米國に於ける同市債千九百七十四萬弗の發行と共に、當初の條件に從ひ同月返還せられたり。

第四款　各種銀行貸付金

第一項　日本興業銀行貸付金

第一目　概說

日本興業銀行貸付金の形式に依る預金部融通金には、大正十二年度に於て實行せられたる震災地大工業救濟資金千二百萬圓あり、本資金は貸出先より回收あるに從ひ漸次償還を受け來りしが、大正十四年二月には從來保有せられし漢冶萍公司借款資金關係興業債券を貸付金に振替られたり。然るに大正十四年四月預金部制度改正以後は、此の形式に依る預金部資金新規融通は認められざるに至れり。此等貸付金の各年度末現在高は、大正十二年度末千二百萬圓、同十三年度末千三百三十九萬

千五百五十一圓、同十四年度末千百五十四萬千五百五十一圓、昭和元年度末八百七十六萬千五百五十一圓なりとす。

預金部日本興業銀行貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の種類	備考
大正一二年、一二月	五、〇〇〇、〇〇〇円・〇〇〇	年分七・五	昭和三年、一二月	震災地大工業救濟資金	興銀貸付利率年八分五厘を超過するときは其の超過利子は預金部に納入するの定あり。隨時償還あり。昭和元年度末未償還額六、七一〇、〇〇〇圓
同　一二、一二	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七・五	同　三、一二	同　上	
同　一三、一	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七・五	同　三、一二	同　上	
同　一四、二	二、〇五一、五五一・八一〇	五・五	同二七、三（二箇年据置）	漢冶萍公司借款資金	

第二目　震災地大工業救濟資金

大正十二年の關東大震災直後、日本興業銀行に對する大工業復舊資金の貸出申込は相當巨額に達し、尙引續き增加すべき趨勢に在りしを以て、預金部は同行の申出を容れ、差當り同行に於て既に貸出承諾濟に係る分に對し利率年七分五厘、昭和三年十二月期限の條件を以て五百萬圓を融通することとし、大正十二年十二月十四日之が貸出を實行したるが、引續き同月二十六日五百萬圓を、次で同十三年一月二百萬圓を同一の條件を以て追加融通せり。

右資金の貸出先は左の如くにして、貸出利率は年八分五厘以上（年八分五厘を超ゆる利子は附帶利息として預金部に納入）と定められ、日本興業銀行は貸出先より回收あるに從ひ預金部に返還し、昭和元年度末本資金現在高は六百七十一萬圓に減じたり。

淺野セメント株式會社	一、五〇〇、〇〇〇圓	株式會社日立製作所	二、〇〇〇、〇〇〇圓
日本製紡株式會社	四〇〇、〇〇〇	日東製氷株式會社	三、〇〇〇、〇〇〇
古河電氣工業株式會社	一、七五〇、〇〇〇	東京製鋼株式會社	八五〇、〇〇〇
日本鋼管株式會社	五〇〇、〇〇〇	東京モスリン株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇

第三目　漢冶萍公司借款資金

本資金は元興業債券引受の形式に依り融通せられしものなるが、大正十四年二月に至り當時現在高二百五萬千五百五十一圓餘に付き其の期限を延長すると共に、貸付金の形式に改めたるものなり（本章第五節第二款第六項參照）。其の後大正十五年七月に至り、昭和五年度に於て本資金を製鐵所特別會計へ承繼することに決定せること、竝に昭和二年一月に至り公司の資金難を救濟する爲め、本資金元利支拂方法を緩和せることは、後述の橫濱正金銀行經由同公司融通金と同樣なりとす（本款第二項第二目參照）。

第二項　橫濱正金銀行貸付金

第一目　概說

橫濱正金銀行貸付金は大正三年六月の漢冶萍公司借款資金六百萬圓に始まり、爾後此の方法に依る同資金の融通頻々として行はれ、昭和元年度末には三千六百餘萬圓に上りしが、其の他大正五年九月には興亞公司借換資金四百七十萬圓、大正九年二月には支那政府應急借換前貸資金九百萬圓、同年

十二月には裕繁公司借換資金百五十萬圓、大正十二年二月及三月には同資金三百二十五萬圓、大正十三年七月及十月には南洋鑛業公司事業資金二百五十萬圓等の融通ありたり。

右各資金の內支那政府應急借換前貸資金は大正九年七月早くも全額償還せられ、興亞公司借款資金・裕繁公司借款資金・南洋鑛業公司事業資金にも若干の償還あり、殊に興亞公司借款資金は大正十二年四月所謂九六公債に振替へられしが、漢冶萍公司借款資金は昭和二年三月据置滿期となりたるも昭和元年度末迄には第一回の償還期到來せず。

（一）預金部横濱正金銀行貸付金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正三	六、〇〇〇、〇〇〇円	大正八	三五、四三三、一八五円	大正一三	三八、二三四、七五六円
同四	一二、九七六、〇五九	同九	二六、〇五三、一八五	同一四	四〇、七九九、九三二
同五	一九、六七六、〇五九	同一〇	二四、一七三、一八五	昭和元	四二、七一五、一一一
同六	一九、六七六、〇五九	同一一	三二、三四三、一八五		
同七	一九、六七六、〇五九	同一二	三一、七〇八、九七一		

（二）預金部横濱正金銀行貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の種類	備考
大正三年、六月	六、〇〇〇、〇〇〇円・〇〇〇	年分五・五	昭和二八年、一二月（大正八年一二月迄据置）	漢冶萍公司借款資金	正金契約年月大正二年十二月、千五百萬圓借款の一部、大正六年九月期限を昭和三十三年十二月（大正十三年十二月迄据置）に變更、大正十四年一月期限を昭和三十四年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同四、六	二、九七六、〇五九・九五〇	五・〇	七年以降元金の返濟を終る迄	同上	正金契約年月明治四十五年二月、壹等鑛石拾萬噸代金より毎年の利息を差引きたる日本金貨を以て元金償還に充當、大正六年九月据置を大正十二年以降に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同四、六	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	大正一四、一二（大正三年一二月迄据置）	同上	正金契約年月明治四十四年三月、六百萬圓借款の一部、大正三年三月期限を昭和四年三月（大正七年十二月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和九年十二月（大正十二年十二月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同五、九	四、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六・〇	大正八、九	興亞公司借款資金	大正九年一月利率を年六分五厘に期限を大正十年十二月に變更、大正十二年四月償還濟
同五、一一	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六・〇	昭和二八、一二（大正三年一二月迄据置）	漢冶萍公司借款資金	正金契約年月大正二年十二月千五百萬圓借款の一部、大正六年九月期限を昭和三十三年十二月（大正十三年十二月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に、期限を昭和三十四年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同八、九	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	大正一四、一二（大正三年一二月迄据置）	同上	正金契約年月明治四十四年三月六百萬圓借款の一部、大正三年十二月期限を昭和四年十二月（大正七年十二月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和九年十二月（大正十二年十二月迄据置）に變更、大正一四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同八、九	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六・〇	大正七、六（明治四三年一二月迄据置）	同上	正金契約年月明治四十一年六月、大正三年十二月期限を大正十五年七月（大正七年十二月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和六年七月（大正十三年六月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同八、九	六一二、七三〇・〇六〇	六・〇	大正九、九	同上	正金契約年月明治四十三年十一月百萬兩借款の一部、大正三年十二月期限を大正十二年十二月（大正八年十一月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和三年十二月（大正十三年十一月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同八、九	六一四、三九五・一〇〇	六・〇	大正九、九	同上	正金契約年月明治四十三年十一月、百萬兩借款の一部、大正三年十二月、期限を大正十二年七月（大正八年六月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和三年七月（昭和十三年六月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同八、九	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六・〇	昭和二八、一二（大正八年一二月迄据置）	同上	正金契約年月大正二年十二月千五百萬圓借款の一部、大正六年九月期限を昭和三十三年十二月（大正十三年十二月迄据置）に變更、大正十四年一月期限を昭和三十四年三月（昭和二年三月迄据置）に、利率を年五分五厘に變更
同八、九	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六・〇	大正七、一一（明治四四年一〇月迄据置）	同上	正金契約年月明治四十一年十一月、大正三年十二月期限を大正十五年十一月（大正八年十月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和六年十一月（大正十三年十月迄据置）に變更、大正十四年一月、利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同九、二	九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	八・¾	大正九、八	支那政府應急借款前貸資金	正金契約年月明治四十三年十一月百萬兩借款の一部、大正三年十二月期限を大正十二年十二月（大正八年十一月迄据置）に變更、大正六年九月期限を昭和三年十二月（大正十三年十一月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更

大正九、一二	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	年賦六・五	昭和一〇、一二	裕繁公司借款資金	大正十二年二月利率を年五分五厘に期限を昭和十二年十二月に變更
同一一、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和二八、一二（大正八年一二月迄据置）	漢冶萍公司借款資金	正金契約年月大正二年十二月、千五百萬圓借款の一部、大正六年九月期限を昭和三十三年十二月（大正十三年十二月迄据置）に變更、大正十四年一月利率を年五分五厘に期限を昭和三十四年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同一一、一二	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和二八、一二（大正八年一二月迄据置）	同上	同上
同一二、二	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和一五、二	裕繁公司借款資金	同上
同一二、三	二、八五〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和一五、二	同上	同上
同一三、七	一、六九二、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	船舶購入資金は五箇年（二箇年据置、爾餘資金は十五箇年（五箇年据置）	南洋鑛業公司事業資金	同上
同一三、一〇	八〇八、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和三四、三（昭和二年三月迄据置）	漢冶萍公司借款資金	正金契約年月大正十四年一月八百五十萬圓借款の一部
同一四、二	四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和三四、三（昭和二年三月迄据置）	同上	正金契約年月明治四十五年六月、最初は約束手形により期限五箇月間の契約、大正三年十二月期限を大正八・九年十一月に變更、大正六年九月期限を大正十三・十四年十一月に變更、大正十四年七月期限を昭和二十七年三月（昭和二年三月迄据置）に變更
同一四、七	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和二七、三（昭和二年三月迄据置）	同上	同上
同一四、九	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和三四、三（昭和二年三月迄据置）	同上	同上
同一四、九	一、〇五〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和三四、三（昭和三年三月迄据置）	同上	同上
同一四、九	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	昭和三四、一	同上	正金契約年月昭和二年一月

第二目　漢冶萍公司借款資金

漢冶萍公司は漢陽鐵廠・大冶鐵鑛・萍鄉炭鑛の三者を合併し、光緒三十四年（明治四十一年）公稱資本金二千萬元を以て設立せられしものなるが、我國は夙に鐵鑛資源地として同公司の大冶鐵山に著目し、我製鐵所に對する之が鑛石及銑鐵の供給を確保する手段として、横濱正金銀行をして明治四十一年以來數次に涉り資金の供給を爲さしめしが、大正二年に至り政府は同公司の事業の基礎を鞏固にすると共に、外國資本の侵入を防止する爲め、同行をして公司の事業改良及擴張資金九百萬圓及舊債借換資金六百萬圓、合計一千五百萬圓の借款を契約せしめ、其の後物價騰貴に基き右改良及擴張資金に不足を生ずるに及び、大正十四年一月更に同行をして八百五十萬圓の續借款契約に應ぜしめ、同時に同行は從來區々たりし公司貸付金の利率を一律に年六分とし、昭和二年三月迄据置爾後二十五箇年又は三十二箇年に期限の延長を行ひたり。然るに此等の借款は帝國の製鐵政策に關する大方針に基きたるものにして、銀行の營利的動機に出でたるには非ざりしを以て、明治四十三年貸付に係る一百萬圓を除き、大正元年に融通したる銀二百五十萬兩は國庫餘裕金より、其の他の三千四百十五萬三千百八十五圓十一錢は預金部より何れも其の資金を融通し、其の預金部より融通したるものに就ては銀行は公司より元利金の仕拂ありたる場合之を以て預金部に對し元利の仕拂を爲すべきことに定められたり。尙預金部に於ては前述の如く大正十四年一月銀行が公司に對する貸付金の利率及期限を改定したるに伴ひ、從來五分又は六分なりし利率を年五分五厘とし、償還方法及期限を昭和二年三月迄据置、爾後二十五箇年又は三十二箇年の年賦償還に改めたり。

然るに同公司は其の後國内の事變其の他の原因に依り極度の行詰りを來し、事業の繼續困難に陷りたるを以て、從來製鐵所が公司より購入する鑛石及銑鐵代金中より、先づ以て預金部其の他本邦側の借款元利支拂に當てしめたるを改め、昭和二年一月以降差當り昭和三年度迄は、右鑛銑代金より生

產費其の他の緊急費を優先に支拂ひ、其の殘額と他の收益とを以て借款元利の償還に充てしむることとなり、同時に公司の事業再開に要する資金として、預金部より新に利率年五分五厘、昭和三十四年一月期限を以て二百萬圓を横濱正金銀行經由同公司に融通したり（正金銀行の貸出利率年六分）。

尙大正十五年七月本借款成立の沿革上、及借款元利支拂の能否が主として製鐵所に於ける鑛銑購入の數量價格に支配せらるる關係上、本借款は之を製鐵所第三期擴張計畫の翌年たる昭和五年度に於て製鐵所特別會計に承繼せしむることに政府の方針決定し、其の後右承繼は昭和五年を俟たず最先の機會に於て之を行ふこととなれり。

第三目　興亞公司借款資金

本資金は中華民國政府が水口山鉛鑛及太平山鐵鑛の經營資金に充つる爲め、興亞公司との間に締結せる借款契約に基くものなり。卽ち大正五年九月同國政府は、水口山鉛鑛事業を日支合辦とすること、太平山鐵鑛を日本よりの借款に依り經營することに就き責任を負ふこと、竝に興亞公司は目下民國政府が交涉中の政治大借款の成立に努力すること等を條件として、同公司との間に金額五百萬圓（但し政府の手取金百圓に付九十四圓、總額四百七十萬圓）、利率年六分、償還期限三箇年の借款契約を締結したり。而して興亞公司は其の融通資金として横濱正金銀行より四百七十萬圓の借入を爲すこととし、更に正金銀行より右資金の融通方を大藏省預金部に願出あり、依つて大正五年九月九日利率年六分、償還期限三箇年を以て四百七十萬圓の貸付を實行したり。然るに其の後償還期限たる大正八年九月に至るも償還行はれざりしを以て、支那側と交涉を重ねたる結果、利率を五厘引上げて年六分五厘とし更に大正十年十二月九日元償還期限の延期を承認したり。

其の後支那銀行團は鹽稅收入剩餘擔保借款團を組織して、支那政府に對する鹽稅收入剩餘擔保の借款整理を計畫し、財政部と協商を遂げ整理公債發行契約を締結し、鹽稅收入剩餘を擔保とする本邦債權者に對し、同團と共同行動を取り現債權を以て右整理公債に乘換方の承認を求め越したり。政府は四國の事情已むを得ざるを認め、正金銀行及興亞公司と數次の交涉の結果、同公司は其の債權を右整理公債に乘換ふることとなり、大正十二年四月預金部は本借款四百七十萬圓の殘額四十七萬圓に對し、該借款乘換の爲め興亞公司が支那政府より交付を受けたる日本貨拂裏書付償還內外短債八厘債券（所謂九六公債）額面銀五十五萬六千二百元（額面百元に付金八十四圓五十錢の割、殘額は現金を以てす）を以て振替へ、玆に本借換に關する正金銀行との貸借關係を了せり（本章第三節第四款參照）。

第四目　支那政府應急借款前貸資金

大正九年二月、豫て關係各國銀行團の間に進行中なりし英貨五百萬磅相當額支那政府應急借款に關する協商未だ纏まらざるに、支那政府に於て資金を必要とせる舊曆正月差迫りたるを以て、横濱正金銀行は日本銀行團を代表して差當り九百萬圓を、前記借款の前貸として、支那政府國庫債券引受の形式に依り同國政府に貸付くることとなり、預金部は右資金に充てしむる爲め、同年二月二十日九百萬圓を同行に融通したり。其の融通條件左の如し。

期　　限　六箇月。但し應急借款成立し國庫債券の償還を受けたるときは期限前と雖も償還するものとす。

利子割合　年八分四分の三(前納)

尙橫濱正金銀行の支那政府大藏省證券の引受條件は左の如し。

契約年月日　大正九年二月十八日

引受總額　九百萬圓

證券發行年月日　契約締結後十日以內

利率　年八分。外に發行手數料として發行總額の千分の五

引受の方法　割引の方法に依る

期限　六箇月。但し應急借款成立の際は其の手取金中より優先償還のこと

擔保　鹽稅收入

證券發行に依り得たる資金の用途　大正九年二月分行政費

其の後應急借款は遂に成立するに至らざりしも、本貸付金は期限に至り償還せられたり。

第五目　裕繁公司借款資金

支那裕繁公司の桃冲鐵鑛は大正三年我が中日實業株式會社に於て一手購入の特約を得しが、大正七年以來の鐵價暴落に伴ひ其の販路を失ひたるを以て、同公司は四百七十二萬圓の負債を擁して殆んど解散の已むを得ざるに至れり。而も中日實業は一度右買鑛の權利を失はば再び之を取得する能はざるを虞れ、製鐵所に對し鑛石の供給を申込來れり。時恰も製鐵所に於ては新なる鐵鑛資源地を探求しつつありし際にして、右桃冲鑛石は其の鑛質略ぼ大冶の夫れに匹敵し、其の運賃に於ては大冶鑛石より廉なるの長所ありしを以て、政府は公司の債務中最も辨濟を急としたる六十八萬圓の返還

資金、及八十餘萬圓の設備費とを併せ、百五十萬圓を預金部より同公司に融通すると共に、公司より製鐵所に年々所要の鑛石を供給せしめ、其の代金を以て漸次右融通金の償還に充てしむることに方針を決定し、大正九年十二月利率年六分五厘、期限十五箇年を以て、預金部資金百五十萬圓を橫濱正金銀行に融通し、正金銀行より中日實業へ、中日實業より更に同公司に貸出されたり(正金銀行の利鞘一分、中日實業無鞘)。

然るに右融通金のみを以てしては單に公司負債の一部を返濟し得たるに止まり、尙高利の負債少なからず、事業の維持頗る困難なりしを以て、大正十二年一月新に舊債整理竝に事業資金として三百二十五萬圓を利率年五分五厘(正金中日の貸出利率年六分)、期限十七箇年を以て、前記同樣の方法に依り預金部より公司に融通すると共に、從來の融通金百五十萬圓の利率及期限を右と同一に改定することと爲し、同年二月及三月の兩度に亙り資金を交付したり。然るに公司の經營其の宜しきを得ざると、當時に於ける動亂の影響とに因り、高利債は其の後再び增加して約百萬元に上り、他方運轉資金も亦涸渇を來して公司は事實上破產に瀕し、製鐵所に對する鑛石の供給をも繼續し得ざるに至れり。仍て政府は其の窮狀を救濟して收支の均衡を得せしむる爲め大正十五年十月條件の緩和を行ひ、卽ち本借款に就ては大正十五年及十六年の二箇年元金の償還を猶豫し、爾後既定の償還期限內に元利均等償還を爲さしむることとなり、之に伴ひ鑛石代金中現に借款元利支拂の爲め留保したる金額は、借款利子の支拂に必要なる金額を除き殘額全部を解除して公司に交付したり。尙本借款に就ては、漢冶萍公司借款と同じく橫濱正金銀行及中日實業會社は公司より元利金の支拂ありたる場合、之を以て預金部に元利の支拂を爲すを以て足るものとし、又昭和五年度に於て製鐵所特別會計に承繼せら

るべきものなりしなり。

第六目　南洋鑛業公司事業資金

南洋鑛業公司は邦人の經營に係り、南洋に於て鑛石採掘業を營むものにして、大正十三年トレンガヌ鑛山を買收し、其の鑛石を製鐵所に供給するの計畫を樹てしが、時恰も製鐵所に在りては漢冶萍・桃冲其の他の諸鐵山の供給する鑛石のみを以てしては、將來益々增加し行く銑鐵の需要に應じ得ざるに至るべきことを虞れ、他に有望なる製鐵原料資源地を物色中なりしを以て、公司の此の計畫を助け公司が其の生產鑛石を製鐵所に運送するに必要なる船舶の購入資金其の他として、低利資金三百萬圓の融通方を預金部に要請したり。預金部に於ても國策上其の必要を認め、大正十三年六月右金額を公司に融通するに決し、內百六十九萬二千圓は同年七月橫濱正金銀行及臺灣銀行を經由し、臺灣銀行より公司に融通せられしが、其の後運送船五隻購入の豫定を變じて三隻とせる爲め預金部融通金三百萬圓も二百五十萬圓に減額し、同年十月殘額八十萬八千圓の貸付を了せり。預金部の融通條件は利率年六分、期限船舶購入資金五箇年（二箇年据置）、其の他の資金十五箇年（五箇年据置）にして、正金・臺灣兩銀行の利鞘は何れも年二厘五毛なりき。本資金も漢冶萍公司借款其の他の製鐵原料借款と同じく、仲介銀行は單に公司より元利金の支拂ありたる場合、之を以て預金部に其の元利を支拂ふを以て足り、又昭和五年度に於て一樣に製鐵所特別會計に承繼せらるべきものなりとす。

第三項　臺灣銀行貸付金

臺灣銀行貸付金には、大正十四年三月貸付金の形式に振替へられたる同行業務改善竝に滯貸整理資金五千萬圓あり。本資金は初め大正十二年四月日本銀行指定預金の形式に依り、利率年五分、期限一箇年の條件を以て預金部より臺灣銀行に融通せられ、大正十四年三月の切換に際し、預金部資金運用方法改善の趣旨を以て同行に對する貸付金に振替へられたるものにして（利率年五分、償還期限昭和三年三月）、其の融通の沿革は別に之を述べたり（本章第七節第五款參照）。然るに臺灣銀行は大正十二年三月の整理案樹立以來、既定の方針に基き整理に著手せるも、其の後財界は依然として萎靡沈衰の域を脫せず、更に同年九月の關東大震災は同行に對して不測の大打擊を與へ、銷却を要すべき缺損は次第に多きを加ふるに至りたるを以て、大正十四年に至り更に徹底的整理の方針を樹て、減資・減配・積立金取崩・經費節約等の方法に依り、大體十一箇年を期して整理を完成することとなりしが、同行の收益狀況を以てしては右整理案に依るも半期約二百餘萬圓の缺損を生ずるの計算にして、斯くては同行は再び資金の行詰りを來して破綻の運命に陷るの外なかりしを以て、政府は特に銀行の願出を容れ、大正十四年九月以降本融通金の利率を年二分とし、且昭和十一年末迄期限の延長を認めたり。

第四項　朝鮮銀行貸付金

第一目　概說

預金部より朝鮮銀行に資金を融通するに當りては從來は日本興業銀行等を經由せしが、大正十二年三月初めて教育銀行救濟資金百萬圓を直接同行に融通し、同年七月には滿洲金融疏通資金二百萬圓の融通あり、大正十四年三月には預金部資金運用制度改善の趣旨を以て、同行業務改善及滯貸整理

資金五千萬圓を日本銀行指定預金より直接貸に振替へ、大正十四年九月には同行整理案の確立に伴ひ、從來興業債券引受の方法に依り融通せられたる滿洲及西比利亞投資資金一千萬圓及日露實業會社事業資金六百萬圓の融通利率を年二分に引下ぐるに當り、年二分の興業債券は之を市場に於て處分する能はざる事情ありしと、一面に於ては中間利鞘を減少するの趣旨とを以て、其の融通を同行直接貸の形式に改めたり。以上各資金は何れも昭和元年度末迄には償還なし。今各年度末現在の預金部朝鮮銀行貸付金額を示せば、大正十一年度末百萬圓、同十二年度末三百萬圓、同十三年度末五千三百萬圓、同十四・昭和元年度末各六千九百萬圓なりとす。

預金部朝鮮銀行貸付金一覽表

貸付年月	貸付高	利率	償還期限	資金の種類	備考
大正一二、三月	一、〇〇〇、〇〇〇圓	年參五・〇	昭和三、三月	教育銀行救濟資金	大正十四年九月利率を年二分に、期限を昭和十五年六月に變更
同一二、七	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	大正一五、七	滿洲金融疏通資金	同上
同一四、三	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	昭和八、一二	朝鮮銀行業務改善及滯貸整理資金	同上
同一四、九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二・〇	同一五、六	滿洲及西比利亞投資資金	
同一四、九	六、〇〇〇、〇〇〇	二・〇	同一五、六	日露實業株式會社事業資金	

第二目　教育銀行救濟資金

在大連教育銀行は本邦人の經營に係るものなるが、財界不況の影響を受けて大正十一年秋破綻を暴露するに至れり。然るに同行は支那人より比較的多額の預金を受入れ居る關係上、其の破綻は支那人の在滿本邦金融機關に對する信用に影響する所僅少ならざりしを以て、朝鮮銀行自ら中心となり、同行救濟の任に當ることとなりしも、資力十分ならざりしを以て、預金部より低利資金一百萬圓の融通を受け、別に同行及東洋拓殖株式會社・南滿洲鐵道株式會社等より百七十七萬圓の新資金を供給し、以て五箇年を期し整理を完成するの計畫を樹てたり。仍て預金部は大正十二年三月利率年五分期限五箇年を以て朝鮮銀行に對し一百萬圓を貸付け、同行は無鞘を以て之を教育銀行に融通したるが、大正十四年八月朝鮮銀行の整理方針確立するや、同行收益の增加を圖り、以て其の整理の目的を達成せしめんが爲め、同年九月以降右の利率を年二分に引下ぐると共に、同行の貸出利率を年二分五厘と爲すことを認め、且其の期限を昭和十五年六月迄延長したり。因に教育銀行は其の後大連興信銀行と改稱せり。

第三目　滿洲金融疏通資金

滿洲金融疏通資金は歐洲戰後の反動以來甚しく沈衰に陷りし滿洲の經濟界を救濟するが爲め、大正十二年七月同地に於ける產業恢復振興資金・滿洲特產物の買付又は貿易資金・既設金融機關整理資金・住宅建設資金・水田及果樹園經營資金・牧畜業助長資金として、東洋拓殖株式會社・朝鮮銀行・預金部より合計二千八百萬圓を融通することと爲せしものにして、此の內預金部より融通すべき分八百萬圓は、之を折半して各四百萬圓宛を東洋拓殖會社及朝鮮銀行を通じて供給することと爲したり（本章第五節第六款第九項參照）。而して此の內朝鮮銀行を通じて貸出さしむべき四百萬圓中、二百萬圓は利率年七分、期限三箇年を以て先づ大正十二年七月預金部より同行に貸付けられ、殘額二百萬圓は同行の自

已資金を以てする貸出進捗せざる爲め融通未濟の儘大正時代を經過したり。其の朝鮮銀行の貸出利率は年八分五厘なりとす。本資金は大正十四年八月朝鮮銀行整理の方針確定すると共に、同行收益の增加を圖り、整理の目的を達成せしむるの趣旨を以て、教育銀行救濟資金と同じく同年九月以降利率を年二分に引下げ、且昭和十五年六月迄期限の延長を認めたり。

第四目　朝鮮銀行業務改善竝滯貸整理資金

本資金は素と日本銀行指定預金の形式を以て融通せられたるものなるが、大正十四年三月の切換に當り、利率年五分、昭和八年末期限を以て朝鮮銀行直接貸に改められたること別に述ぶる所の如し（本章第七節第九款參照）。然るに其の後財界は愈〻不況の度を加へ、殊に滿洲に在りては龍口銀行を始め數行の破綻ありて、同行貸付金の利率低下又は利拂猶豫を餘儀なくせらるるあり、內地に於ても同行舊來の取引先にして其の業態不良に赴くもの多く、爲に同行の收益狀態は著しく惡化し、曩に樹立せる整理案の遂行は不可能に陷りたるを以て大正十四年八月新に徹底的整理案を樹て、十五箇年を期し整理を完了することとなりたり。仍て之が整理の目的を達成せしむる爲め、同年九月預金部より直接又は間接に融通したる他の資金と共に、本資金も亦利率を年二分に引下げ、且昭和十五年六月迄期限の延長を認めたり。

第五目　滿洲及西比利亞投資資金

本資金は素と興業債券引受の方法に依り日本興業銀行を通じ朝鮮銀行に融通せられたるものなりしが（本章第五節第二款第十三項參照）、大正十四年八月朝鮮銀行の根本的整理案成るに當り、該整理案の遂行を助くる爲め、同年九月其の利率を年二分とし、且期限を昭和十五年六月迄延長すると共に、同行に對する直接貸に振替へられたるものなり。

第六目　日露實業株式會社事業資金

【本資金も始め預金部より興業債券引受の方法に依り日本興業銀行に融通し、同行より朝鮮銀行を通じ日露實業株式會社に融通せられたるものにして、其の融通の由來は既に述べたる所なるが（本章第五節第二款第十七項參照）、大正十四年八月朝鮮銀行の根本的整理案成るに伴ひ、同年九月朝鮮銀行直接貸と爲すと共に、利率を年二分に引下げ、且昭和十五年六月迄期限の延長を認めたり。

第五項　日本興業・臺灣及朝鮮三銀行貸付金

本貸付金には大正六年十月融通せられたる交通銀行借款資金二千萬圓の一口あるのみなり。交通銀行借款は大正六年中華民國交通銀行の業務整理資金として我が興業・臺灣・朝鮮の三銀行と交通銀行との間に締結せられたるものにして、其の金額は二千萬圓、利率は年七分五厘なるが、右借款は當時政府の對支政策に順應して成立したるものなるが故に、政府は同年十月利率年六分五厘、期限三箇年を以て預金部資金二千萬圓を右三銀行に貸付け、以て右資金に充當せしめたり。然るに大正九年九月の期限に至り、交通銀行の整理未だ成らざるの故を以て、三銀行は借款利率を年五厘引上げて八分とし、且銀百二十萬兩を年八分にて當方に預入することを條件として一箇年の期限延長を認め、從

つて預金部貸付金の利率竝に期限も之に應じて五厘引上及一箇年延長のことに改定せられしが、大正十年九月の期限に至りて再び延期方交渉あり、爾後數回猶豫方其の他に付交渉を重ねたるも解決に至らず、大正十二年一月以降利子も亦未拂の儘に經過したり。

第六項　臺灣及朝鮮兩銀行貸付金

臺灣及朝鮮兩銀行貸付金には大正九年二月融通せられ大正十二年二月所謂九六公債に振替へられたる參戰追加借款資金百六十萬圓あり。大正九年一月支那政府は國庫債券百六十萬圓を發行し參戰借款續借に關する前拂利息を補塡することとなりしが、我政府は原借款成立の趣旨に鑑み、同年二月利率年八分、大正九年九月期限を以て、預金部資金百六十萬圓を臺灣、朝鮮兩銀行に貸付け、兩行をして中華滙業銀行の引受けたる右國庫債券を年八分二厘五毛を以て割引かしめたり。尋いで大正九年九月上述貸付金の期限到來したるも、支那政府の財政狀態を以てしては到底右國庫債券の償還を爲すに由なかりしを以て、政府は特に預金部融通金に付一箇年の期限延長を認めしが、兩行と中華滙業銀行との間に於ける延期交渉容易に纏らずして日を閲する裡、大正十一年六月所謂九六公債の發行あり、兩行は政府の內諾を經て本借款を以て九六公債に乘換へ、翌十二年二月預金部に右公債を賣却し、其の代金の內を以て前記借入金の償還を行ひたり（本章第三節第四款參照）。

第七節　日本銀行預金

第一款　概說

明治十八年預金局の設置當初に於ける預金運用の方法としては(一)國立銀行其の他に對する貸出(二)出納局に對する貸出(三)公債證書又は大藏省證券の購入及(四)日本銀行定期預ヶ又は當座預ヶの四方法認められしが、之が運用の順序を見るに、右の內(一)の方法は預金局より資金を當座預金として日本銀行に交付し、日本銀行は其の資金を國立銀行其の他に貸出したるとき定期預金に振替の手續を爲し、(二)の方法は預金局より日本銀行に對し直に定期預金の手續を執り、日本銀行より出納局に貸出すものとし、又(三)の方法も所要資金を當座預金として日本銀行へ融通し、日本銀行に於て公債證書、大藏省證券を購入したるとき小切手を振出し、右當座預金を以て支拂に立つるの定めにして、卽ち何れの方法に依るも預金局よりは日本銀行預金の形式を以て融通せられたるものとす。當時日本銀行に於ては此の種當座預り金及定期預り金を通常の預り金と區別して、御用當座預り金及御用定期預り金と稱せり。

明治十九年三月に至り從來の取扱方法を改め、預金局より預入せらるる運用金は之を二に分ち、一は運用元金と稱し、銀行其の他へ貸出に至る迄のもの及公債證書等購入の資本に供するものと爲し之を無利息とし、他は貸付元金と稱し、日本銀行其の他へ貸出を爲す際運用元金より振替ふるものとし、之に對しては貸出利息を附するものと爲し、同年四月一日より之を實行したり。而して此の改正に於て通常の定期預金は存置したるも、當座預金は之を廢止せしが、明治二十年七月に至り預金局は其の預金運用の方法として、日本銀行と暫定的に有利當座預ヶ金規約なるものを締結し、有利當座預金の總額を一萬圓以上三百萬圓迄、拂戻は其の金額に應じ一定の期日前豫め通知して之を爲すものとし、日本銀行は之に對し年四分二厘の割合に依り、日割計算を以て每年九月、三月の二期に其の利子

を支拂ひ、從前の貸付元預ヶ金は期限の至るに從ひ漸次有利當座預金に振替ふることとなりしが、實施の結果其の成績思はしからざりしを以て、同年十二月日本銀行の希望に基き之を解約して從前の運用方法に復し、唯通常の無利子當座預金のみを存置したり。

明治二十二年十月預金運用方法を一變し、預金の運用は原則として日本銀行定期預ヶ金の一途とし國債投資を制限し、從來の貸付元預ヶ金及當座預ヶ金は期限に至る毎に、又運用元預ヶ金は直に全部返納せしめ、右定期預ヶ金に對しては日本銀行に於て年利三分の割合を以て、日割計算に依り毎年三月、九月の二期に於て利子を支拂ふこととなれり。

越えて明治二十三年五月日本銀行の申請に基き前述定期預ヶ金を當座預ヶ金と改め、利子は同じく年三分を附することとなりしが、明治二十六年の交に至り世上一般の金融著しく緩慢の傾向を來し、同年三月日本銀行より、其の營業上の通常當座預金は漸次無利子の取扱を爲すに當り、獨り預金運用に屬する當座預金にのみ三分の利子を附するは困難なる旨懇へ來れり。仍て政府は其の事情を認め、當座預ヶ金は之を公債證書に振替ふるの方針を執りしも、市場に公債證書拂底して容易に購入すること能はざりしを以て、結局日本銀行の申請を容れ、同年七月當座預金無利子の取扱を認め、更に其の當時現在の預金全部を拂戻し、中央金庫に雜部保管金として委託するに至れり。

明治二十六年十一月預金が預金局より金庫出納役直接の保管に移るや、國債證券購入其の他の預金運用は從來の如く日本銀行預金の形式に依らず直接に行はれ、預金運用の一方法として認められし日本銀行當座預金も、明治二十六年度中二百萬圓の預入あり、翌年度に於て全部拂戻されたる外は爾後絶えて其の例を見ざりしが、大正六年在外正貨の運用として英蘭銀行其の他に對する預金の方法認められるると共に、其の資金は日本銀行在外預金として預金部より預入し、同行より更に英蘭銀行其の他へ預入せらるることとなり、尋いで大正九年には七十四銀行、橫濱貯蓄銀行救濟資金として預金部資金千六百萬圓を、日本銀行指定預金の形式に依り橫濱興信銀行に融通せられたり。

大正十一年度以降國庫預金制度の採用を見るや、從來現金として金庫に保管し未だ運用に至らざる預金部資金は、之を當座預金として日本銀行に預入し、之に對しては支拂の準備に必要なる金額（此の金額は每年度大藏大臣の定むる所にして、昭和元年度迄各年度千五百萬圓と定められたり）を除き、年二分の利子を附することとなり、又在外正貨の運用としての在外預金は、在外指定預金と改稱せらるるに至れり。

金大正十一年度末臺灣銀行に對し、同行資金難緩和の爲め日本銀行指定預金の形式に依り融通したる千五百萬圓の短期資金は、翌十二年三月返還せられしが、同年四月臺灣銀行業務改善及滯貸整理資として同行に融通したる五千萬圓、同年十月日本興業銀行外二銀行對支借款延滯利子救濟資金として日本興業銀行に融通したる千三百萬圓、大正十三年三月樺太廳事業費として樺太廳特別會計へ融通したる百四十七萬餘圓、大正十三年四月乃至六月に亙り朝鮮銀行に融通したる同行滯貸整理資金五千萬圓、及大正十四年三月臺灣電力株式會社に融通したる同社工事休止資金百五十萬圓は、何れも日本銀行指定預金の形式に依り融通せられ、更に大正十三年三月以降其の受拂頻繁なりし米穀需給調節特別會計資金の融通も亦此の形式に依りたるものとす。指定預金の形式を以て融通せられたる右諸融通金の內、樺太廳特別會計融通金殘額、竝に臺灣・朝鮮兩銀行融通金は、大正十四年三月の切換に當り運用方法改善の趣旨を以て直接貸の方法に改められ、其の他の融通金も昭和元年度末迄には橫濱興信銀行融通金を除き全部償還を見たり。

以上日本銀行預金の方法に依つて融通せられたる預金部資金中定期預金及當座預金に就ては特に說明を要せず、又在外預金（後の在外指定預金）に就ては左記に揭ぐる在外正貨各年度末現在高表に依り其の內容の大體を示すことと爲し、玆には右以外の資金に就き其の融通の沿革を尋ぬることとすべし。

尙日本銀行預金中特別のものとしては、明治三十二年當座預ヶとして年利一分二厘五毛を以て預入せられたる軍艦水雷艇補充基金に屬する金貨及金地金千四百九十四萬餘圓ありと雖も、右は翌三十三年度中に全部拂戻されたり。

（一）預金部日本銀行預金（在外指定預金を除く）各年度末現在高表

年度	運用元預金	貸付元預金	定期預金	當座預金	內地指定預金	計
	円	円	円	円	円	円
明治一八	一四、二九三					
同一九	二、七五〇、六三五	一、五四〇、八〇〇	一六、六三〇、二〇五			一六、六四四、四九八
同二〇	六八七	六三一、一〇〇		五五〇、〇〇〇		四、二九一、四三五
同二一	三四七、五九二	八五〇、六〇〇		九六六、一七三		一、一八一、七八七
同二二		四五六、〇〇〇	三七五、八四五			二、一六四、三六五
同二三		三五〇、〇〇〇		二、二〇〇、〇〇〇		八三一、八四五
同二四		二三三、八〇〇				二、五五〇、〇〇〇
同二五				一、三七五、〇〇〇		一、六〇八、八〇〇
同二六				二、九七〇、〇〇〇		二、九七〇、〇〇〇
同三二				一四、九四〇、五四六		二、〇〇〇、〇〇〇
						一四、九四〇、五四六

（備考）明治二十七年度乃至同三十一年度、同三十三年度乃至大正八年度は何れも預金年度末現在高なし。

（二）預金部日本銀行內地指定預金一覽表

年度	預入年月	預入高	利率	償還期限	資金の種類	備考
大正九	大正九、一二	一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 円	年五・〇	十箇年	七十四銀行及橫濱貯蓄銀行救濟資金	日本銀行融通利率二分
同一〇	同一一、一二	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	大正一二年三月限	臺灣銀行業務改善並滯貨整理資金	大正十二年三月償還
同一一	同一二、四	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	一箇年	同上	四回迄繼續預入を認む。大正十三年四月切換、同十四年三月臺灣銀行貸付金に振替の爲借換
同一二	同一二、一〇	一三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	七・五	一箇年	日本興業銀行外二銀行對支借款延滯利子救濟資金	大正十三年十月、同十四年十月切換、同十五年四月償還
同一三	同一三、三	二〇、四五〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一箇年	米穀需給調節特別會計所要資金	大正十三年十月七十一萬四千八百六十一圓期限前償還、殘額は期限に於て貸付金に振替の爲借換
同一三、三	同一三、三	一、四七二、四九八、六二〇	五・五	一箇年	樺太廳特別會計所要資金	九回迄繼續預入を認む。大正十四年三月朝鮮銀行貸付金に振替の爲借換
同一三、四	同一三、四	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	一箇年	朝鮮銀行業務改善並滯貨整理資金	
同一三、四	同一三、四	一一、六九二、一九二、六二〇	五・五	大正一四年三月末會計年度	米穀需給調節特別會計所要資金	
同一三、四	同一三、四	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	同上	
同一三、四	同一三、四	七〇、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	同上	

年月	金額	利率	期限	用途	摘要
大正一三、四	二〇七、九九三・〇二〇円	五・五	大正一四年三月末	米穀需給調節特別會計所要資金	
同 一三、五	七〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、五	五〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	一箇年	朝鮮銀行業務改善並滯貨整理資金	九回迄繼續預入を認む。大正十四年三月朝鮮銀行貸付金に振替の爲借換
同 一三、六	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・〇	一箇年	同上	同上
同 一三、六	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	大正一四年三月末	米穀需給調節特別會計所要資金	
同 一三、六	五〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、七	三〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、七	二〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、七	三〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、八	四〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	米穀需給調節特別會計所要資金	
同 一三、九	七五〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一三、九	五〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	同上	
同 一四、三	一、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五・五	同	臺灣電力株式會社工事休止資金	都合に依り一箇年宛切換を認む。期限に於て更に一箇年繼續預入、大正十四年十二月期限前償還

(三) 預金部在外正貨各年度末現在高表

年度	英貨の部 英國大藏省證券	英貨の部 英國國庫債券	英貨の部 定期預金	英貨の部 通知預金	英貨の部 特別當座預金	英貨の部 英貨信託金	英貨の部 在外指定預金	米貨の部 米國大藏省證券	米貨の部 英國大藏省證券	米貨の部 英國國庫債券	米貨の部 佛國大藏省證券	米貨の部 英佛公債	米貨の部 米國戰勝公債	米貨の部 米貨信託金	米貨の部 在外指定預金	合計
大正四	一三、〇五一、七九八円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	—円	一三、〇五一、七九八円
同五	七〇、三六三、二三九	一九、五三六、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八九、八九九、二三九
同六	九九、一〇四、〇八八	一九、五三六、〇〇〇	—	七、八二〇、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二六、四六〇、四八八
同七	—	一九、五三六、〇〇〇	一六、五九七、一〇〇	一四二、〇四五、二八六	—	二六三、〇五四	—	五〇、七五一、八〇〇	—	—	—	—	—	五〇、〇四〇、三三七	—	二七九、二五三、五三七
同八	一五六、七二二、五七三	一九、二五一、〇七〇	一四、六四四、三三一	—	一九、三〇二、三六四	三、九九七、七二三	—	八七、五一〇、六〇八	二五五、六五〇、四六三	—	二四、九一八、一八三	二八、六七五、〇五一	—	二、七二六、四三一	—	三五九、三七七、七七〇

年度	英貨の部 英國大藏省證券	英貨の部 英國國庫債券	英貨の部 定期預金	英貨の部 通知預金	英貨の部 特別當座預金	英貨の部 英貨信託金	英貨の部 在外指定預金	米貨の部 米國大藏省證券	米貨の部 英國大藏省證券	米貨の部 英國國庫債券	米貨の部 佛國大藏省證券	米貨の部 英佛公債	米貨の部 米國戰勝公債	米貨の部 米貨信託金	米貨の部 在外指定預金	合計
同九	一四〇、九六三、二四九	一九、二五一、〇七〇	一八、三五五、四四五	一、四四五、〇七六	—	一、二六八、九八〇	—	一四〇、二二七、九八六	二五五、四〇五、九六一	二、〇一五、二三六	一九、五三五、四九一	—	—	三九、一九一	—	五九八、四六六、九九三
同一〇	一九三、八二四、七五四	一九、二五一、〇七〇	二一、一四四、三三三	—	—	六四、九七三	—	一〇六、七六六、四九九	—	—	—	—	—	一五、九八五、〇七七	—	三四六、〇二六、八八七
同一一	二〇六、二八五、九三三	一九、二五一、〇七〇	—	—	—	—	四、七八八、九七九	八九、九三〇、六三九	—	—	—	—	一三、四三三、五〇〇	—	五三、三八四、八九九	三八六、〇八〇、九九八
同一二	二〇九、四三八、四六〇	一九、二五一、〇七〇	—	—	—	—	三一、九三七、六〇四	—	—	—	—	—	—	—	一〇、六六六、三〇九	二七一、二七三、六四五
同一三	一五八、四九七、〇七〇	—	—	—	—	—	四九、三〇四、〇〇九	—	—	—	—	—	—	—	一五、五三九、一六二	二二三、三四〇、二四一
同一四	一二三、一二〇、二三九	—	—	—	—	—	五五、一七六、五五三	一三、二四三、九五九	—	—	—	—	—	—	一六、六四三、五一七	一九七、一八四、二六九
昭和元	七五、七五三、六〇七	—	—	—	—	—	二八、三三一、〇六三	三九、〇七六、〇一七	—	—	—	—	—	—	一三、一〇七、七四三	一五六、二六八、四三九

第二款　出納局所要資金

明治十七年十月以降國庫は財政上の都合に依り國債局取扱の預金を一時借入れたりしが、未だ返納の時期に達せざる中に、明治十八年七月一日に至り預金規則の制定あり、預金の取扱は預金局に移されしを以て、國債局よりの借入金現在額五百二十萬圓は一旦返戻の手續を執り、更に新定の預金運用手續に依り之を預金局より日本銀行へ定期預ヶ金と爲し、同行より利率年七分、明治十八年十月期限を以て出納局へ貸付けたり。右利率は後に至り當初より六分と改められ、借入當日より滿期日迄日歩割を以て計算せらるることとなれり。

預金局開始當時は其の取扱に係る預金は專ら出納局へ貸付け運用を爲すの方針を執り、卽ち銀貨は一萬圓以上、通貨は二萬圓以上に達するときは、其の時々日本銀行を經て出納局へ貸付くることとし、後に至りては預金拂戻準備に充つる爲め出納局貸付金中約五十萬圓は期限を定めざるものとし非常拂戻を要するとき其の必要に應じ回收し得る制度と爲せしが、明治十九年度以降出納局貸付金は漸く國債證券其の他に地位を讓り、其の跡を絶つに至れり。

第三款　國立銀行其他貸出資金

日本銀行をして諸公債證書、政府發行の手形及地金銀を抵當として國立銀行其の他に預金局取扱預金の貸出を爲さしむることは、預金局設置と共に認められたる預金運用の一方法にして、之に關し預金局は日本銀行に對し貸付取扱手數料として、貸付利子額の千分の五を支給するの定めなりしが此の運用方法は明治十八年度中は全然行はれず、翌十九年度に入り初めて實行せられたり。而して日本銀行に於て本貸出を爲さんとする時は、先づ預金局長の承認を得て預金局より貸出資金の預入を受け、卽日貸出を爲す場合を除き之を運用元に引入るるの仕組なりとす。振替へ、貸出先より元利の回收ありたる際直に之を運用元預り金へ

明治十九年五月に至り預金は漸次增進して二千萬圓に達したりしも、時恰も一般金融緩慢にして資金の需要多からざりしのみならず、公債證書は次第に騰貴して之に放資すべき利便を失し、遂に六十萬圓以上の遊金を生ずるに至りたるを以て、預金局は貸出條件を緩和して遊金運用の方法を講ずることとなり、同月先づ公債證書を抵當とする貸出に對し一口貸出金額千圓以上十萬圓迄、利率年五分、期限六箇月以內（但し期限前償還を認む）とし、六分利以上利付公債抵當の場合は額面迄、五分利付公債は時價の九掛、新公債は時價の八掛迄貸出を認め、同年七月新に抵當品として正金銀行株券を加へて、之が時價の七掛迄の貸出を認め（明治二十年四月以降は抵當價格時價の五掛と改めらる）、利率を一律に年四分二厘と改正し、同年九月には大藏省證券（此の抵當價格額面の九掛）を、同年十一月には五分利公債證書（同上額面の九掛）を、翌二十年四月には日本郵船會社株券（同上額面の九掛）、日本鐵道會社株券（同上拂込金額）、第十五國立銀行株券（同上額面）及日本銀行株券（同上時價の五割）を、同年五月には整理公債保證金及拂込金領收證書（同上保證金及拂込金の九掛）、四分利付新公債證書（同上時價の八掛）及舊公債證書（同上時價の八掛）を抵當品に加へ、又明治十九年十月には日本銀行大阪支店に於ても本貸出を取扱はしむるに至れり。

明治二十年七月以降は所謂有利當座預金制度の施行ありて、國立銀行其の他に對する貸出は一時中絕したりしが、同年十二月右制度の廢止と共に再び復活し、其の後は貸出に當りて豫め預金局長の承認を得るを要せず、貸出後同局長に屆出づるを以て足るものとし、且利子を年五分五厘と定め、日本銀行は利子高の百分の一を取扱手數料として受くることとなれり。

明治二十一年一月に至り抵當品の種類及其の抵當價格を增加し、利子歩合は日本銀行一般營業上の貸付金利子割合の增減に伴ひ、同年一月六分、同年三月五分八厘、同年五月六分、同年六月六分三厘に各改定ありしが、明治二十二年十月從來の預金運用方針變更せられ、本貸出金は認められざるに至れり。

尙明治十九年六月以降は本貸出金にして特に預金局に於て貸出先を指定し、日本銀行をして貸出さしめたるものあり。今日の指定預金に類したる制度にして特筆に値すべし。

第四款　七十四及橫濱貯蓄兩銀行救濟資金

橫濱市に本店を有する株式會社七十四銀行は大正九年五月突如休業を發表し、之と共に同行と密接の關係を有する株式會社橫濱貯蓄銀行も亦休業の已むなきに立至りしが、兩行の取引先は廣く各地に跨り、其の破綻より生ずる多數預金者の困苦は社會全般に容易ならざる惡影響を與へ、財界も之

が爲め不安定の狀勢に陷るの虞あり、之が救濟は焦眉の急なりしを以て、政府は大正九年十二月預金部資金千六百萬圓を年五分を以て日本銀行に指定預金し、日本銀行は右資金を特に年二分の低利を以て、兩行の整理を其の營業の一部として行ふ爲め橫濱市有力者に依り設立せられたる橫濱興信銀行に融通したり。

第五款　臺灣銀行業務改善竝滯貸整理資金

臺灣銀行は歐洲大戰當時本邦財界の異常なる發展に伴ひ、或は內地に多額の貸出を爲し、或は海外に於ける長期事業に資金の融通を爲し、或は對支借款の引受に參加する等、漸次其の營業範圍を擴張する所ありしが、一度財界の反動期に入り各種企業及商業の沒落相次ぐや、此等關係者に對する貸出は忽ち其の取立の途を失ひ、遂に測らざる多額の滯貸を生じ、同行の資金狀態は次第に窮迫を告ぐるに至れり。而して大正十一年末に至りて其の程度は益々甚だしきを加へ、前途眞に憂慮すべきものありしを以て、同年末預金部は一千五百萬圓の短期資金を日本銀行指定預金の形式を以て同行に融通し、以て一時の急を救ひしが、尋いで同行は更に五箇年乃至六箇年を期して滯貸整理に關する方針を樹て、之に就き政府より低利資金五千萬圓、日本銀行より極度五千五百萬圓迄の融通を受け、其の運用益金を以て整理資源に充當したきことを希望したり。政府に於ても同行の改善は其の使命遂行上必要なるのみならず、一面財界の安定恢復に資する所以なりとし、大正十二年四月利率年五分、期限一箇年の條件に依り、日本銀行指定預金の形式を以て預金部より五千萬圓を同行に融通することとせり。其の後右指定預金は一年毎に切換を認め來りしが、大正十四年三月の切換に際し、預金部資金運用方法改善の趣旨を以て同行に對する直接貸に改められたり（本章第六節第四款第三項參照）。

第六款　日本興業銀行外二銀行對支借款延滯利子救濟資金

日本興業・臺灣・朝鮮三銀行が、大正七年政府の慫慂に基き行ひたる對支一億圓借款は、何れも年二回利子前拂の定なりしも、支那政府財政窮乏の結果僅に當初兩三年分約千五百萬圓を、借款資金當分預金の振替に依り現金支拂を受けたるに過ぎずして爾後引續き延滯し、所謂利拂借款として延滯分を別箇の借款に振替整理し來れるの狀態にして、之が爲め三銀行は著しく其の資金に行詰りを來し、遂に其の本來の使命の遂行に支障を來すに至りたるを以て、之が緩和の爲め大正十二年十月二回に亙り預金部資金合計千三百萬圓を、日本銀行指定預金の形式に依り、利率年七分五厘を以て三銀行代表者日本興業銀行に融通したり。本融通金の償還期限は一箇年なりしも、逐次切換を行ひて大正十五年三月に至りしが、同月日本興業銀行外二銀行の對支借款關係債務の整理に關する法律公布あり、翌四月一日本融通金の期限前償還を見、預金部は之が償還金を以て三銀行が右法律に基き政府より交付を受けたる國債證券を購入したり。

第七款　米穀需給調節特別會計所要資金

米穀需給調節特別會計に於て資金の必要ある場合、預金部より之が融通を爲すに當りては、當初大正十年十二月に於て同特別會計に對する貸付金の形式に依り三十四萬圓の融通行はれしを除き、爾後は總て日本銀行指定預金の形式に依り融通せらるることとなり、十三年三月二千四十五萬圓の融

通を始めとして、同年四月千二百十七萬百八十五圓、同年五月十二萬圓、同年六月十五萬圓、同年七月八萬圓、同年八月四萬圓、同年九月八十萬圓等の融通が、何れも此の形式に依り行はれしが、大正十四年三月以後は再び預金部の直接貸付の形式に依ることとなれり（本章第六節第二款第七項參照）。

第八款　樺太廳特別會計所要資金

樺太廳特別會計に對し日本銀行指定預金の形式に依り預金部より資金の融通を爲したるは大正十三年三月にして、其の金額は百四十七萬二千四百九十八圓六十二錢とし、之を以て樺太に於ける各種事業費に充てしめたり。右金額中七十一萬四千八百六十一圓は同年十月償還せられしも、殘額は大正十四年三月の期限に於て借換を認むるに當り、預金部資金運用方法改善の趣旨を以て之を貸付金に改められたり（本章第六節第二款第三項參照）。

第九款　朝鮮銀行業務改善竝滯貸整理資金

歐洲戰後經濟界の變動に際し朝鮮銀行は特に內地及滿洲に於て打擊を受くること甚だしく、尠からざる滯貸を生じたるを以て、大正十一年八月一度整理案を確立して整理に努め來りしも、其の後經濟界の情勢は愈〻沈衰の度を加ふるに至りしのみならず、十二年九月關東大震災突發し、爲に其の缺損額は巨額に達するに至り、斯くて同行の現狀を以てしては其の償却整理を完了するには相當長期を要するのみならず、其の間自ら資力の不足を來し、同行本來の使命を果す能はざるに至れり。仍て同行は大正十三年更に整理の方針を樹て、一方經費の節約を行ふと共に、他方政府及日本銀行の援助を得て低利資金の融通を仰ぎ、之が運用に依る利益金と相俟て業務改善の目的を達せんとしたるが政府も同行本來の使命に鑑み其の希望を容れ、大正十三年四·五·六の三月に亙り預金部資金合計五千萬圓を、日本銀行よりも別に千五萬圓を融通したり。右預金部融通金の利率は年五分にして、期限を一箇年とし、九回迄繼續預入を認むるの定めなりしが大正十四年三月の切換に當り、運用方法改善の趣旨を以て之を同行に對する直接貸に改めたり（本章第六節第四款第四項第四目參照）。

第十款　臺灣電力株式會社工事休止資金

臺灣電力株式會社は臺灣全島に電力を供給する目的の下に、大正八年八月總工費四千八百萬圓の豫算を以て工事に着手せしが、其の後物價の騰貴、設計の變更、營業の擴張等に伴ひ工費著しく膨脹し財界不況の折柄資金調達の途なく、大正十一年六月一時工事を中止したり。然るに同島に於ける電力の需要は遂日增加し、到底會社の水力發電のみを以てしては其の需要を充たすを得ず、他より電力を購入し又は火力發電に依り、辛うじて當面の急を凌ぐの狀況に至りたる爲め、同社は玆に工事再開の計畫を樹てしを以て、政府は取扱へず大正十二年四月同年度事業資金として、預金部より興業銀行經由、利率年五分五厘、償還期限二箇年半を以て、五百萬圓を融通することに決定したりしが、偶〻同年九月關東大震災勃發の爲め右預金部資金の融通は遂に實現を見るに至らず、一般市場に於ける資金の調達亦不可能なりしを以て、同社は再び工事を休止することとなれり。仍て預金部は大正十三年三月右五百萬圓の融通に代へ、工事休止に伴ふ所要資金（買入代金支拂資金·工作物維持資金等）として、二百九十

四萬七千圓を前回同樣興業銀行經由融通することとなりしが、其の後預金部資金の都合上之を百五十萬圓に減額し、大正十四年三月に至り利率年五分五厘、同年三月末期限（但し都合に依り一箇年宛切換融通を認む）の條件を以て、日本銀行に對する指定預金の形式に依り同行に融通し、同行は年六分五厘の利率を以て之を同會社に貸出したり。會社は期限に於て右の中十五萬圓を償還し、殘額百三十萬圓は會社の都合に依り更に一箇年間繼續融通を爲せしが、同年十二月期限前償還を受けたり。

第十編附表

第一表　預金部貸借對照表

（イ）資產之部

種別	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
國債證券	一二一、〇六一、四九一円	一二九、五一〇、五八五円	一三四、六一一、一八二円	一二八、一八八、二九九円	一一三、九一一、五六三円	一〇一、八七五、三八八円	五二、五二六、四一六円
外國國債證券	三五、〇〇七、〇八一	三四、九二四、八一五	三三、八二三、七一二	三三、七二三、六六四	三三、六二三、二〇一	三三、二八四、七五四	三三、〇四九、五六〇
地方債證券	—	—	七、一四二、五〇〇	一五、一五八、五〇〇	一六、一一二、〇〇〇	一八、三三一、五〇〇	一七、七九一、五〇〇
特殊銀行會社社債券	二三、五〇九、三一七	二五、五五〇、九三四	三三、三六一、三七〇	五九、一九五、七一五	七五、七五四、八〇一	八〇、四六四、四四四	八九、三三〇、二四三
貸付金	—	一三、〇〇〇、〇〇〇	四一、五〇〇、〇〇〇	四三、五〇〇、〇〇〇	六一、九七七、一一二	四六、五二九、一〇一	九三、一三九、二五〇
日本銀行預金	—	六、七五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—
現金	三二、七二五、七六三	二三、四四一、九六七	六一、四二八、〇五六	八、四九四、六二二	一二、九六六、九四三	一六、九八九、一八八	二九、〇四七、五〇九
合計	二一二、三〇三、六五二	二三三、一七八、三〇一	三一一、八六五、八二〇	二八八、二五九、八〇二	三一四、三四四、六二三	二九七、四七四、三七八	三一四、八八四、四八三

種別	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
國債證券	六六、一七三、〇五五円	六八、五九〇、三六八円	五八、五九三、六四一円	七〇、五五六、三〇五円	一〇三、七八八、〇二〇円	一一二、七〇九、九〇八円
外國國債證券	四四、六六一、八一〇	一二五、九六六、一二六	一九〇、〇九〇、二五五	一三九、九七四、五四八	三八三、二四一、九五四	四〇八、九〇二、〇〇三
地方債證券	一五、三二九、九九〇	一四、六六六、九九〇	一六、五八四、九九〇	一八、八七八、四九〇	三七、二二六、二九〇	六一、六三四、八九〇
特殊銀行會社社債券	八九、三五九、七六五	一〇〇、一七七、四七六	一二三、三四五、二二七	一六六、九〇九、二九〇	二一九、六二〇、三七一	三一〇、三二八、八九七
貸付金	一〇一、九六二、八二八	一〇五、九四五、〇〇四	一〇六、四八六、三一八	一三八、四八六、三一八	一六五、八四三、四四三	一八五、二八七、四四三
日本銀行預金	—	—	—	—	—	一六、〇〇〇、〇〇〇
在外預金	—	—	七、八一〇、四〇〇	二〇八、九七四、七二八	四〇、六五九、八二〇	二一、〇八八、六九五

種別	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
現金	四七、一九六、三三八円	三三、四八四、六八四円	一〇〇、九二八、二三五円	四一、〇八二、七九七円	三一、二六六、六二三円	二四、〇〇二、三六八円
合計	三六四、六八三、七九一	四四八、八三〇、七五四	六〇三、八三九、〇六〇	七八四、八六二、四八〇	九八一、六四六、五三二	一、一三九、九五四、二二三
國債證券	一六八、五七五、七八〇円	二三九、七七九、一九二円	二三七、三七〇、五五四円	三〇九、〇六三、四八五円	三〇六、二〇三、五〇五円	四一七、六三三、四三三円
外國國債證券	三三〇、三五六、三三一	—	—	—	—	—
四分利付支那債券元利補償證書	—	—	三〇、二六二、三六〇	二九、〇九八、一四七	二七、九三三、七三五	二六、七六九、三三三
英國大藏省證券	—	二〇六、二八三、九二二	二〇九、四二八、四六一	一五八、四九七、〇七〇	一二三、一二〇、二四〇	七五、七五三、六〇七
英國國庫證券	—	一九、二五一、〇七〇	一九、二五一、〇七〇	—	—	—
米國大藏省證券	—	八九、九三〇、六三〇	—	—	一三、二四二、九五九	三九、〇七六、〇一七
米國戰勝公債	—	一三、四一二、五〇〇	—	—	—	—
支那政府債券	—	三三、七九一、九八六	一一、六四〇、四七六	一一、六六七、三九九	一一、〇八一、二九三	一〇、九九九、〇〇一
地方債證券	八三、六四四、六九〇	九七、〇三八、九四一	一四〇、四三〇、〇六六	一六五、六五九、八四四	一九五、六七二、九九四	二三三、〇〇七、九三三
特殊銀行會社社債券	三二五、八八三、六九五	—	—	—	—	—
勸業債券	—	一五五、五五三、九八六	一五六、六二一、五三二	一九七、四三三、一九一	二三五、七四二、二九三	二四八、〇二六、一二四
興業債券	—	九二、三三〇、三三三	一三三、九七五、四四四	一三三、七九四、六二五	一〇三、五七六、八六八	六九、〇二〇、四六七
北海道拓殖債券	—	一〇、六九七、六七五	一三、五四九、三三三	一三、一三五、九〇八	一六、一一五、六〇五	一九、一二四、九五七
農工債券	—	三、七九〇、五七三	三、三〇六、五八四	五、一八四、三八六	一一、三二五、九二〇	一三、六九三、八七七
東洋拓殖債券	—	二八、一六二、三三八	二一、八五四、二二六	三五、一〇一、七一三	三四、七三〇、六〇〇	三八、一四九、八五〇
朝鮮殖産債券	—	一四、九〇〇、〇〇〇	一八、八〇〇、〇〇〇	二一、四七五、〇〇〇	二三、六二五、〇〇〇	二六、五六八、〇〇〇
其他債券	—	四、三三三、七一六	四、二二八、三六四	八、三七五、三〇〇	八、四三八、〇〇〇	一〇、六三七、八九八
一般會計特別會計貸付金	—	—	—	—	二〇九、六二五、五九九	二四五、六七九、二七一
其他貸付金(貸付金)	一七一、七四七、四四三	一八九、四七七、四四三	二五七、八四三、二三九	三六七、九一六、九七四	二三一、一七七、六八四	一九〇、四七六、六六三
內地指定預金(日本銀行預金)	一六、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、九三三、四九九	三〇、三三〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇

種別	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
在外指定預金(在外預金)	二七、一九四、二六四	一〇、一七二、八七九	四二、五九四、一一四	六四、八四三、一七二	七一、八二〇、〇七一	四〇、四三八、八〇五
當座預金	—	一八六、五九九、三一二	一五〇、〇八五、四九九	一一五、七一一、二六二	七七、九〇六、七二七	七五、六四六、六七二
現金	一四六、四八〇、一八四	—	—	—	—	—
減價償却金	—	—	—	—	六、二二七、一三一	三、六六〇、三七〇
損失金(歲出)	—	二〇二、四五三	二七一、一三四	二四一、三八二	六九、四三一、八〇一	七一、〇九三、七八五
合計	一、二八九、八八二、三九五	一、四三五、五八七、八三八	一、五四〇、四一五、一一三	一、六五六、五二八、八五八	一、七八三、九七八、〇二四	一、八五九、四三六、〇四一

(備考) 一、明治四十一年度乃至大正十年度の特殊銀行會社社債券・外國國債證券及在外預金等は、其の内容詳ならず。
二、「貸付金」は大正十四年度以降「其他貸付金」と改稱す。
三、「日本銀行預金」は大正十一年度以降「內地指定預金」として整理す。
四、「在外預金」は大正十一年度以降「在外指定預金」と改稱す。
五、大正十四年度以降「損失金」は「歲出」として整理す。
六、明治四十年度以前の計數は明ならず。次表亦同じ。

(ロ) 負債之部

種別	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
貯金局預金	一二三、四三三、八三〇円	一三八、七〇二、七〇八円	一七二、六九三、七七四円	一九四、三七三、七〇三円	二〇四、七六五、三七九円	二〇二、〇〇九、五八九円	二一四、一九三、二〇〇円
貯蓄債券賣却代預金	一九、四九二、六一〇	一九、一九五、三八〇	一八、八九八、四八〇	一八、五四六、六七〇	一八、一五七、〇九〇	一七、七三八、六〇五	一七、一九九、七一一
各特別會計及其他預金	五三、九二一、八〇〇	四四、三五五、八〇四	八三、四五五、七二一	三五、二三五、三六六	四六、七五四、九八六	二八、七四一、二四八	三一、四五二、一四三
預金利子支拂元積立金	二三、三六五、一三〇	二七、八六二、三三七	三二、三六六、〇五六	三五、六三一、五六五	四一、七三六、三三二	四四、一二五、〇五三	四七、一八三、〇四三
一般會計繰入未濟額	—	—	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—
純益	三、〇八一、二九二	三、〇六二、〇七二	四、四五一、七九九	三、四七二、四九八	一、九三〇、八三六	三、八六九、八八三	四、八五六、三八六
合計	二二三、三〇三、六五二	二三三、一七八、三〇一	三一一、八六五、八二〇	二八八、二五九、八〇三	三一四、三四四、六二三	二九七、四七四、三七八	三一四、八八四、四八三

種別	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
貯金局預金	二四四、九五五、〇一九	三三三、一〇〇、一七三	四六二、九三三、九二六	六一三、三四四、八七五	七四八、七三〇、八〇七	八八四、八六八、一六三
貯蓄債券賣却代預金	一六、六七一、〇六〇	一六、一四三、四七五	一五、六一四、一八五	一五、〇七五、三六五	一四、二九七、〇九〇	一三、五八六、六五〇
各特別會計及其他預金	四三、六九二、八六八	三五、四五九、四三六八	四七、九三三、七七一	六三、八三五、〇七六	一〇七、五五一、六七二	一〇七、二〇九、八四〇
預金利子支拂元積立金	五二、三八四、三六三	五九、五六六、三三	六八、八九〇、三二	八三、二六六、三六六	九九、五四三、三六八	一二九、九二五、九六四
純益金	四、九七〇、二四〇	六、五九二、三六六	八、四九七、八七八	一二、五三三、三六五	一四、四五一、三六六	一七、三九、九三四、二三
合計	三六四、六一三、七九一	四八〇、八三九、〇六〇	六〇五、八三九、〇六〇	七九四、八六二、八六〇	九八一、六四六、五三二	一、二九、九三四、二三

種別	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
貯金局預金	九四三、八三七、六五四	一、〇四五、四四一、一四一	一、一四八、二四四、八〇四	一、一三七、七〇一、八六一	一、一五八、九〇二、五〇一	一、二三五、六五一、二九九
貯蓄債券賣却代預金	二二、七一九、七三五	二二、九三〇、〇八五	九、八五一、九三〇	六、八八八、八五五	四、二五〇、九五五	二五、七四二、〇四〇
公債金預金	—	—	—	—	—	—
臨時國庫證券收入金預金	一七三、七一四、一三七	—	—	—	—	—
各特別會計及其他預金	—	—	三、四三五	三六八、五六三	四〇六、〇四八	四四五、八〇二
教育基金預金	—	三五五、八一九	七二、八三一	二八、五九〇、六五五	八、〇〇五、五二五	八、〇〇〇、〇〇〇
教育改善及農村振興基金預金	—	九三〇、〇〇〇	三、〇四〇、〇〇〇	四、九七八、〇〇〇	五、四四〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
賠償金預金	—	一八、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	—
國債整理基金預金	—	—	—	—	—	—
國有財產整理資金預金	—	四九、三四五、八一三	一七、八一三	五、八三〇、〇一九	二六、五五六、九一四	六、一三〇、〇〇〇
帝國鐵道預金	—	三一、〇〇〇	—	—	—	二六、二六四、三〇九
米穀需給調節預金	—	一四、九六四、〇〇〇	二〇、四三七、〇〇〇	二九、九四四、〇〇〇	三三、九二六、〇〇〇	五六、八四三、〇〇〇
簡易生命保險餘裕金預金	—	—	—	—	—	—

種別	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
簡易生命保險積立金預金	—	—	—	—	—	—
對支文化事業餘裕金預金	—	—	—	—	—	—
對支文化事業積立金預金	—	—	—	—	—	—
郵便年金餘裕金預金	—	—	—	—	—	—
其他通常預金（其他預金）	—	—	—	—	—	—
預金利子支拂元積立金	一四〇、八三五、七三四	二七、七二九、六二六	四九、三五九、〇七〇	四九、三五九、〇七〇	四五、三四八、三四三	四四、三四五、〇七〇
保管金供託金預金	—	—	—	—	—	—
未整理勘定	—	—	—	—	—	—
振出小切手支拂未濟	—	—	—	—	—	—
利益金（歲入）	一九、九五五、一一〇	五九、九三五、五一二	六六、三六七、九九一	一〇〇、五六七、四四七	一〇一、四〇六、三四三	一〇一、四〇六、三四三
合計	一、二六九、八八二、三九五	一、四三五、五六七、八三八	一、四四〇、四二五、一二五	一、六六六、五六八、八五六	一、七五三、九七八、〇一四	一、八九五、四三六、〇四一

（備考）一、預金部貸借對照表負債の部に於ける勘定科目は明治四十一年度乃至大正十年度は、偖に貯金局預金・貯蓄債券賣却代預金・各特別會計及其他預金・預金利子支拂未濟額・同上支拂元積立金・一般會計繰入未濟額・純益等七科目に過ぎざるも、其後預金事務の膨脹と共に漸次科目の增加を見、昭和元年度末に於ては二十科目に達せり。而して曾て存在したる科目にして他に併合せられ、或は逆に一科目の數科目に分割せられしものありて、今此等の累年狀況を一表に取纏むるは困難なりと雖も、姑く全科目を列記して大體の傾向を知るに便せんとす。

二、明治四十一年度乃至大正十年度には「預金利子支拂未濟額」なる科目を存すれども、本表にては便宜上之を「預金利子支拂元積立金」中に合算したり。

三、「貯金局預金」は貯金局が受入れたる郵便貯金にして、預金部に預入したるものなり。

四、「利益金」勘定は大正十四年度以降「歲入」として整理す。

第二表　大藏省預金部特別會計歲入歲出決算額表

科目	大正十四年度	昭和元年度
歳入		
運用利殖金收入	一〇一、三九七、二七二円	八五、四〇七、九一七円
利子收入	七九、八七一、二六一	七九、五六九、四八二
國債證券	一六、八〇二、四九三	二二、〇三一、七四六
地方債證券	八、八七〇、三一七	九、六二三、六三五
勸業債券	一一、四六五、六八九	一三、二二一、四四七
興業債券	六、八七〇、八七四	二、七六六、二九六
其他債券	五、五二〇、五七九	五、一四一、一五六
貸付金	一九、八二八、五九六	一七、四七八、九三六
其他運用資金	一〇、五一二、七〇三	九、三〇七、二六六
賣却及償還益	二一、五二六、〇一一	五、八三八、四三五
國債證券其他四分利付支那債券元利補償證書	二〇、〇二六、九一八	四、三三九、三四二
雜收入	一、四九九、〇九三	一、四九九、〇九三
合計	九、〇七一	七、二二二
	一〇一、四〇六、三四三	八五、四一五、一三九

科目	大正十四年度	昭和元年度
歳出		
事務費	七〇、五二八円	六六、七六五円
預金利子及運用手數料	六五、九一八、六六九	七〇、九四四、一七三
預金利子	六五、八五四、三六一	七〇、八八二、〇四六
郵便貯金利子	五五、六五六、六四四	五一、五三五、一〇一
貯蓄債券賣却代預金利子	三一〇、四三九	一一一、三七五
復興貯蓄債券收入金預金利子	一、八六三、一五〇	三、二二一、四三六
其他預金利子	八、〇二四、一二七	一六、〇一四、一三四
運用手數料	六四、三〇八	六二、一二七
他會計へ繰入	三、四二五、〇〇〇	三、七二五、〇〇〇
一般會計	三、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇
朝鮮總督府特別會計	二八〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
臺灣總督府特別會計	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇
關東廳特別會計	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
樺太廳特別會計	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
運用損失金	八、〇三七	四、一八一
合計	六九、四二二、二三三	七四、七四〇、一一九

明治大正財政史　第十三卷　終

昭和十四年十一月二十六日印刷
昭和十四年十一月三十日發行

〔明治大正財政史第十三卷奥附〕
——全二十卷ノ内——

大藏省編纂

東京市赤坂區田町七丁目三番地
發行兼印刷者　草村松雄

東京市牛込區榎町七番地
印刷所　大日本印刷株式會社
榎町工場

著作權所有

發行元　東京市赤坂區田町七丁目三番地
財政經濟學會
明治大正財政史部振替東京一七〇八番
電話赤坂(48)三四〇・三四一番

明治大正財政史（全二十卷）略目次

第一卷
總目次
第一編總說
第二編財政機關

第二卷（第二回配本）
第三編會計制度

第三卷（第十一回配本）
第四編歲計（上）

第四卷（第六回配本）
第四編歲計（中）

第五卷（第五回配本）
第四編歲計（下）

第六卷（第七回配本）
第五編內國稅（上）

第七卷（第十回配本）
第五編內國稅（下）

第八卷（第十三回配本）
第六編關稅

第九卷（第三回配本）
第七編專賣（上）

第十卷（第四回配本）
第七編專賣（下）

第十一卷（第二回配本）
第八編國債（上）

第十二卷（第八回配本）
第八編國債（下）

第十三卷（第十七回配本）
第九編通貨

第十編預金部資金

第十四卷（第九回配本）
第十一編銀行（上）

第十五卷（第十二回配本）
第十一編銀行（中）

第十六卷（第十四回配本）
第十一編銀行（下）

第十七卷
第十二編金融

第十八卷（第十五回配本）
第十三編外地財政（上）

第十九卷
第十三編外地財政（下）

第二十卷（第十六回配本）
第十四編雜纂

705
32